

令和5年度技術開発調査等推進事業（あるべき
イノベーション政策の検討に向けた調査事業）

調査報告書

EY新日本有限責任監査法人

令和6年3月22日

目次

第1章 はじめに	P2
1.1 調査目的	P3
1.2 調査の全体像	P4
1.3 業務内容と調査体制	P5
1.4 実施スケジュール	P6
第2章 マクロ分析及び個別企業分析を通じた仮説の構築と立証	P7
2.1 大企業向け調査	P8
2.2 中小企業向け調査	P68
第3章 海外主要国における実態調査	P77
3.1 調査手法	P78
3.2 調査結果	P79
第4章 研究会の開催	P124
4.1 研究会の設置と開催スケジュール	P125
4.2 研究会の開催概要	P127
第5章 日本のイノベーション税制の課題分析及び制度設計に関する提言	P135
Appendix	P139

第1章 はじめに

1.1 調査目的

諸外国において政府による大胆な研究開発投資促進策が行われ、それに伴い民間部門の研究開発投資が大幅な増加傾向にある中、我が国における研究開発投資は微増傾向にとどまっている。人口減少による国内市場や研究人材育成の停滞により、このままでは構造的に**我が国の研究開発投資環境**が劇的に好転することが見込まれない中、これを**改善するための大胆な政策的支援が必要**になる。

イノベーションは、研究、開発、事業化、産業化といった様々なフェーズを経て初めて実現するものであり、**技術の社会実装により市場を獲得し、その果実を再投資していく「イノベーション循環」を起こしていくことが重要**である。そのため、各国政府はイノベーションのフェーズに応じて様々な政策措置を講じており、我が国も一層の対応を検討する必要がある。

また、ミッション指向型のイノベーション政策が諸外国で進展し、我が国においても社会課題の解決に向けたイノベーション政策の重要性が増す中、民間企業のこうした**重点技術分野への投資を促していく仕組みの構築**や、**重点技術に係る管理のあり方**についても検討の必要がある。

以上を踏まえて、本委託調査事業においては

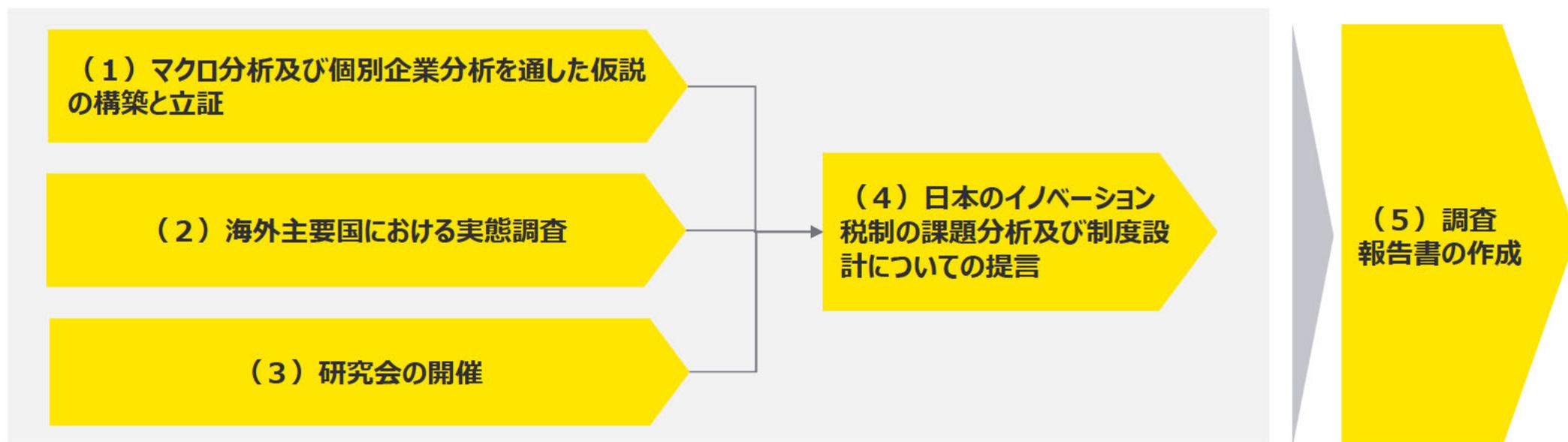
- (1) 「イノベーション循環」を起こすことで我が国の研究開発投資環境を改善する施策のあり方
- (2) イノベーション拠点としての競争力を改善するために必要な制度措置
- (3) イノベーションの生産性を可視化する方法
- (4) 重要な社会課題開発に向けた重点技術への集中支援のあり方

等についての調査を行い、**今後の効果的なイノベーション税制の検討に活かす**ことを目的とする。

1.2 調査の全体像

• 本調査は、**5つのタスク**から構成される。

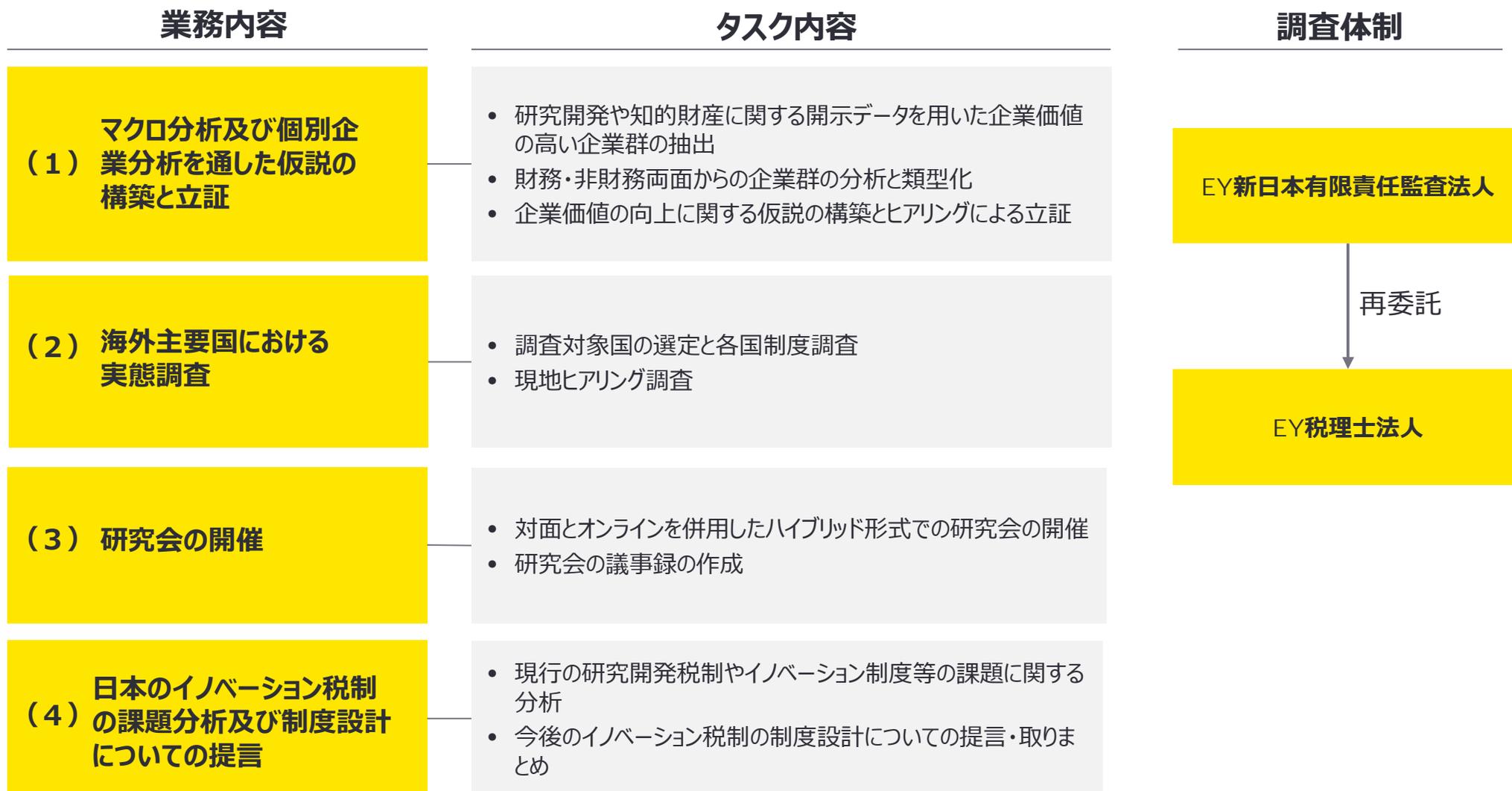
- (1) 国内企業における財務・非財務の両面に関するデータを収集し、研究開発や知的財産を有効に活用して企業価値を向上させている企業を抽出する。企業群の分析結果に基づき、企業価値の向上につなげるための要素が何であるかの仮説を構築して立証する。
- (2) 研究開発税制等、イノベーション創出に関わる制度が導入されている海外主要国を対象に、各国制度の調査と現地ヒアリング調査を行い、海外主要国の研究開発税制等に関する実態を把握する。
- (3) 委員11名程度による研究会を開催し、(1)・(2)の調査結果に基づき、今後のイノベーション投資を強化する方法について検討する。
- (4) (1)～(3)の結果を踏まえ、現行の研究開発税制やイノベーションボックス制度のようなイノベーション税制等の課題について分析を行い、今後のイノベーション税制の制度設計について提言を行う。
- (5) 上記により得られた調査結果と提言等について、調査報告書として取りまとめる。



一連の結果を取りまとめ

1.3 業務内容と調査体制

- 本業務に関する具体的な業務内容は以下の通り。EY新日本有限責任監査法人とEY税理士法人が連携して調査を実施した。



1.4 実施スケジュール

- 本事業は令和5年5月31日～令和6年3月22日の期間において、下記のスケジュールに基づき実施した。

	業務内容	令和5年度 事業実施計画 実施スケジュール											
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
—	マイルストーン			▼ 研究会（令和5年夏までに4回程度）								▼ 調査報告書 (3/22)	
(1)	マクロ分析及び 個社企業分析 を通じた仮説の 構築と立証	企業30社の抽出と 類型化分析			報告書作成のための フォローアップ調査				中小企業向け アンケート調査				
					ヒアリング調査準備		ヒアリング調査				取りまとめ		
(2)	海外主要国に おける 実態調査	調査対象国の選定と 各国制度調査①			報告書作成のためのフォローアップ調査					調査対象国の選定と 各国制度調査②			
					現地ヒアリング調査準備		現地ヒアリング調査				取りまとめ		
(3)	研究会の開催	▼ 第2回	▼ 第3回	▼ 第4回	▼ 第5回								
		研究会の企画・運営											
(4)	課題分析・ 提言の作成								日本のイノベーション 税制の課題分析		提言 ・取りまとめ		
(5)	調査報告書の 作成											調査報告書 作成	

第2章 マクロ分析及び個別企業分析を通じた仮説の構築と立証

2.1 大企業向け調査

2-1-1 アンケート調査前の分析

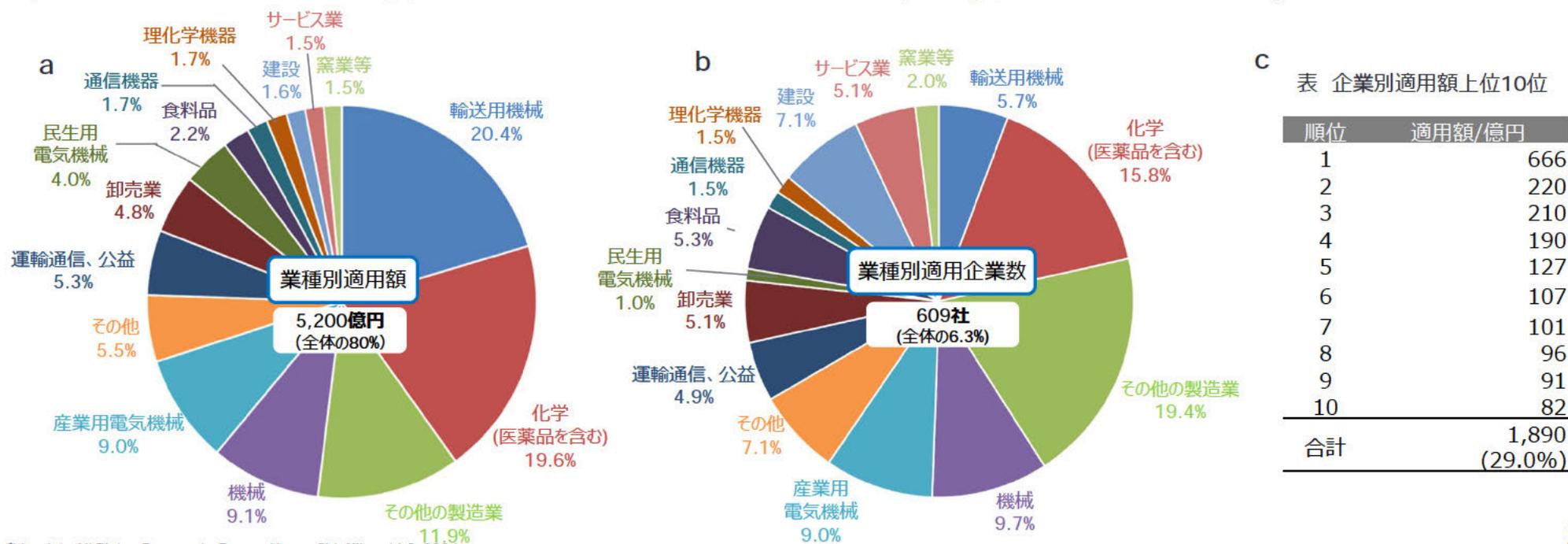
■ アンケート調査前の分析（インプット状況の把握）

本プロジェクトでは研究開発のアウトプット効果の促進のための税制措置となるが、研究開発へのインプットの状況を把握してインプット/アウトプットの循環を促進することが重要になる。SPEEDAデータベースから、インプット指標となる直近年度（令和3年度）に研究開発費を計上・公開している日本企業2,214社のデータを抽出でき、アンケート調査では2,000社に絞ってアウトプット状況を調査した。以下では、アンケート調査結果の前に会社の規模や業種括りでインプットの現況を記載する。

（ア）研究開発税制の活用実績の多い企業や業種は？

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による研究開発税制の活用実績を以下に示す。令和3年度の実績として、単体法人・連結法人で計9,707社に、総額6,527億円が適用されている。ここで、資本金100億円超の企業に絞ると、609社（b）に対し5,200億円（a）が適用されており、**資本金100億円超の大企業が全体適用額の8割を占めている**。業種としては**自動車、医薬品・化学（医薬品）、その他製造業が多い**。また、適用額上位10社の企業が匿名で公表（c）されており、10社だけで全体の約3割を占めている。

研究開発税制の活用状況 令和3年度実績 ※試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（資本金100億円超企業対象）



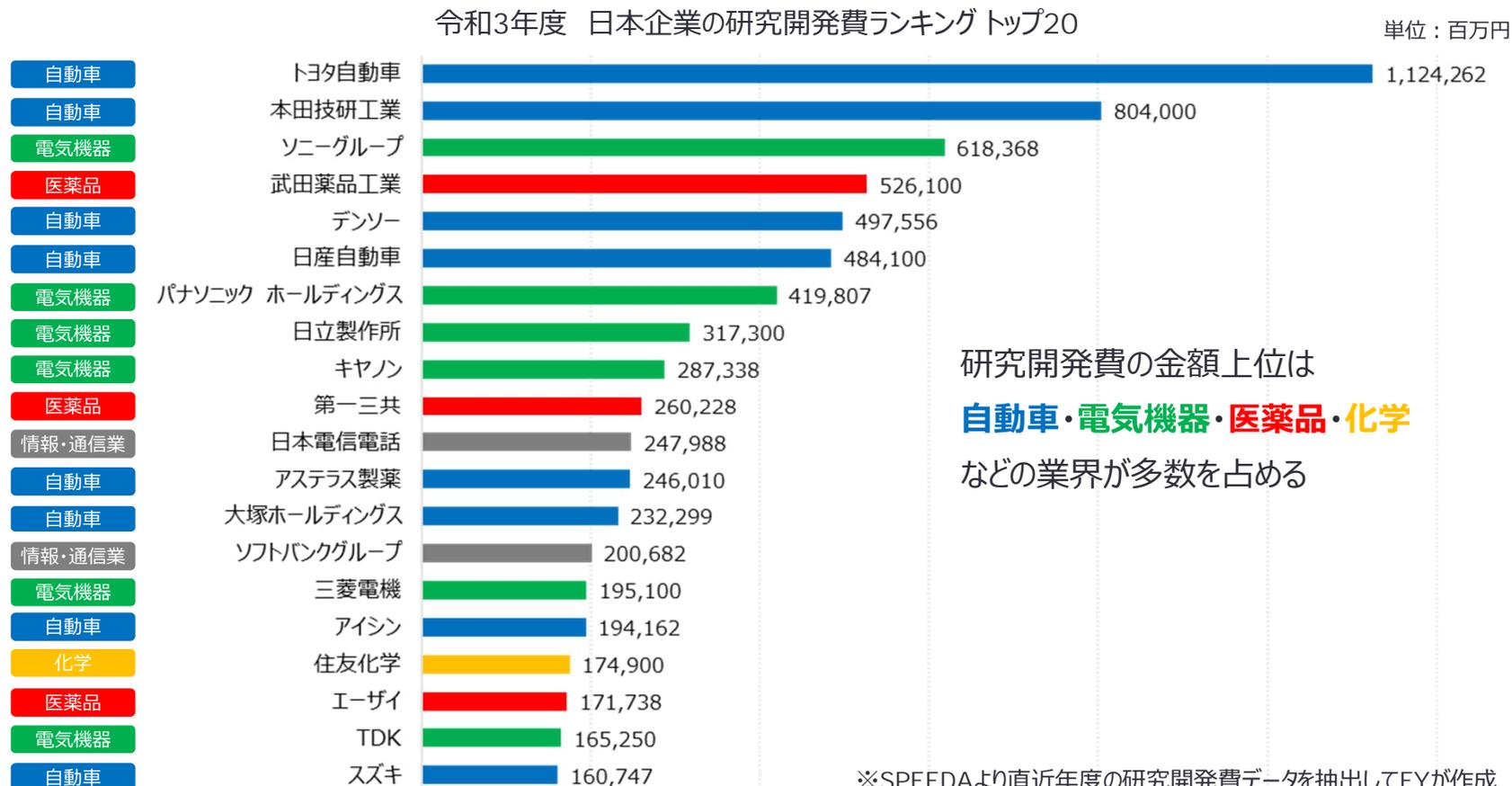
2.1 大企業向け調査

2-1-1 アンケート調査前の分析

■ アンケート調査前の分析（インプット状況の把握）

（イ） 研究開発費ランキングで上位の業種は？

研究開発投資に投じる金額の大きい企業として、直近年度（令和3年度）研究開発費の業種別ランキングを作成した。**ランキング上位は自動車・医薬品・電機・化学などの業界**が位置しており、研究開発税制の活用が多い業種と一致する。また、トップのトヨタ自動車は、日本企業で唯一研究開発費に1兆円以上（1,124,262百万円）を投じており、研究開発税制の適用額も上位に位置すると予想される。



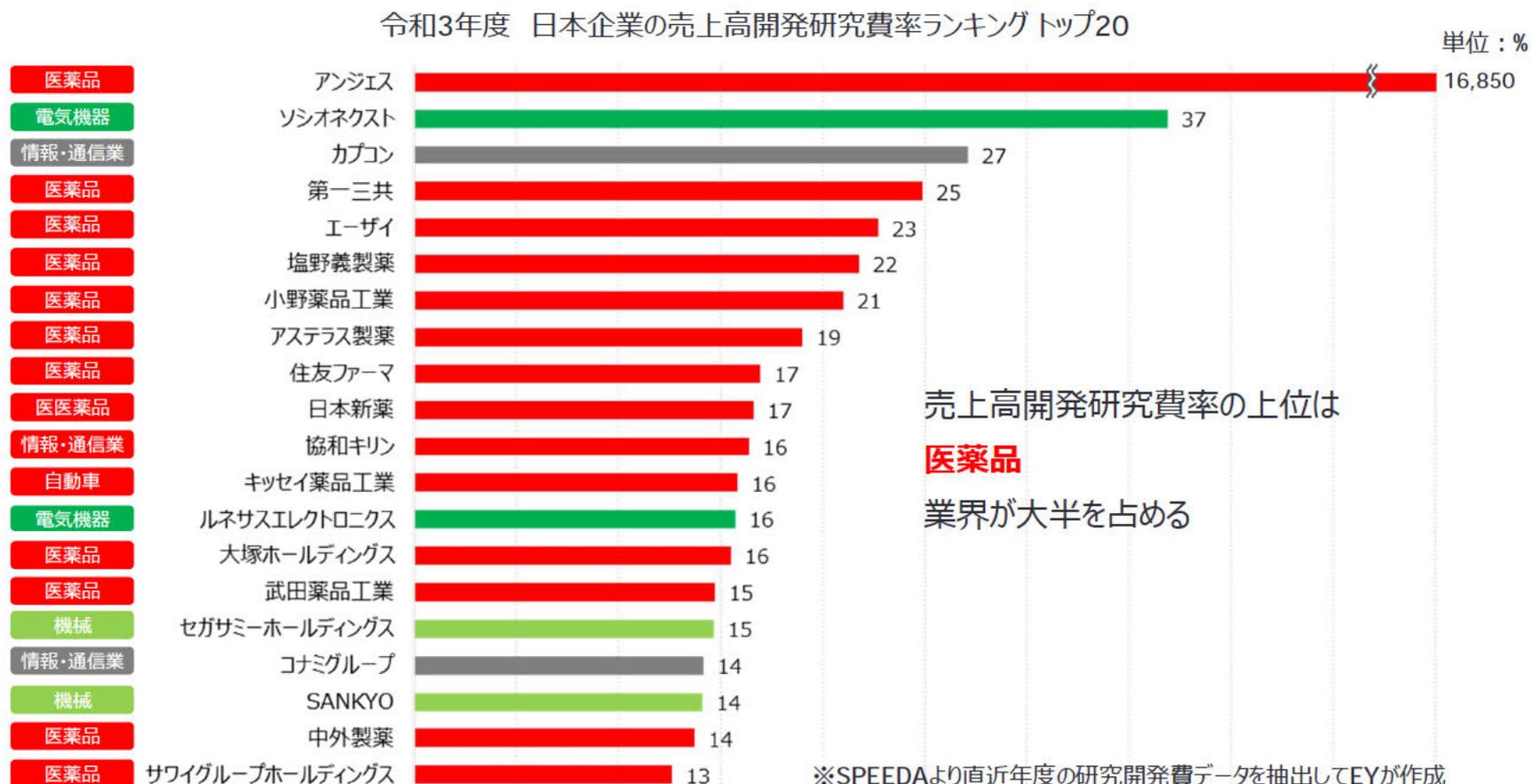
2.1 大企業向け調査

2-1-1 アンケート調査前の分析

■ アンケート調査前の分析（インプット（+アウトプット）状況の把握）

（ウ）売上高研究開発費率ランキングで上位の業種は？

さらに、研究開発を重視する企業として直近年度（令和3年度）売上高開発研究費率の業種別ランキングを作成した。研究開発費に100億を投じる企業に絞ってランキングを作成したところ、**上位は医薬品業界が独占**していることが分かった。すなわち、医薬品業界は得られた収益を新薬の創出など研究開発を支えるために必要な多額な研究開発費へとうまく循環させているものと想像される。



2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

■WEBアンケート調査結果

個社ベースの税務上の試験研究費などインプットと知的財産から生まれる所得などアウトプット状況を精確に把握することを目的に、WEBアンケート調査を実施した。なお、SPEEDAデータベースに公開されている研究開発費額の上位2,000社に絞ってアンケートを発出し、回答を求めた。

アンケート調査期間：2023年8月31日～2023年9月14日

アンケート調査方法：オンラインアンケート

1. 貴社名、業種、ご回答者のお名前、ご連絡先等をご記入ください。

- | | | | |
|-----|---------|----------------------|--|
| 1-1 | 貴社名 | <input type="text"/> | ※必須 |
| 1-2 | 証券コード | <input type="text"/> | ※必須
※数値4桁でご回答ください |
| 1-3 | 業種分類 | <input type="text"/> | 業種を選択ください ※必須
※貴社の主要な業種を1つプルダウンで選択ください。 |
| 1-4 | 担当者名 | <input type="text"/> | |
| 1-5 | 電話番号 | <input type="text"/> | |
| 1-6 | メールアドレス | <input type="text"/> | |

※アンケート調査票はAppendix参照

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

■ WEBアンケート調査結果

アンケートを発出した2,000社に対し、回答が得られた282社（回答率14%）の結果の一部を示す。

回答企業の業種について

33業種分類で26種と幅広い業界の企業から回答が得られ、特に、化学、建設業が10%と多く、次いで電気機器、情報・通信業からの回答が多かった。

17業種区分	No.	33業種区分	対象企業		回答企業		
			件数	全体割合	件数	回答率	全体割合
食品	1	水産・農林業	11	0.6%	2	18%	1%
	2	食料品	108	5.4%	20	19%	7%
エネルギー資源	3	鉱業	4	0.2%	2	50%	1%
	4	石油・石炭製品	8	0.4%	0	0%	0%
建設・資材	5	建設業	109	5.5%	27	25%	10%
	6	金属製品	80	4.0%	9	11%	3%
	7	ガラス・土石製品	53	2.7%	8	15%	3%
素材・化学	8	繊維製品	32	1.6%	2	6%	1%
	9	パルプ・紙	20	1.0%	3	15%	1%
	10	化学	209	10.5%	29	14%	10%
医薬品	11	医薬品	74	3.7%	13	18%	5%
自動車・輸送機	12	ゴム製品	18	0.9%	3	17%	1%
	13	輸送用機器	90	4.5%	20	22%	7%
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	35	1.8%	12	34%	4%
	15	非鉄金属	29	1.5%	8	28%	3%
機械	16	機械	212	10.6%	18	8%	6%
電機・精密	17	電気機器	239	12.0%	26	11%	9%
	18	精密機器	46	2.3%	11	24%	4%
情報通信・サービスその他	19	その他製品	79	4.0%	7	9%	2%
	20	情報・通信業	278	13.9%	26	9%	9%
	21	サービス業	103	5.2%	5	5%	2%
電機・ガス	22	電気・ガス業	20	1.0%	8	40%	3%
運輸・物流	23	陸運業	8	0.4%	3	38%	1%
	24	海運業	3	0.2%	1	33%	0%
	25	空運業	2	0.1%	0	0%	0%
	26	倉庫・運輸関連業	2	0.1%	0	0%	0%
商社・卸売	27	卸売業	90	4.5%	16	18%	6%
小売	28	小売業	20	1.0%	2	10%	1%
銀行	29	銀行業	3	0.2%	0	0%	0%
金融（除く銀行）	30	証券、商品先物取引業	2	0.1%	0	0%	0%
	31	保険業	0	0.0%	0	0%	0%
	32	その他金融業	3	0.2%	0	0%	0%
不動産	33	不動産業	10	0.5%	1	10%	0%
	計		2,000	100.0%	282	14%	100%

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

- 一般型もしくはOI型の研究開発税制を利用したと回答した企業について業種別集計を行い、以下にまとめた。その結果、研究開発税制（OI型）を利用したと回答した企業は、医薬品業界と電気機器業界の企業が多かった。

17業種区分	No.	33業種区分	回答企業 件数	研究開発税制(一般型)を利用 件数	回答率	研究開発税制(OI型)を利用 件数	回答率
食品	1	水産・農林業	2	2	100%	0	0%
	2	食料品	20	15	75%	2	10%
エネルギー資源	3	鉱業	2	2	100%	1	50%
	4	石油・石炭製品	0				
建設・資材	5	建設業	27	19	70%	3	11%
	6	金属製品	9	9	100%	1	11%
	7	ガラス・土石製品	8	5	63%	1	13%
素材・化学	8	繊維製品	2	2	100%	0	0%
	9	パルプ・紙	3	3	100%	0	0%
医薬品	10	化学	29	27	93%	4	14%
	11	医薬品	13	9	69%	7	54%
自動車・輸送機	12	ゴム製品	3	3	100%	1	33%
	13	輸送用機器	20	15	75%	5	25%
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	12	8	67%	3	25%
	15	非鉄金属	8	6	75%	3	38%
機械	16	機械	18	12	67%	0	0%
電機・精密	17	電気機器	26	22	85%	7	27%
	18	精密機器	11	11	100%	3	27%
	19	その他製品	7	5	71%	1	14%
情報通信・サービスその他	20	情報・通信業	26	7	27%	2	8%
	21	サービス業	5	2	40%	0	0%
電機・ガス	22	電気・ガス業	8	6	75%	3	38%
	23	陸運業	3	0	0%	0	0%
運輸・物流	24	海運業	1	1	100%	1	100%
	25	空運業	0				
	26	倉庫・運輸関連業	0				
商社・卸売	27	卸売業	16	7	44%	0	0%
小売	28	小売業	2	0	0%	0	0%
銀行	29	銀行業	0				
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	0				
	31	保険業	0				
	32	その他金融業	0				
不動産	33	不動産業	1	1	100%	0	0%
計			282	199	71%	48	17%

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

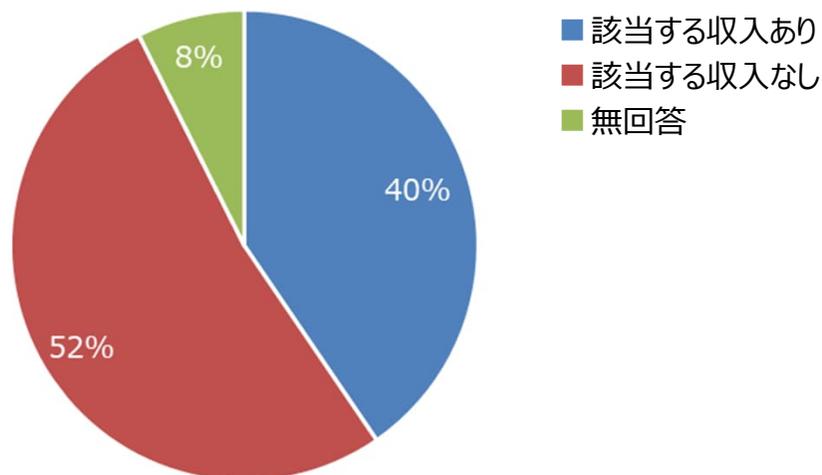
■ WEBアンケート調査の結果

ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知財に関する設問の回答結果を示す。

対象知財についてお伺いします。

(4-1) ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知的財産を全て選択してください。(※複数回答あり)

上記の設問に対し、なにかしらの知的財産を選択している企業は114社（40%）であり、該当する収入がないと回答した企業は147社（52%）であった。



ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の種類を以下にまとめたとこ、該当の収入のある企業の多くは特許権から収入を得ているものが多く、次いで商標権が多かった。

図表 ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の種類

知的財産の種類	回答数
特許権	82
実用新案権	14
意匠権	19
商標権	45
ソフトウェア	26
その他（ノウハウ等）	29

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

- ・ ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の有無や種類について企業の業種別集計を行い、以下にまとめた。
- ・ 特許権を選択した企業は特に医薬品業界において多かった。また、実用新案権の選択は輸送用機器業界に多く、意匠権は電機機器業界に多かった。

17業種区分	No.	33業種区分	回答企業		知財によるライセンス収入、 譲渡収入等なし		特許権によるライセンス・譲 渡収入等あり		実用新案権によるライセン ス・譲渡収入等あり		意匠権によるライセンス・譲 渡収入等あり	
			件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率		
食品	1	水産・農林業	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	2	食料品	20	50%	3	15%	0	0%	1	5%		
エネルギー資源	3	鉱業	2	50%	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%
	4	石油・石炭製品	0									
建設・資材	5	建設業	27	56%	12	44%	1	4%	2	7%		
	6	金属製品	9	78%	1	11%	0	0%	0	0%		
	7	ガラス・土石製品	8	13%	5	63%	1	13%	1	13%		
素材・化学	8	繊維製品	2	0%	1	50%	1	50%	1	50%	1	50%
	9	パルプ・紙	3	67%	1	33%	1	33%	1	33%	1	33%
医薬品	10	化学	29	45%	9	31%	1	3%	1	3%		
	11	医薬品	13	15%	10	77%	0	0%	0	0%		
自動車・輸送機	12	ゴム製品	3	33%	1	33%	0	0%	1	33%		
	13	輸送用機器	20	40%	8	40%	3	15%	2	10%		
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	12	50%	4	33%	0	0%	0	0%		
	15	非鉄金属	8	63%	1	13%	0	0%	0	0%		
機械	16	機械	18	67%	4	22%	0	0%	0	0%		
電機・精密	17	電気機器	26	50%	8	31%	2	8%	3	12%		
	18	精密機器	11	36%	5	45%	1	9%	1	9%		
情報通信・サービスその他	19	その他製品	7	71%	2	29%	1	14%	1	14%		
	20	情報・通信業	26	50%	2	8%	1	4%	1	4%		
	21	サービス業	5	60%	0	0%	0	0%	0	0%		
電機・ガス	22	電気・ガス業	8	50%	3	38%	0	0%	2	25%		
運輸・物流	23	陸運業	3	33%	1	33%	1	33%	1	33%		
	24	海運業	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%		
	25	空運業	0									
	26	倉庫・運輸関連業	0									
商社・卸売	27	卸売業	16	94%	0	0%	0	0%	0	0%		
小売	28	小売業	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%		
銀行	29	銀行業	0									
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	0									
	31	保険業	0									
	32	その他金融業	0									
不動産	33	不動産業	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計			282	52%	82	29%	14	5%	19	7%		

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

- ・ 商標権を選択した企業は特に食料品、化学、電気機器業界に多く、ソフトウェアについてはやはり、情報・通信業の業界からの回答が多かった。
- ・ ノウハウなどその他知的財産を選択した企業は化学業界に多かった。

17業種区分	No.	33業種区分	回答企業		商標権によるライセンス・譲渡収入等あり		ソフトウェアによるライセンス・譲渡収入等あり		その他知財によるライセンス・譲渡収入等あり	
			件数		件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率
食品	1	水産・農林業	2		0	0%	0	0%	0	0%
	2	食料品	20		9	45%	0	0%	2	10%
エネルギー資源	3	鉱業	2		0	0%	0	0%	0	0%
	4	石油・石炭製品	0							
建設・資材	5	建設業	27		1	4%	1	4%	0	0%
	6	金属製品	9		0	0%	0	0%	0	0%
	7	ガラス・土石製品	8		2	25%	0	0%	0	0%
素材・化学	8	繊維製品	2		1	50%	0	0%	0	0%
	9	パルプ・紙	3		1	33%	1	33%	0	0%
	10	化学	29		7	24%	0	0%	5	17%
医薬品	11	医薬品	13		1	8%	0	0%	1	8%
自動車・輸送機	12	ゴム製品	3		1	33%	0	0%	0	0%
	13	輸送用機器	20		3	15%	1	5%	1	5%
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	12		2	17%	0	0%	0	0%
	15	非鉄金属	8		0	0%	0	0%	1	13%
機械	16	機械	18		1	6%	1	6%	1	6%
電機・精密	17	電気機器	26		6	23%	0	0%	2	8%
	18	精密機器	11		4	36%	2	18%	2	18%
情報通信・サービスその他	19	その他製品	7		1	14%	0	0%	0	0%
	20	情報・通信業	26		3	12%	6	23%	1	4%
	21	サービス業	5		1	20%	0	0%	0	0%
電機・ガス	22	電気・ガス業	8		1	13%	0	0%	1	13%
運輸・物流	23	陸運業	3		0	0%	0	0%	0	0%
	24	海運業	1		0	0%	0	0%	0	0%
	25	空運業	0							
	26	倉庫・運輸関連業	0							
商社・卸売	27	卸売業	16		0	0%	0	0%	0	0%
小売	28	小売業	2		0	0%	0	0%	0	0%
銀行	29	銀行業	0							
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	0							
	31	保険業	0							
	32	その他金融業	0							
不動産	33	不動産業	1		0	0%	0	0%	0	0%
	計		282		45	16%	12	4%	17	6%

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

■ WEBアンケート調査の結果

対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）に関する設問の回答結果を示す。

(4-3) 令和4年度において、対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）の売上はありますか。

上記の設問に対し、売上有ると回答した企業について業種別集計を行い、右にまとめた。その結果、電気機器業界からの回答が最も多く、次いで輸送用機器業界が多かった。

なお、対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）の理解をアンケートの中で十分に伝えられず、回答できなかった企業も多くあったと想定されるため、回答結果は参考程度にとどめたい。

17業種区分	No.	33業種区分	回答企業		対象知財を組み込んだ製品 (Embedded IP)の売上あり	
			件数	割合	件数	回答率
食品	1	水産・農林業	2		0	0%
	2	食料品	20		5	25%
エネルギー資源	3	鉱業	2		0	0%
	4	石油・石炭製品	0		0	0%
建設・資材	5	建設業	27		2	7%
	6	金属製品	9		0	0%
	7	ガラス・土石製品	8		2	25%
素材・化学	8	繊維製品	2		0	0%
	9	パルプ・紙	3		0	0%
	10	化学	29		6	21%
医薬品	11	医薬品	13		5	38%
自動車・輸送機	12	ゴム製品	3		0	0%
	13	輸送用機器	20		9	45%
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	12		2	17%
	15	非鉄金属	8		1	13%
機械	16	機械	18		5	28%
電機・精密	17	電気機器	26		15	58%
	18	精密機器	11		5	45%
情報通信・サービスその他	19	その他製品	7		2	29%
	20	情報・通信業	26		2	8%
	21	サービス業	5		0	0%
電機・ガス	22	電気・ガス業	8		0	0%
運輸・物流	23	陸運業	3		1	33%
	24	海運業	1		0	0%
	25	空運業	0		0	0%
	26	倉庫・運輸関連業	0		0	0%
商社・卸売	27	卸売業	16		1	6%
小売	28	小売業	2		0	0%
銀行	29	銀行業	0		0	0%
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	0		0	0%
	31	保険業	0		0	0%
	32	その他金融業	0		0	0%
不動産	33	不動産業	1		0	0%
	計		282		63	22%

2.1 大企業向け調査

2-1-2 アンケート調査の結果

- さらに、対象製品が特定分野（経済安保、AI、GX、DX）に該当するかの設問に関し、回答企業を業種別に集計した結果を以下に示す。
- 全体的に、電気機器、輸送用機器、情報・通信業の業界からの回答が多かった。

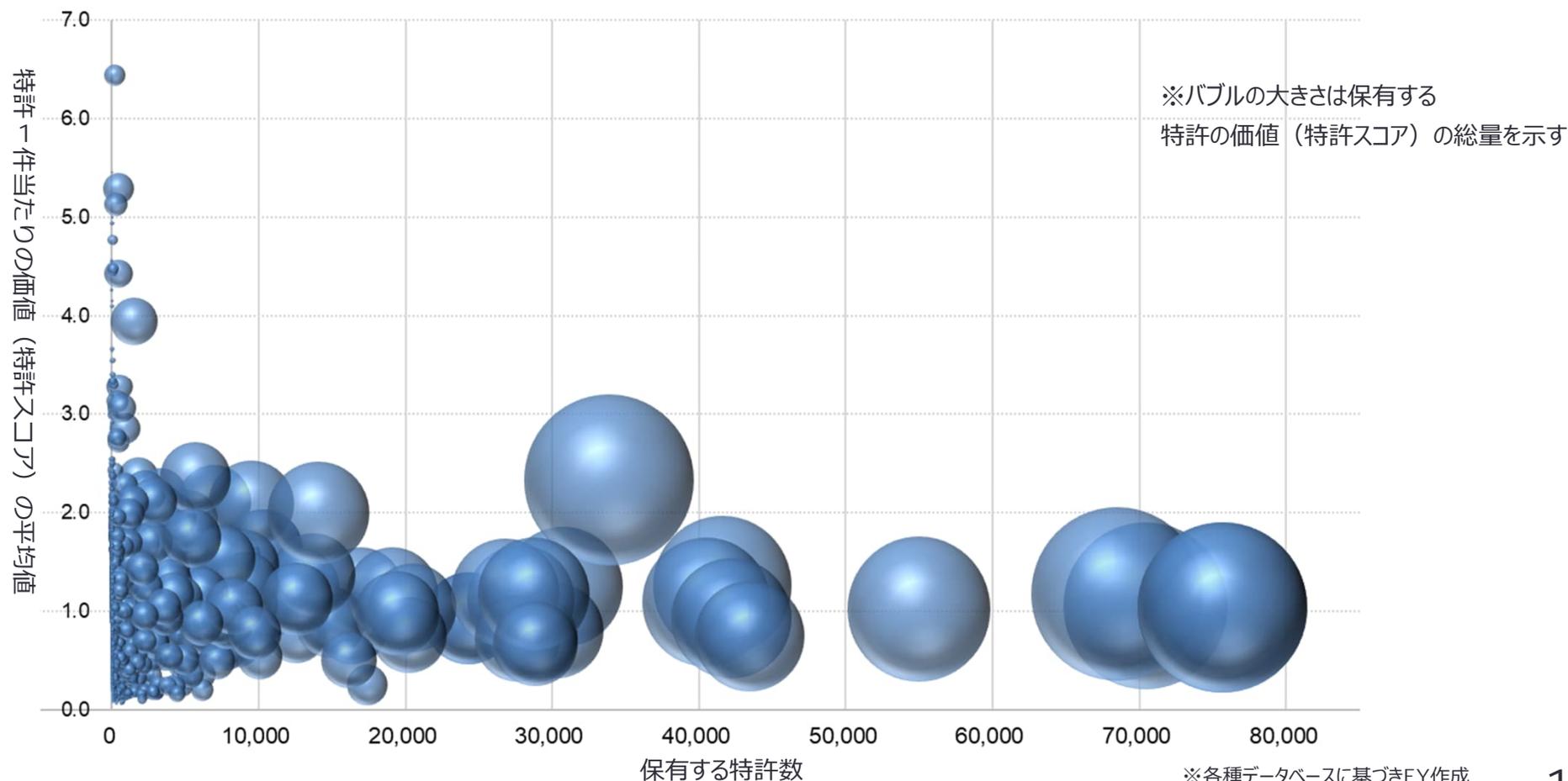
17業種区分	No.	33業種区分	回答企業		経済安保に該当する対象製品の売上あり		AIに該当する対象製品の売上あり		GXに該当する対象製品の売上あり		DXに該当する対象製品の売上あり	
			件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率	件数	回答率		
食品	1	水産・農林業	2	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	2	食料品	20	5%	1	5%	0	0%	2	10%	0	0%
エネルギー資源	3	鉱業	2	0%	0	0%	0	0%	1	50%	0	0%
	4	石油・石炭製品	0									
建設・資材	5	建設業	27	4%	1	4%	1	4%	6	22%	4	15%
	6	金属製品	9	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	7	ガラス・土石製品	8	25%	2	25%	1	13%	2	25%	1	13%
素材・化学	8	繊維製品	2	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	9	パルプ・紙	3	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	10	化学	29	10%	3	10%	1	3%	3	10%	2	7%
医薬品	11	医薬品	13	15%	2	15%	0	0%	0	0%	3	23%
自動車・輸送機	12	ゴム製品	3	33%	1	33%	0	0%	1	33%	0	0%
	13	輸送用機器	20	25%	5	25%	3	15%	6	30%	3	15%
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	12	33%	4	33%	0	0%	2	17%	1	8%
	15	非鉄金属	8	25%	2	25%	0	0%	1	13%	0	0%
機械	16	機械	18	39%	7	39%	3	17%	6	33%	5	28%
電機・精密	17	電気機器	26	31%	8	31%	7	27%	12	46%	8	31%
	18	精密機器	11	36%	4	36%	3	27%	3	27%	3	27%
情報通信・サービスその他	19	その他製品	7	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	20	情報・通信業	26	19%	5	19%	6	23%	3	12%	10	38%
	21	サービス業	5	0%	0	0%	1	20%	1	20%	1	20%
電機・ガス	22	電気・ガス業	8	13%	1	13%	1	13%	2	25%	2	25%
運輸・物流	23	陸運業	3	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	24	海運業	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	25	空運業	0									
	26	倉庫・運輸関連業	0									
商社・卸売	27	卸売業	16	25%	4	25%	2	13%	4	25%	4	25%
小売	28	小売業	2	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
銀行	29	銀行業	0									
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引	0									
	31	保険業	0									
	32	その他金融業	0									
不動産	33	不動産業	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計			282	18%	50	18%	29	10%	55	20%	47	17%

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

■ 業界別の知財（特許）価値の把握

新たに創設されたイノベーション拠点税制の対象知財のメインが特許権であることを踏まえ、**各業界における特許の価値を把握すること**を目的に分析を行った。ここでは、最終的に財務データと特許データとの相関を確認するため、SPEEDAから研究開発費額データなど取得でき、また、特許を多く保有し特許スコアをデータベースより抽出できるアンケート対象の大企業2,000社に対して分析することとした。2,000社に対し、横軸を企業が保有する生存特許ファミリー件数、縦軸を特許1件当たりの価値（特許スコア）の平均値、バブルの大きさを保有する特許の価値（特許スコア）の総量としてマッピングした。なお、特許スコアは各特許の技術的価値（他の特許による引用）と市場（どれだけの国で特許化されているか）で算定されるものであり、今回の分析では令和3年12月31日時点のスコアを採用した。その結果、2,000社のうち1,842社（92%）について特許スコアのデータを抽出でき、下図にデータを取得できた1,842社に対してマッピングしたバブルチャートを示す。



2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

- 各業界における特許の価値を把握するため、33業種分類で比較する。2,000社の業種属性、及び業種別に特許ファミリー件数の合計と平均値、特許の価値の総量の合計と平均値、特許1件当たりの価値の平均値について以下の表にまとめた。
- 次頁から2,000社に対して1%以上の企業数（20社以上）が属する20業界のバブルチャートを示す。

17業種区分	No.	33業種区分	対象企業		特許ファミリー件数		特許の価値の総量			特許1件当たりの価値	
			件数	割合	合計	平均値	合計	割合	平均値	合計	平均値
食品	1	水産・農林業	11	0.6%	465	42	375	0.0%	34	0.4	
	2	食料品	108	5.4%	23,094	214	20,149	0.9%	187	0.4	
エネルギー資源	3	鉱業	4	0.2%	212	53	169	0.0%	42	0.7	
	4	石油・石炭製品	8	0.4%	10,646	1,331	14,688	0.7%	1,836	0.9	
建設・資材	5	建設業	109	5.5%	34,502	317	7,672	0.4%	70	0.3	
	6	金属製品	80	4.0%	32,371	405	16,575	0.8%	207	0.5	
	7	ガラス・土石製品	53	2.7%	32,832	619	33,701	1.6%	636	0.6	
素材・化学	8	繊維製品	32	1.6%	25,497	797	24,554	1.1%	767	0.5	
	9	パルプ・紙	20	1.0%	12,014	601	7,399	0.3%	370	0.5	
	10	化学	209	10.5%	328,022	1,569	369,591	17.2%	1,768	0.8	
医薬品	11	医薬品	74	3.7%	11,780	159	29,455	1.4%	398	2.1	
自動車・輸送機	12	ゴム製品	18	0.9%	28,176	1,565	30,836	1.4%	1,713	0.7	
	13	輸送用機器	90	4.5%	255,974	2,844	264,057	12.3%	2,934	0.8	
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	35	1.8%	75,925	2,169	69,840	3.3%	1,995	0.6	
	15	非鉄金属	29	1.5%	50,799	1,752	50,286	2.3%	1,734	0.7	
機械	16	機械	212	10.6%	190,341	898	158,434	7.4%	747	0.8	
電機・精密	17	電気機器	239	12.0%	841,314	3,520	910,238	42.5%	3,809	0.8	
	18	精密機器	46	2.3%	51,979	1,130	52,682	2.5%	1,145	1.0	
情報通信・サービスその他	19	その他製品	79	4.0%	53,176	673	33,082	1.5%	419	0.6	
	20	情報・通信業	278	13.9%	58,870	212	35,080	1.6%	126	0.4	
	21	サービス業	103	5.2%	9,297	90	5,211	0.2%	51	0.5	
電機・ガス	22	電気・ガス業	20	1.0%	16,187	809	3,915	0.2%	196	0.3	
運輸・物流	23	陸運業	8	0.4%	4,302	538	741	0.0%	93	0.2	
	24	海運業	3	0.2%	243	81	173	0.0%	58	0.8	
	25	空運業	2	0.1%	2,862	1,431	529	0.0%	265	0.4	
	26	倉庫・運輸関連業	2	0.1%	92	46	48	0.0%	24	0.4	
商社・卸売	27	卸売業	90	4.5%	6,317	70	2,894	0.1%	32	0.5	
小売	28	小売業	20	1.0%	309	15	168	0.0%	8	0.7	
銀行	29	銀行業	3	0.2%	1,139	380	189	0.0%	63	0.1	
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	2	0.1%	120	60	253	0.0%	126	1.1	
	31	保険業	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0	
	32	その他金融業	3	0.2%	1	0	0	0.0%	0	0.1	
不動産	33	不動産業	10	0.5%	200	20	59	0.0%	6	0.2	

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

- なお、参考にとして20業界について業界ごとに研究開発費額（SPEEDAより抽出した令和3年度データ）の上位5位までの企業名を以下にまとめた。

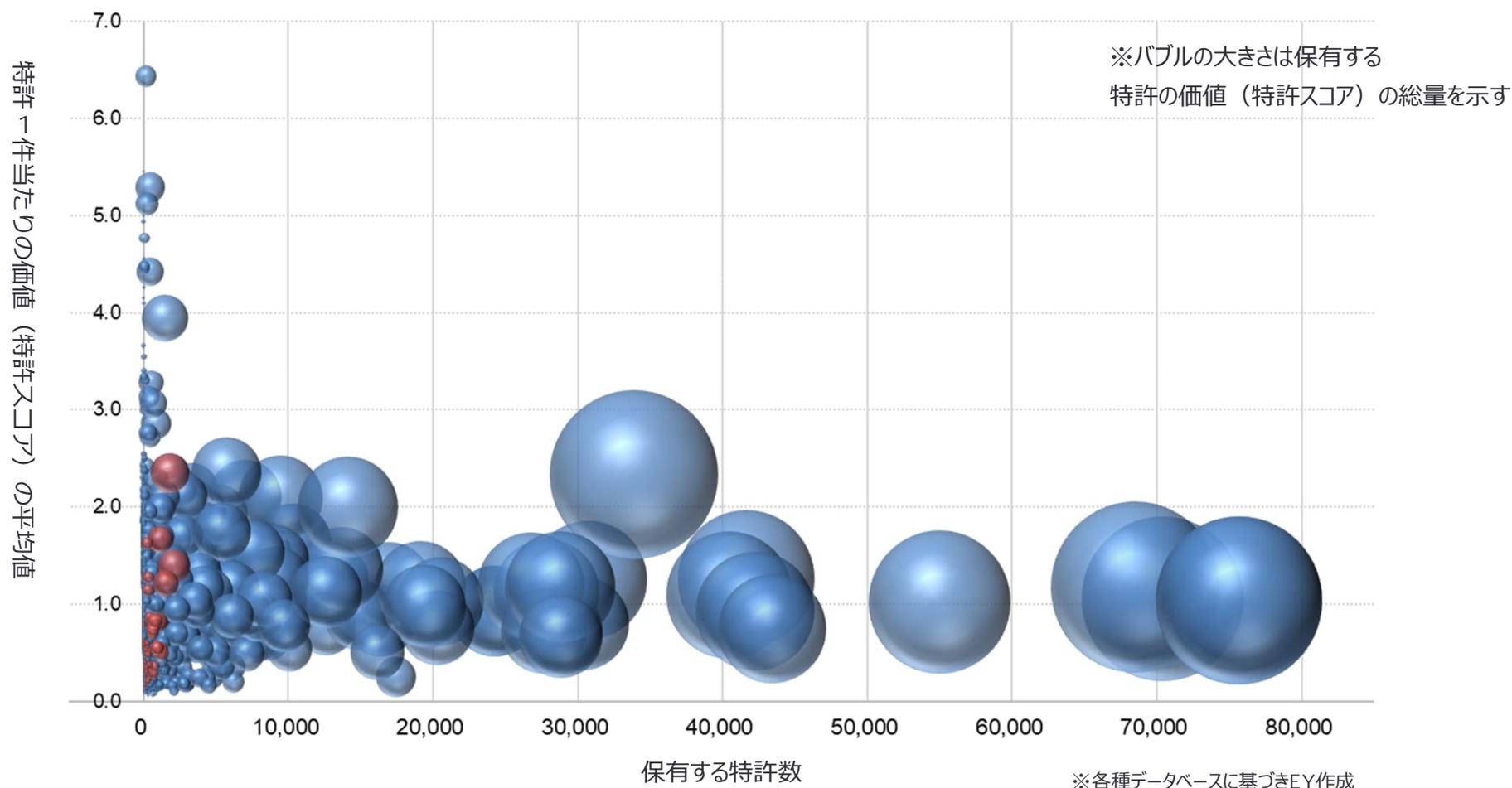
No.	33業種区分	企業名	No.	33業種区分	企業名	No.	33業種区分	企業名
2	食料品	キリンホールディングス	11	医薬品	武田薬品工業	19	その他製品	任天堂
		日本たばこ産業			第一三共			大日本印刷
		明治ホールディングス			アステラス製薬			バンダイナムコホールディングス
		味の素			大塚ホールディングス			ヤマハ
		アサヒグループホールディングス			エーザイ			凸版印刷
5	建設業	鹿島建設	13	輸送用機器	トヨタ自動車	20	情報・通信業	日本電信電話
		清水建設			本田技研工業			ソフトバンクグループ
		大成建設			日産自動車			コナミグループ
		大林組			デンソー			カプコン
		大和ハウス工業			アイシン			KDDI
6	金属製品	LIXIL	14	鉄鋼	日本製鉄	21	サービス業	リクルートホールディングス
		日本発條			JFEホールディングス			楽天グループ
		東洋製罐グループホールディングス			神戸製鋼所			セコム
		リンナイ			大同特殊鋼			サイバーエージェント
		SUMCO			愛知製鋼			H.Uグループホールディングス
7	ガラス・土石製品	AGC	15	非鉄金属	住友電気工業	22	電気・ガス業	東京電力ホールディングス
		日本特殊陶業			フジクラ			電源開発
		TOTO			古河電気工業			関西電力
		日本碍子			三菱マテリアル			中国電力
		日本板硝子			三井金属鉱業			大阪瓦斯
8	繊維製品	東レ	16	機械	小松製作所	27	卸売業	長瀬産業
		帝人			ダイキン工業			スズケン
		東洋紡			三菱重工業			岩谷産業
		セーレン			クボタ			日本ライフライン
		ユニチカ			ジェイテクト			アルフレッサ ホールディングス
9	パルプ・紙	王子ホールディングス	17	電気機器	ソニーグループ	28	小売業	日本調剤
		日本製紙			パナソニック ホールディングス			良品計画
		大王製紙			日立製作所			ベガコーポレーション
		レンゴー			キヤノン			ジンズホールディングス
		三菱製紙			三菱電機			ヤマダホールディングス
10	化学	住友化学	18	精密機器	オリンパス			
		富士フイルムホールディングス			ニコン			
		三菱ケミカルグループ			テルモ			
		旭化成			HOYA			
		花王			ニプロ			

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【食料品業界の特許評価】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、食料品業界に分類されている企業108社（5.4%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：23,094件、特許価値の総量の合計：20,149（全体の0.9%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.4）

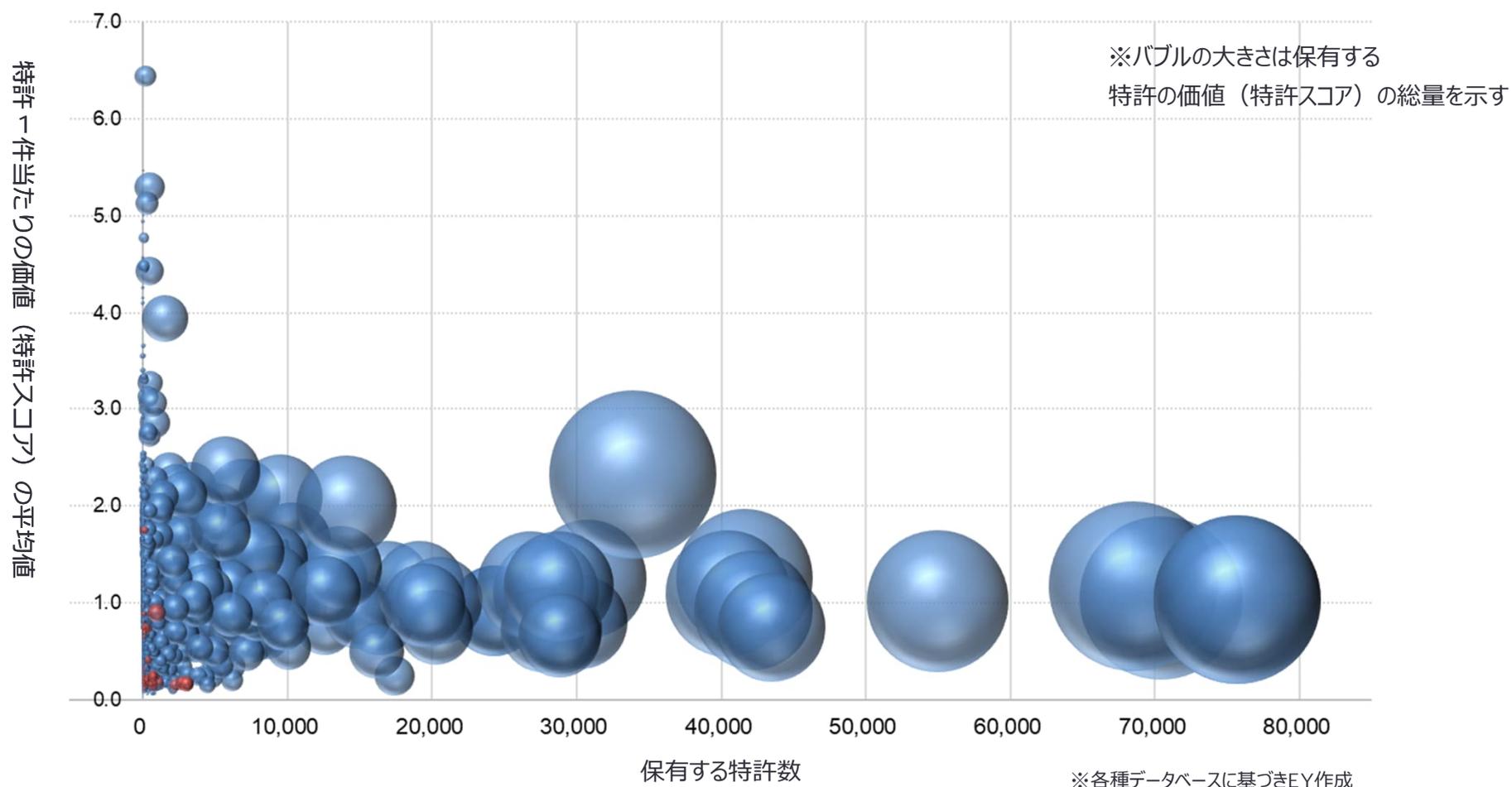


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【建設業業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、建設業業界に分類されている企業109社（5.5%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：34,502件、特許価値の総量の合計：7,672（全体の0.4%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.3）

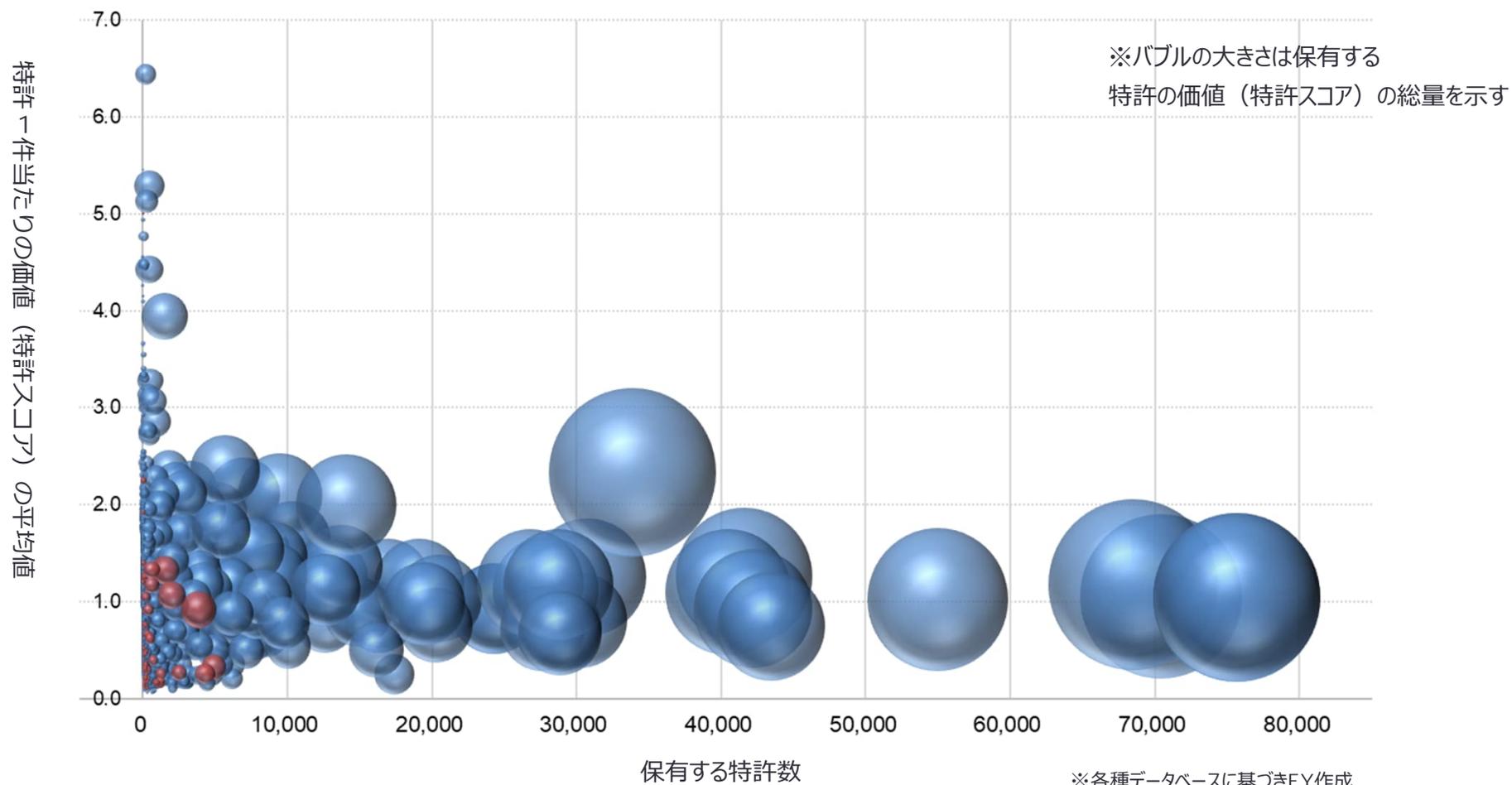


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【金属製品業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、金属製品業界に分類されている企業80社（4.0%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：32,371件、特許価値の総量の合計：16,575（全体の0.8%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.5）

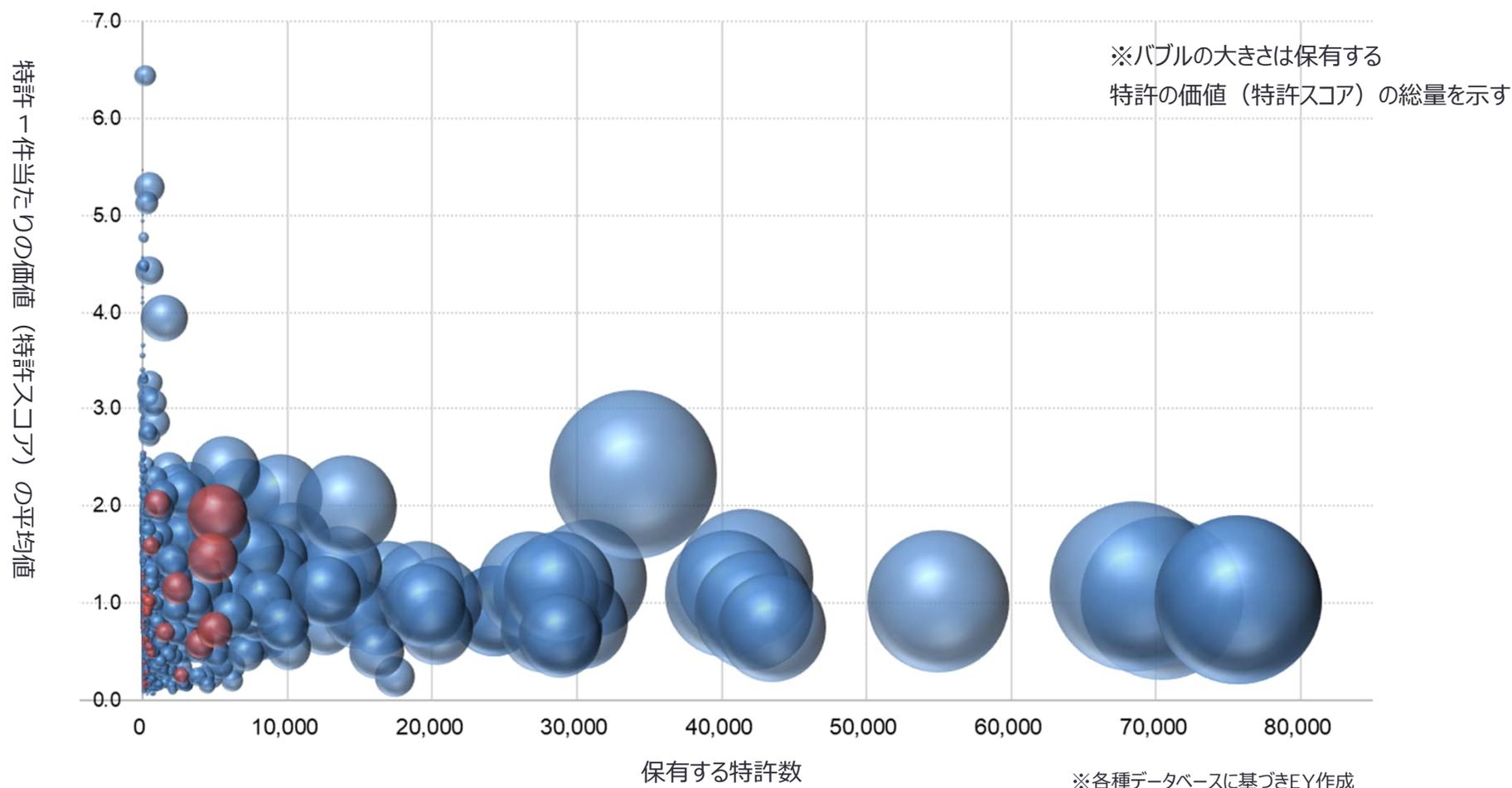


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【ガラス・土石製品業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、ガラス・土石製品業界に分類されている企業53社（2.7%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：32,832件、特許価値の総量の合計：33,701（全体の1.6%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.6）

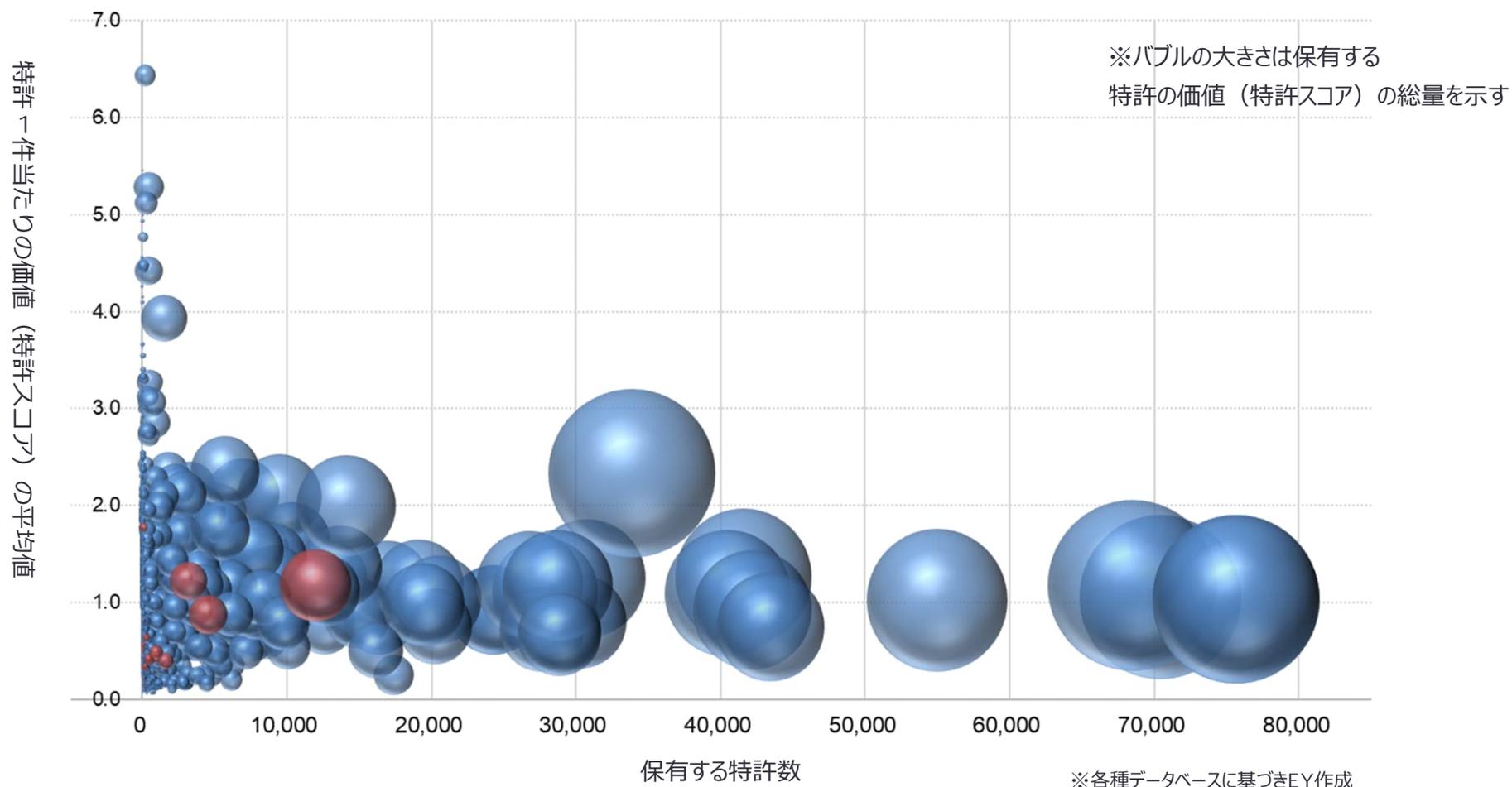


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【繊維製品業界の特許評価】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、繊維製品業界に分類されている企業32社（1.6%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：25,497件、特許価値の総量の合計：24,554（全体の1.1%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.5）

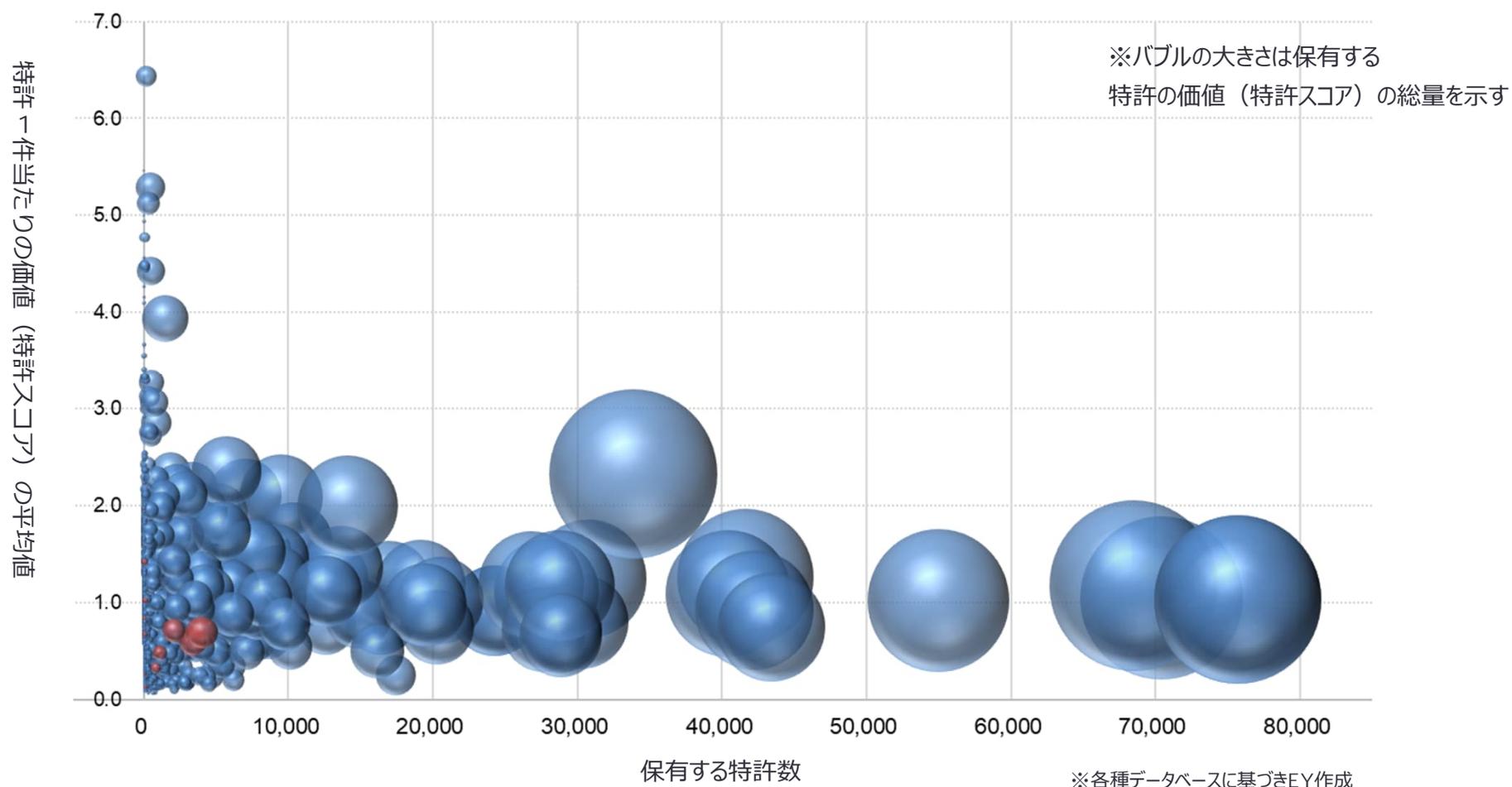


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【パルプ・紙業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、パルプ・紙業界に分類されている企業20社（1.0%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：12,014件、特許価値の総量の合計：7,399（全体の0.3%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.5）

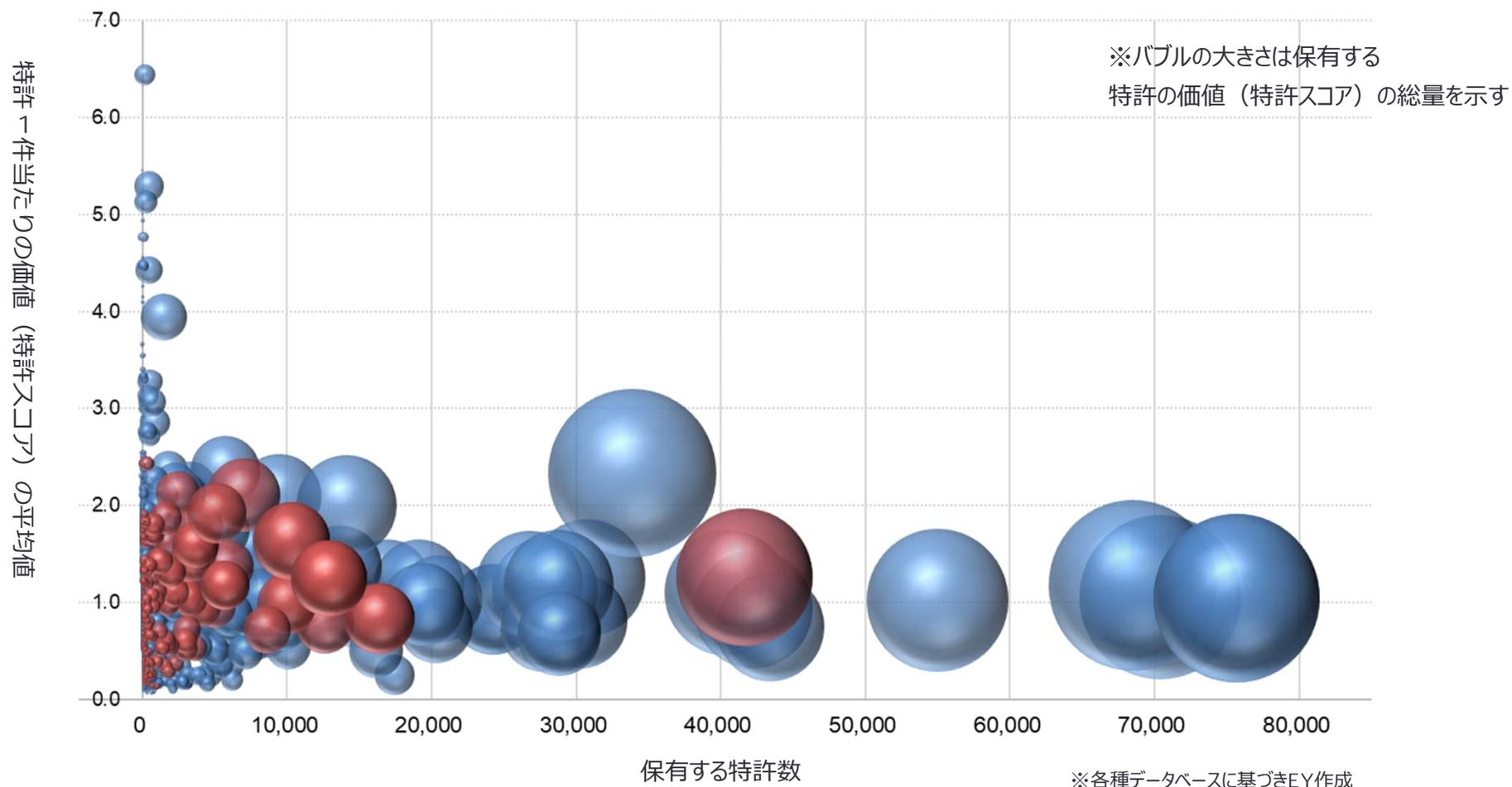


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【化学業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、化学業界に分類されている企業209社（10.5%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：328,022件、特許価値の総量の合計：369,591（全体の17.2%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.8）

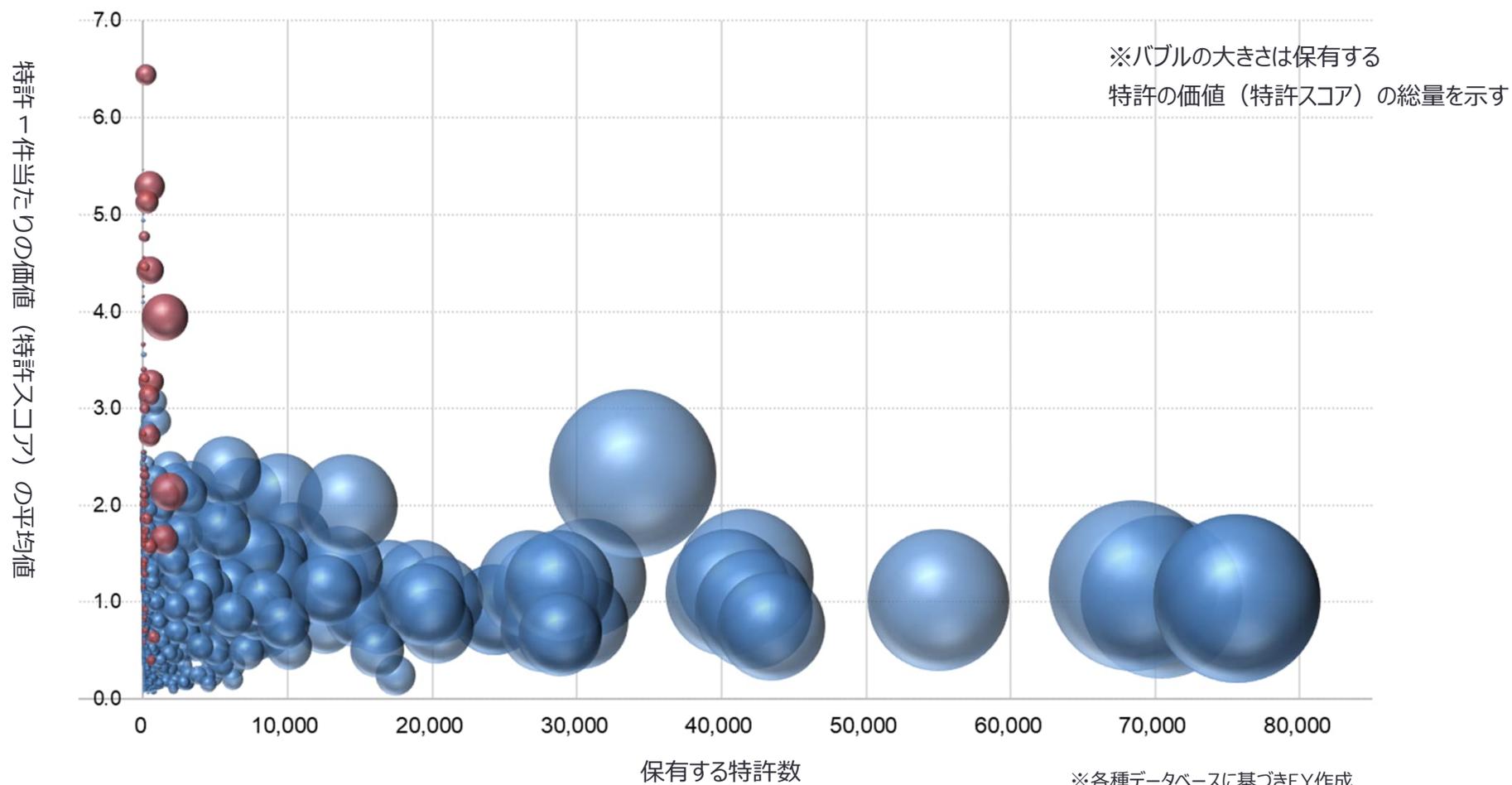


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【医薬品業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、医薬品業界に分類されている企業74社（3.7%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：11,780件、特許価値の総量の合計：29,455（全体の1.4%）、特許1件あたりの価値の平均値：2.1）



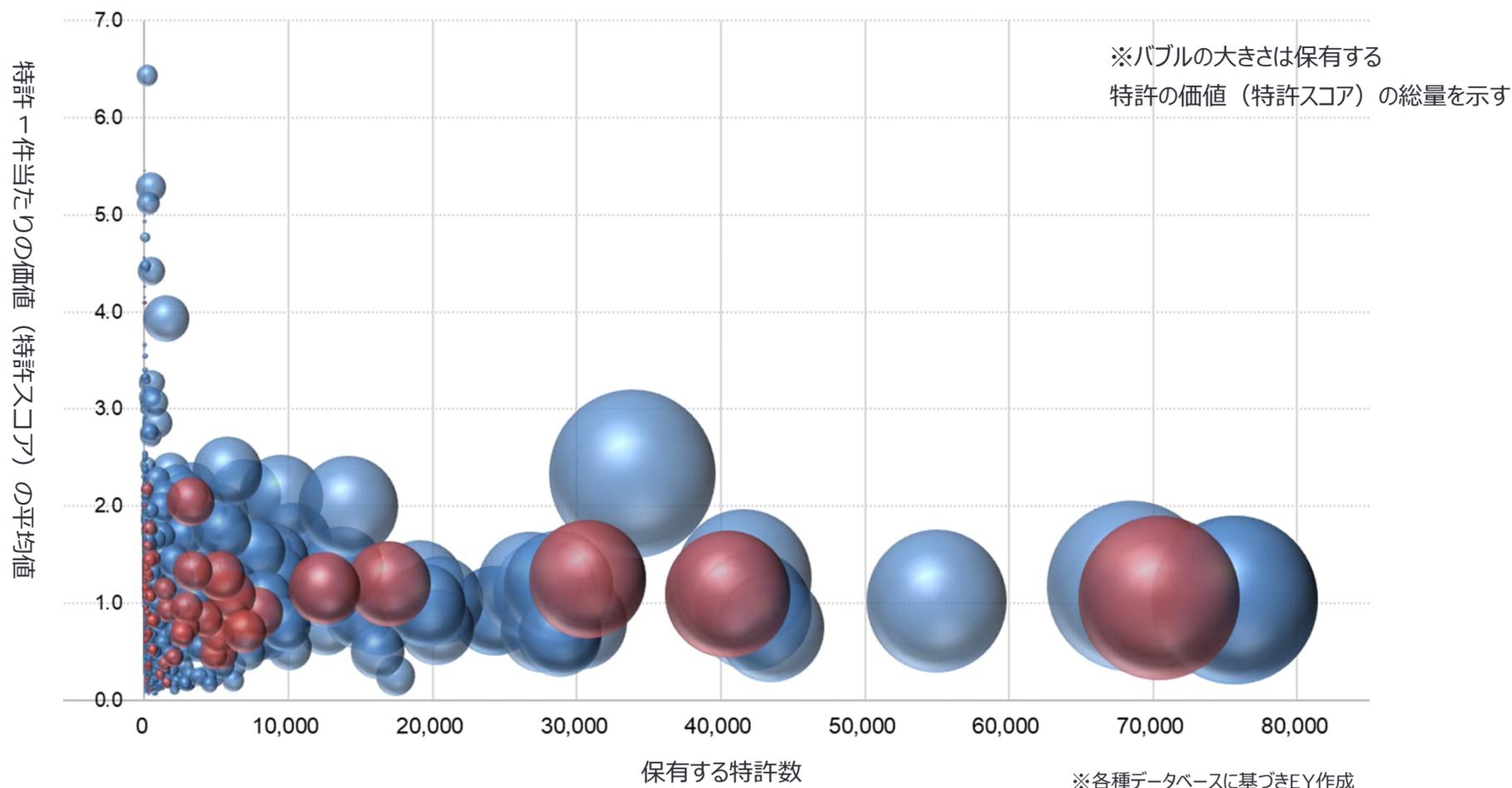
※各種データベースに基づきEY作成

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【輸送用機器業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、輸送用機器業界に分類されている企業90社（4.5%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：255,974件、特許価値の総量の合計：264,057（全体の12.3%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.8）

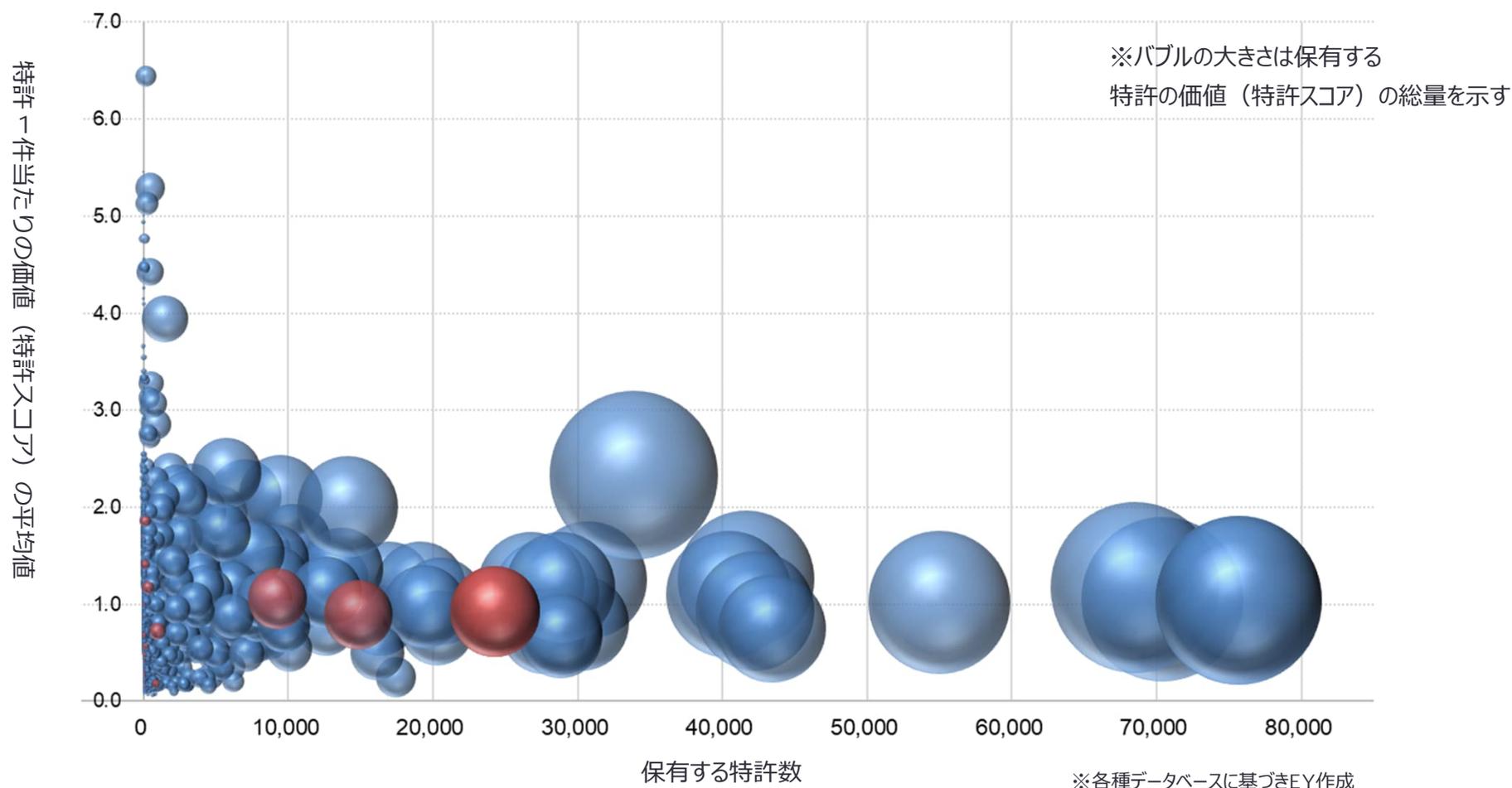


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【鉄鋼業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、鉄鋼業界に分類されている企業35社（1.8%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：75,925件、特許価値の総量の合計：69,840（全体の3.3%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.6）

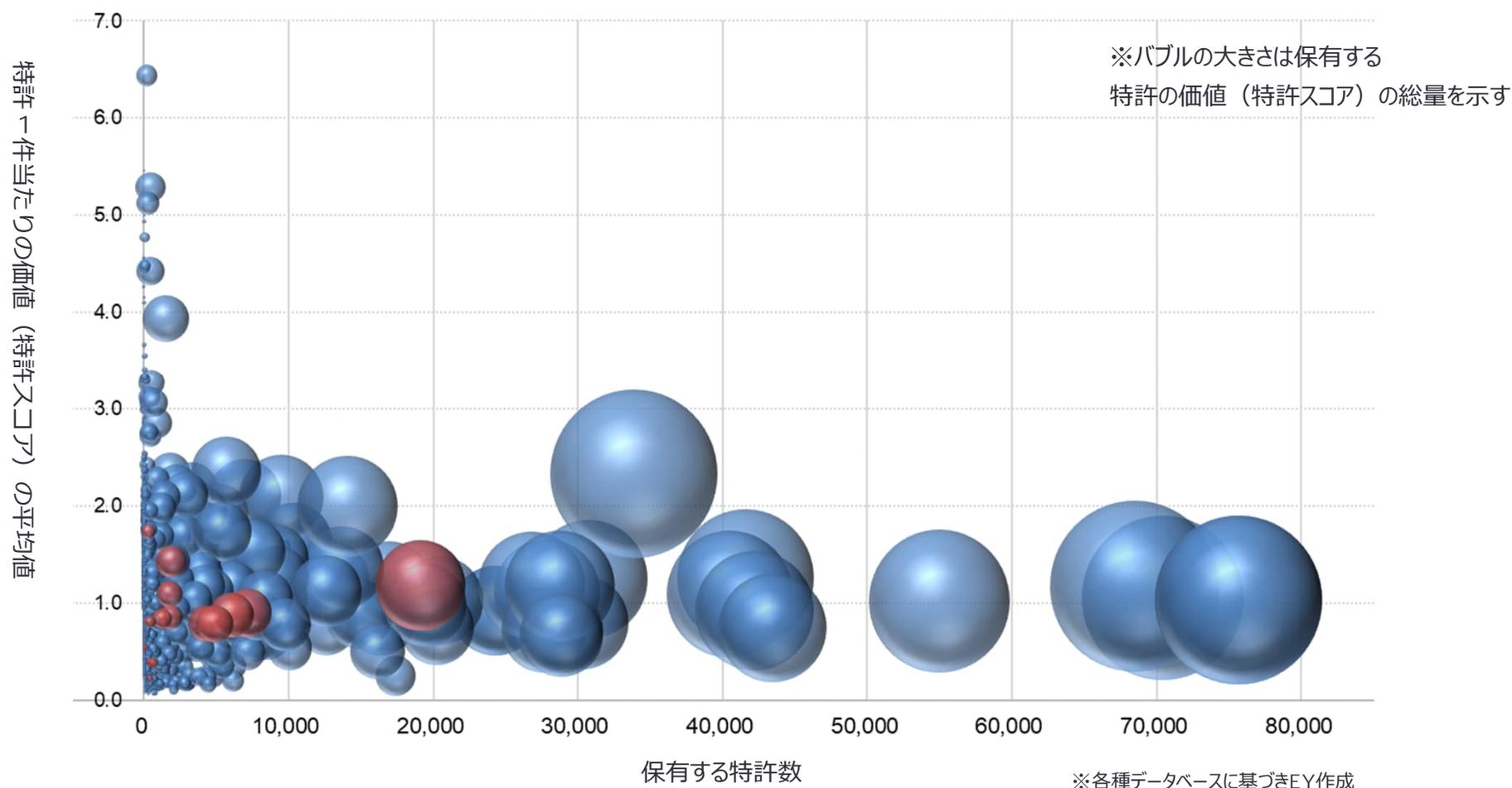


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【非鉄金属業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、非鉄金属業界に分類されている企業29社（1.5%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：50,799件、特許価値の総量の合計：50,286（全体の2.3%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.7）

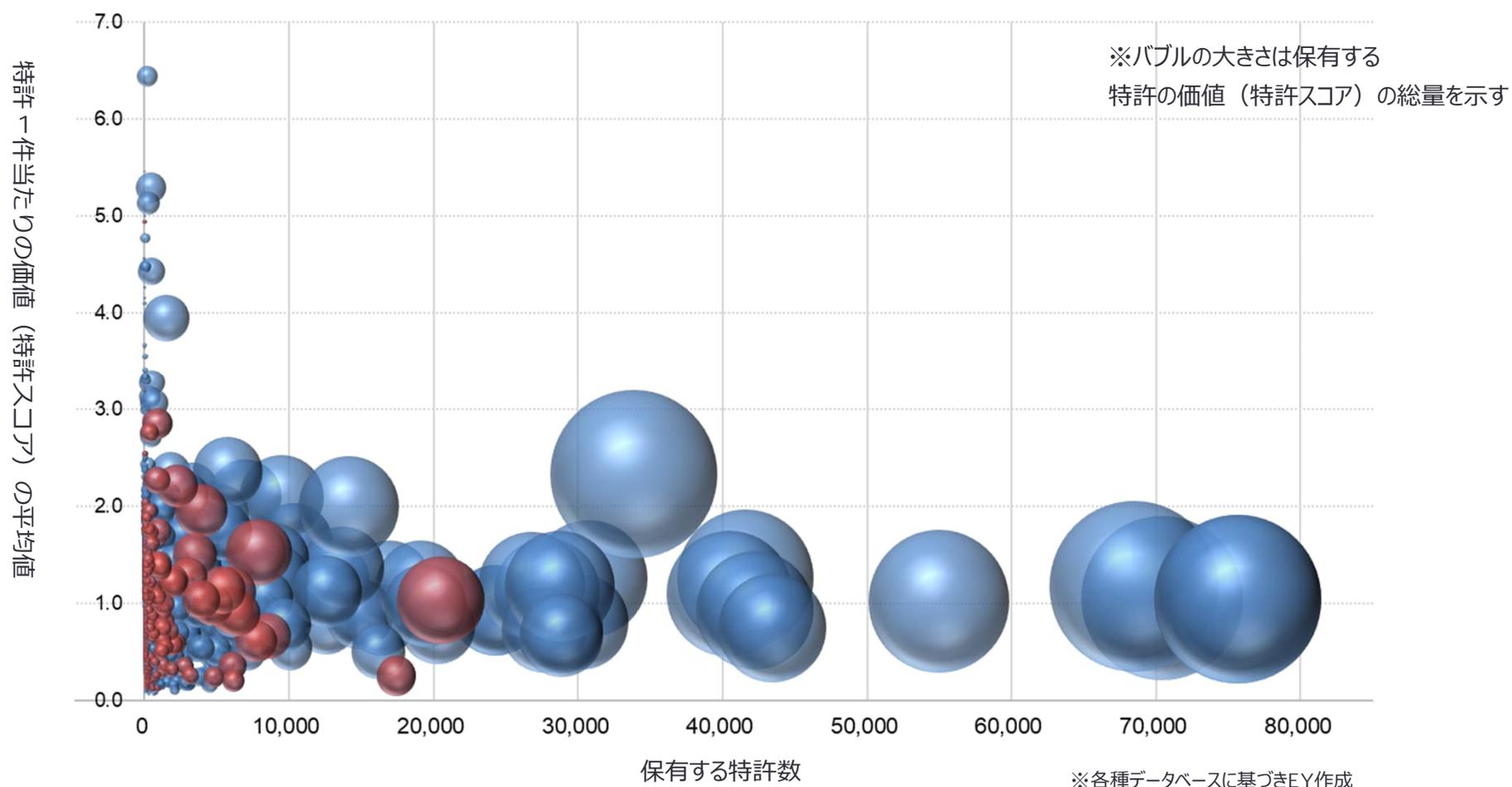


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【機械業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、機械業界に分類されている企業212社（10.6%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：190,341件、特許価値の総量の合計：158,434（全体の7.4%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.8）

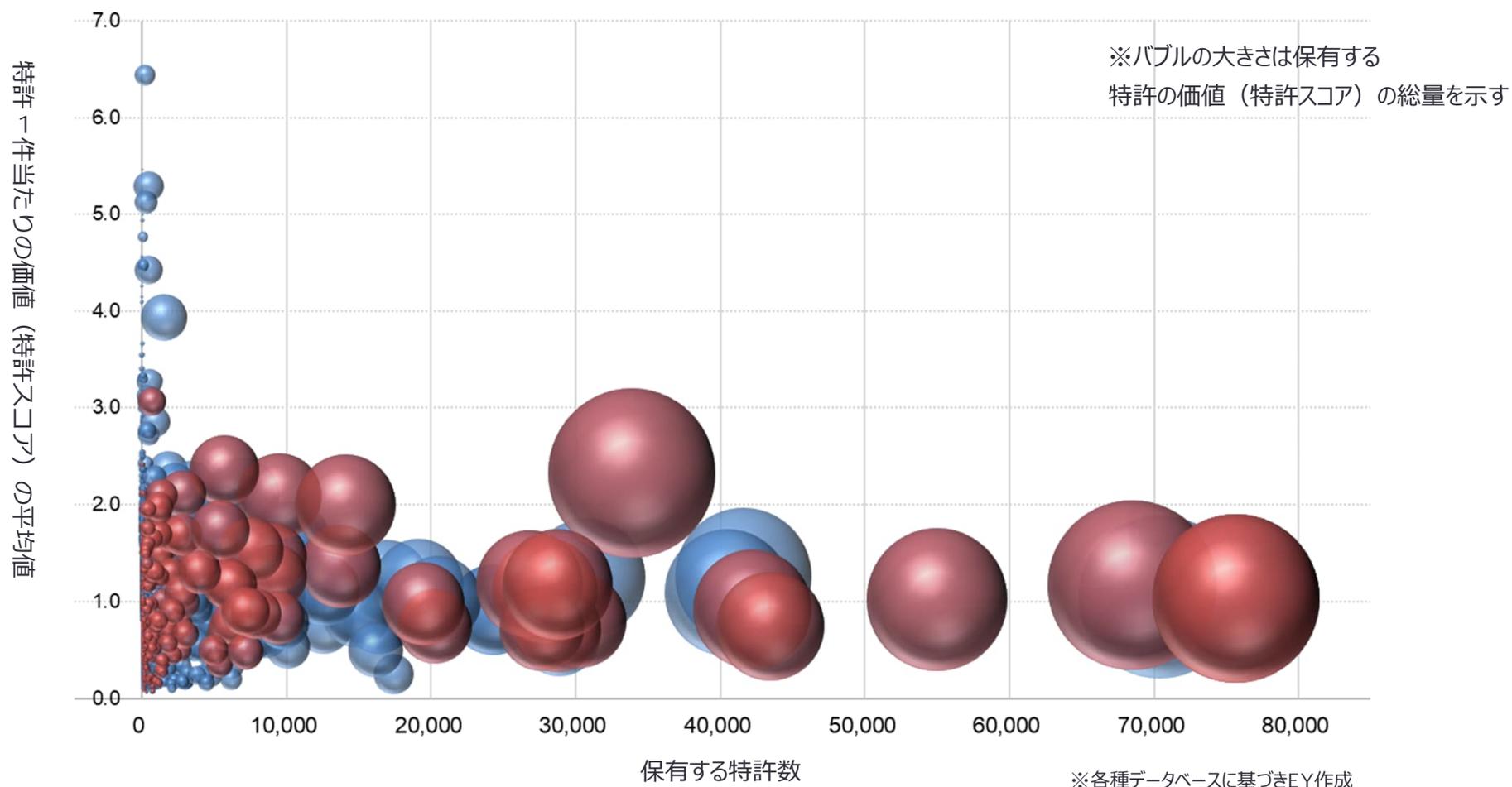


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【電気機器業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、電気機器業界に分類されている企業239社（10.6%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：841,314件、特許価値の総量の合計：910,238（全体の42.5%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.8）

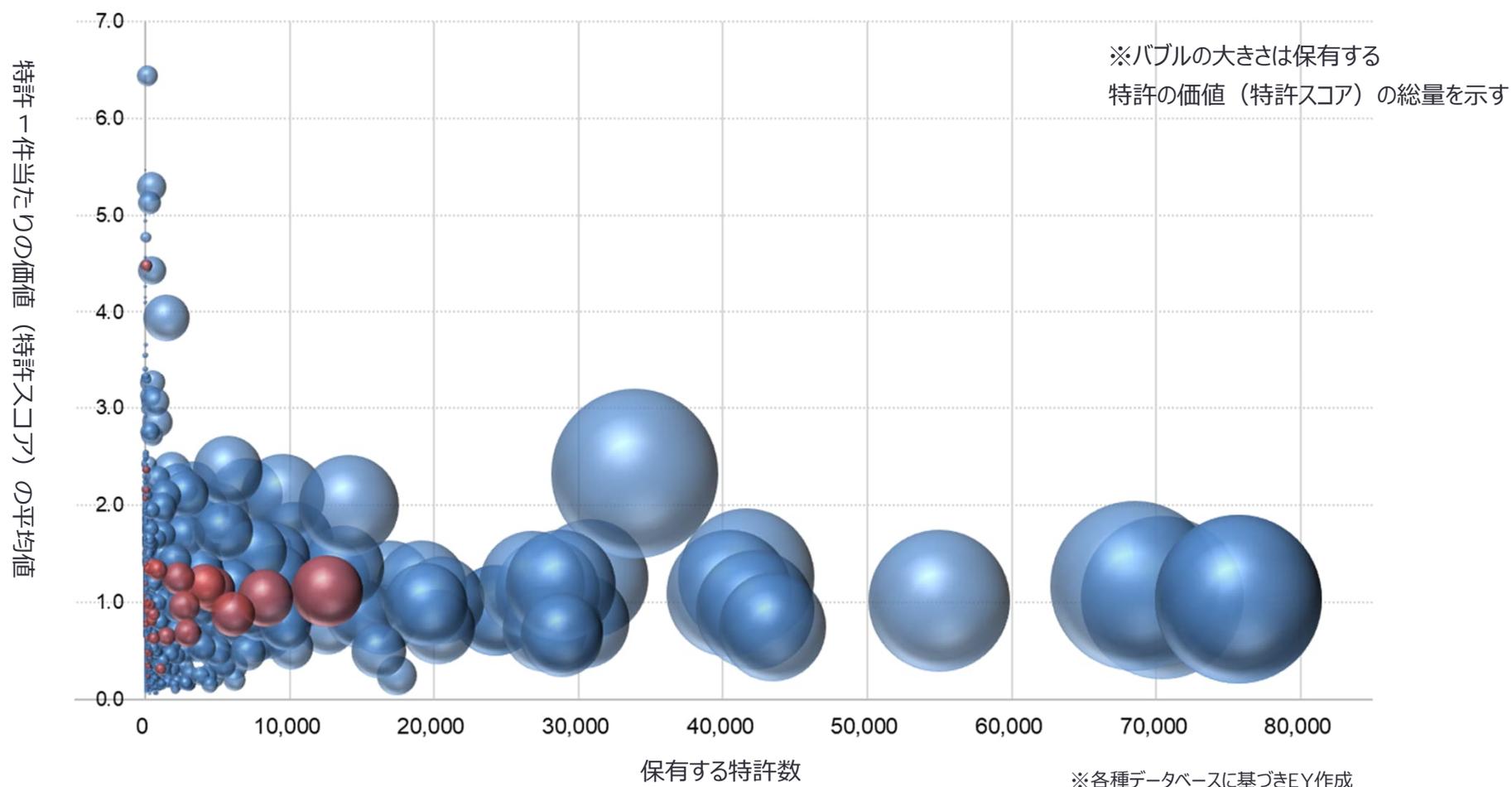


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【精密機器業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、精密機器業界に分類されている企業46社（2.3%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：51,979件、特許価値の総量の合計：52,682（全体の2.5%）、特許1件あたりの価値の平均値：1.0）

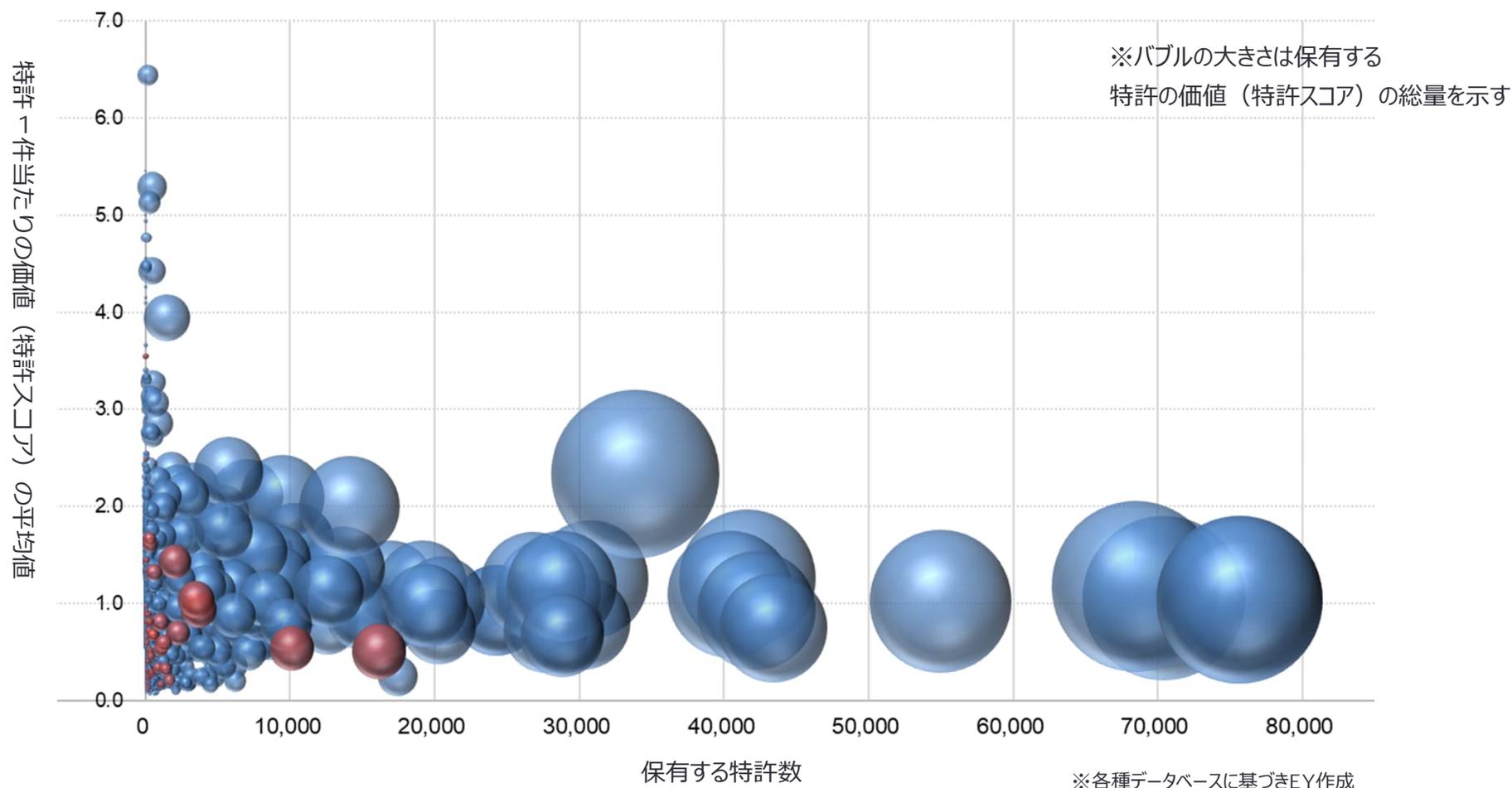


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【その他製品業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、その他製品業界に分類されている企業79社（4.0%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：53,176件、特許価値の総量の合計：33,082（全体の1.5%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.6）

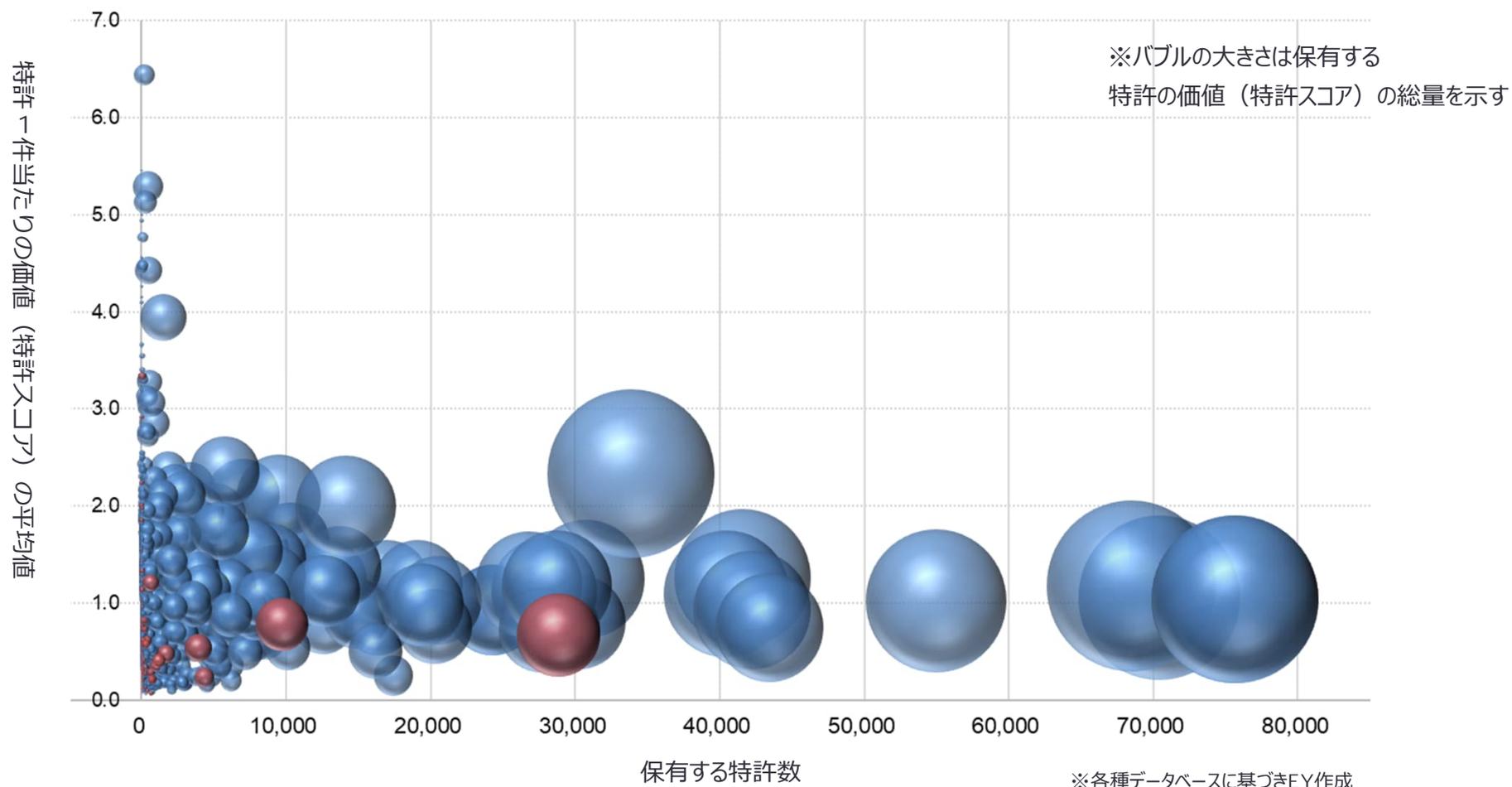


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【情報・通信業業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、情報・通信業業界に分類されている企業278社（13.9%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：58,870件、特許価値の総量の合計：35,080（全体の1.6%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.4）

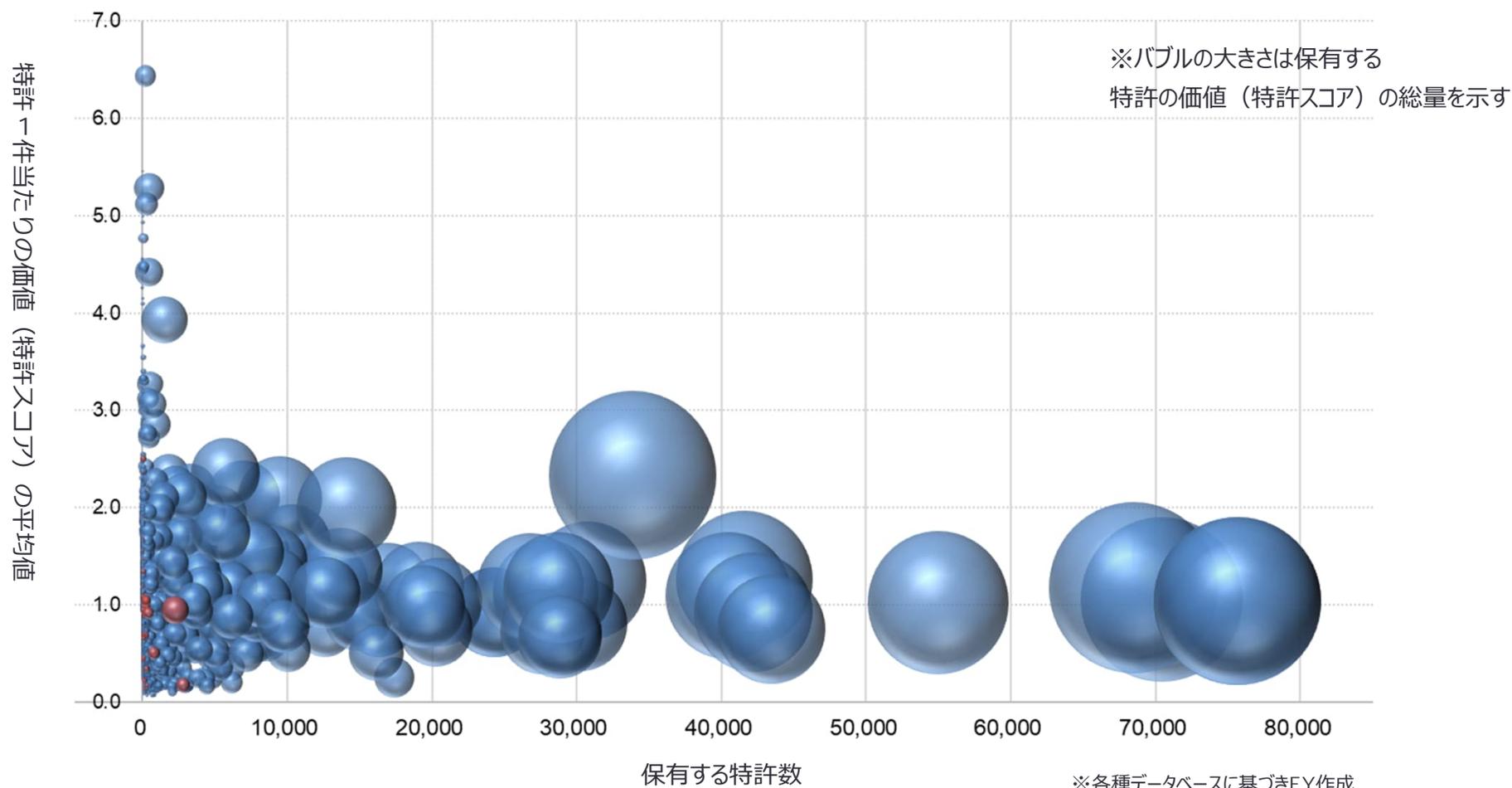


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【サービス業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、サービス業界に分類されている企業103社（5.2%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：9,297件、特許価値の総量の合計：5,211（全体の0.2%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.5）

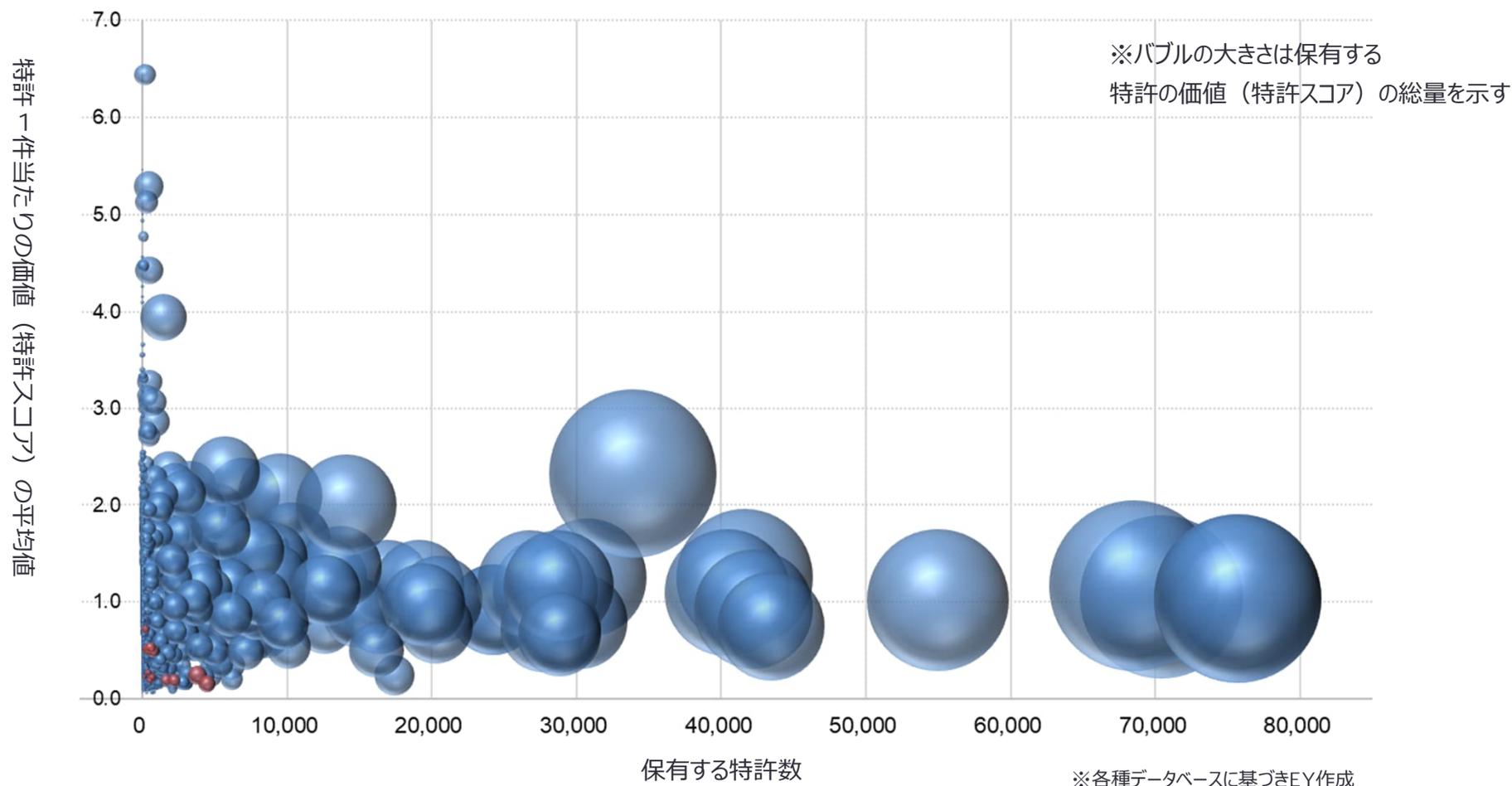


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【電気・ガス業業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、電気・ガス業業界に分類されている企業20社（1.0%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：16,187件、特許価値の総量の合計：3,915（全体の0.2%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.3）

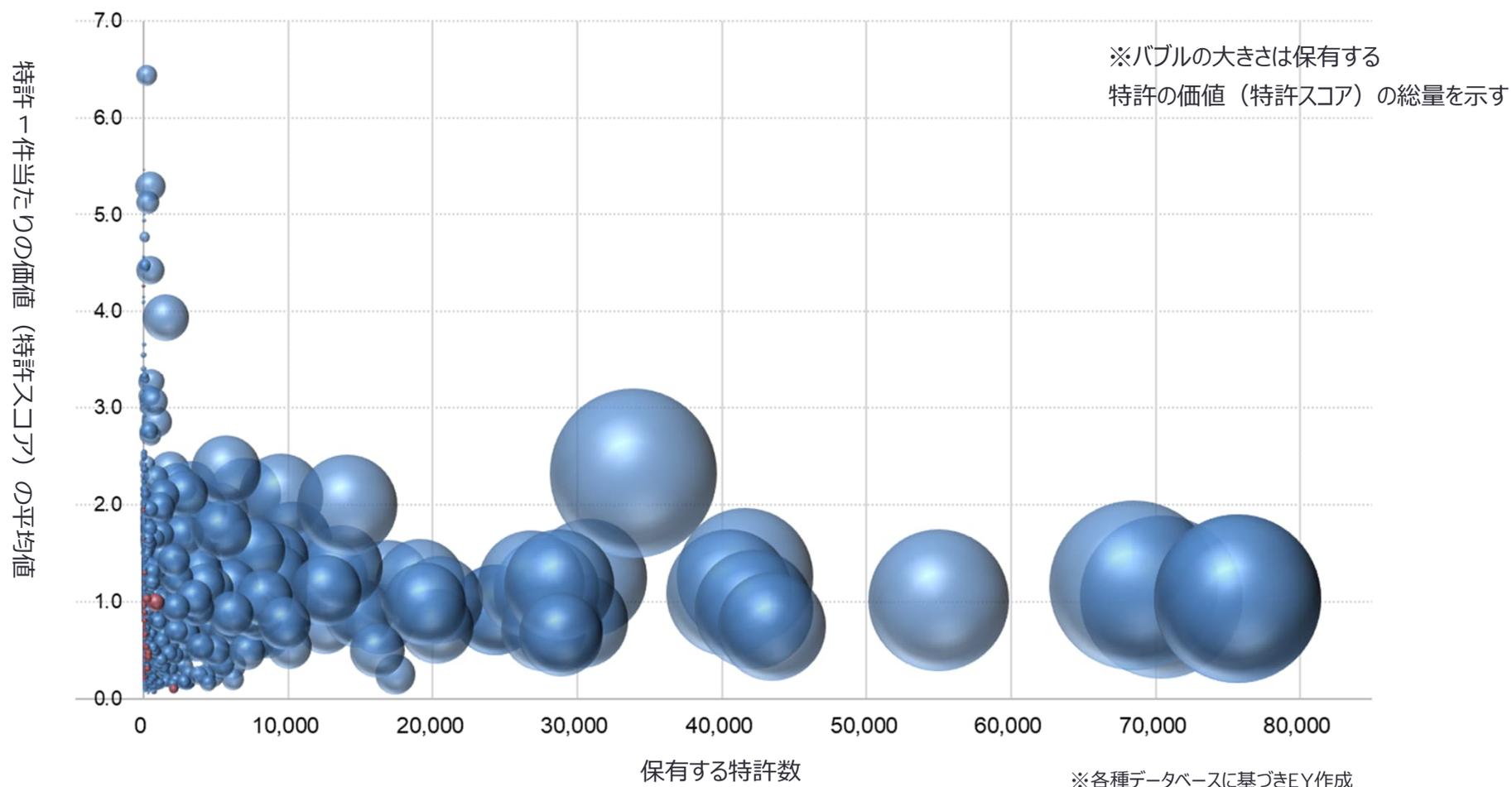


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【卸売業業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、卸売業業界に分類されている企業90社（4.5%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：6,317件、特許価値の総量の合計：2,894（全体の0.1%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.5）

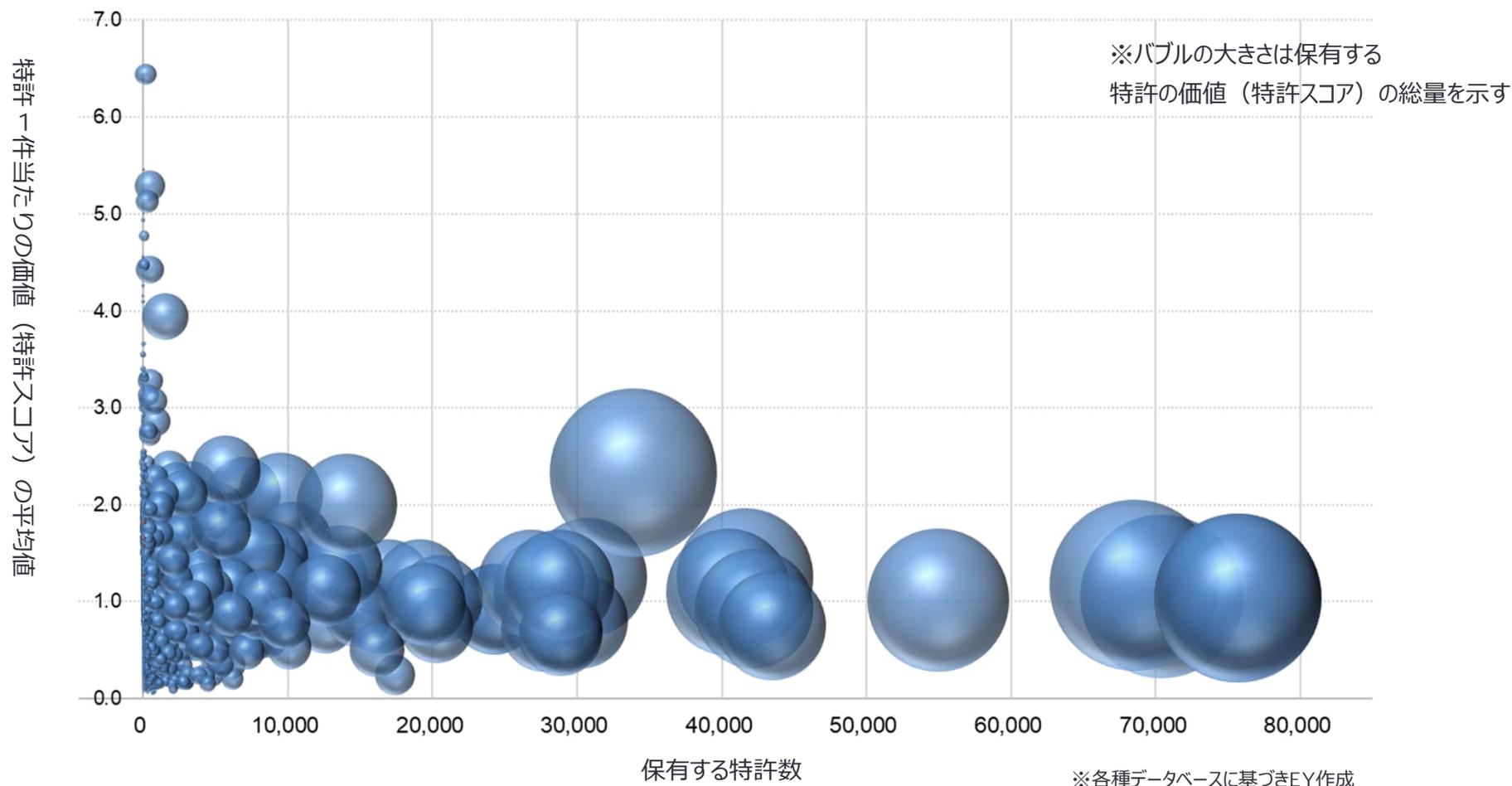


2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【小売業業界の特許価値】

以下のバブルチャートにおいて、2,000社マッピング（青色バブル）に対し、小売業業界に分類されている企業20社（1.0%）に対応するバブルを赤色バブルで示した。（特許ファミリー件数の合計：309件、特許価値の総量の合計：168（全体の0.01%）、特許1件あたりの価値の平均値：0.7）



2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

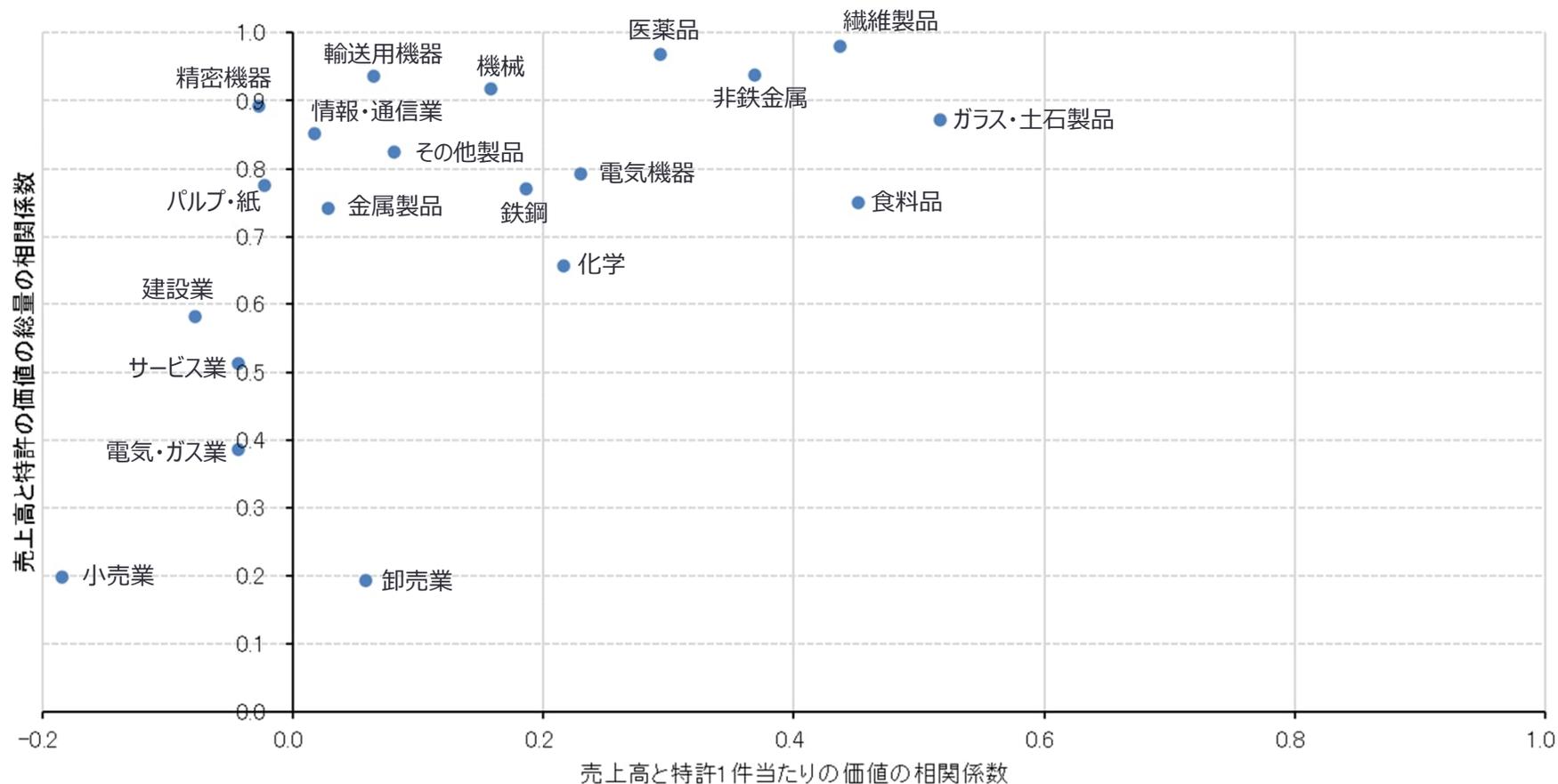
- 対象企業2,000社に対し1%以上の企業数（20社以上）が属する20業界において、SPEEDAから取得した売上高データ（令和3年度）と、特許1件当たりの価値、特許の価値の総量に業界に特徴的な相関があるかを調べるために、相関係数を算出した。以下にその結果をまとめた。

17業種区分	No.	33業種区分	対象企業 件数	特許ファミリー件数 平均値	売上高と特許1件当たりの 価値の相関係数	売上高と特許の価値の 総量の相関係数
食品	1	水産・農林業	11	42		
	2	食料品	108	214	0.45	0.75
エネルギー資源	3	鉱業	4	53		
	4	石油・石炭製品	8	1,331		
建設・資材	5	建設業	109	317	-0.08	0.58
	6	金属製品	80	405	0.03	0.74
	7	ガラス・土石製品	53	619	0.52	0.87
素材・化学	8	繊維製品	32	797	0.44	0.98
	9	パルプ・紙	20	601	-0.02	0.78
	10	化学	209	1,569	0.22	0.66
医薬品	11	医薬品	74	159	0.29	0.97
自動車・輸送機	12	ゴム製品	18	1,565		
	13	輸送用機器	90	2,844	0.06	0.94
鉄鋼・非鉄	14	鉄鋼	35	2,169	0.19	0.77
	15	非鉄金属	29	1,752	0.37	0.94
機械	16	機械	212	898	0.16	0.92
電機・精密	17	電気機器	239	3,520	0.23	0.79
	18	精密機器	46	1,130	-0.03	0.89
情報通信・サービスその他	19	その他製品	79	673	0.08	0.83
	20	情報・通信業	278	212	0.02	0.85
	21	サービス業	103	90	-0.04	0.51
電機・ガス	22	電気・ガス業	20	809	-0.04	0.39
運輸・物流	23	陸運業	8	538		
	24	海運業	3	81		
	25	空運業	2	1,431		
	26	倉庫・運輸関連業	2	46		
商社・卸売	27	卸売業	90	70	0.06	0.19
小売	28	小売業	20	15	-0.18	0.20
銀行	29	銀行業	3	380		
金融(除く銀行)	30	証券、商品先物取引業	2	60		
	31	保険業	0	0		
	32	その他金融業	3	0		
不動産	33	不動産業	10	20		

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

- 横軸を売上高と特許1件当たりの価値の相関係数、縦軸を売上高と特許の価値の総量の相関係数としてグラフを作成した。このグラフから、上に位置するものほど特許ポートフォリオ全体の特許総合力が売上高と強く相関し、右に位置するものほど1件（1ファミリー）当たりの特許の価値と売上高が強く相関しており、特許の価値で稼ぐ力のある業界であると判断できる。
- 今回のマッピングにより、特許総合力と売上高の相関が特に強い業界は、繊維製品、医薬品、輸送用機器、非鉄金属業界であることが分かった。また、1件当たりの特許力と売上高が特に強く相関する業界は、ガラス・土石製品、繊維製品、食料品業界であった。

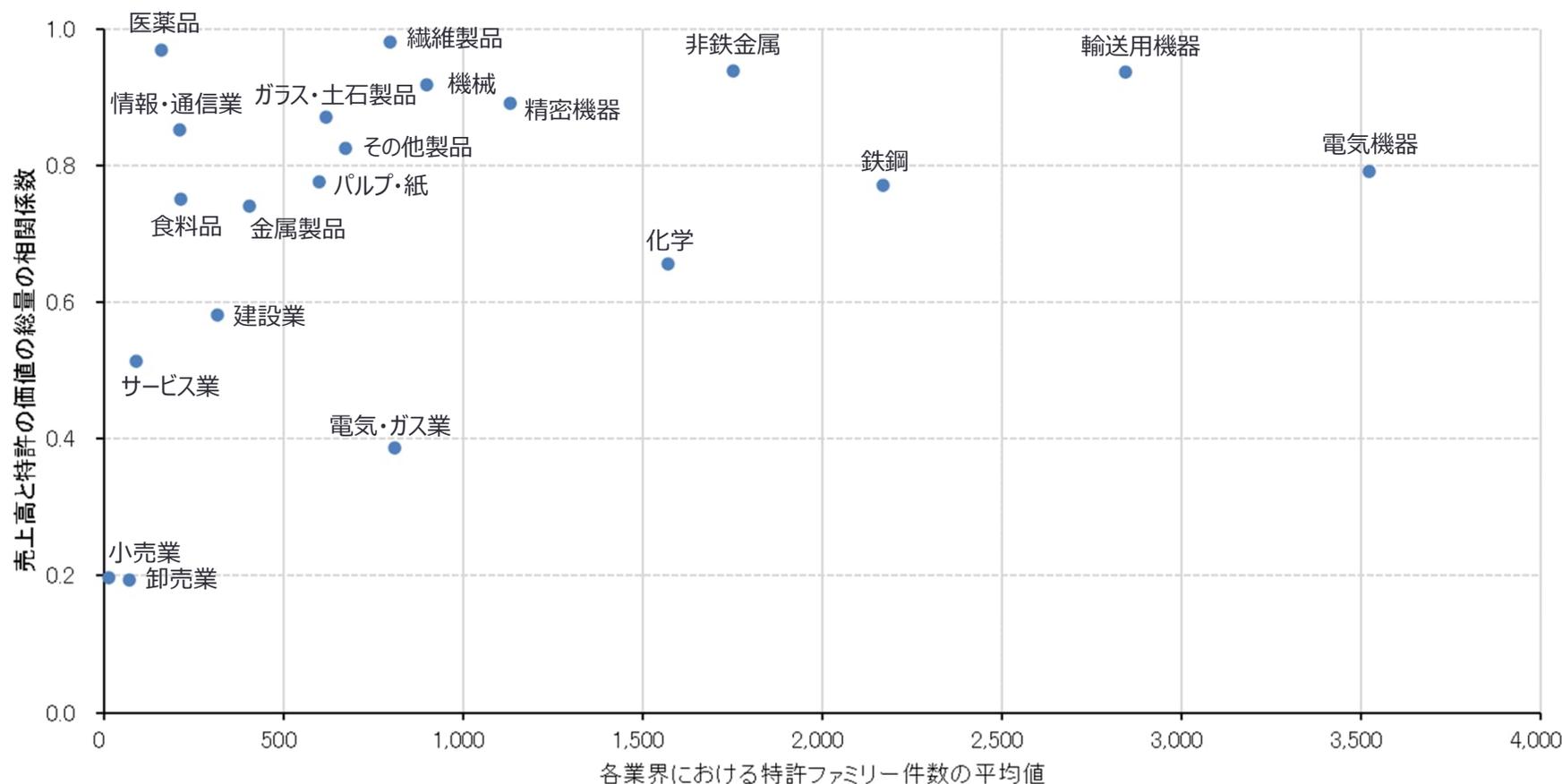


図表 売上高と特許の価値の関係

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

- 次に、横軸を各業界における特許ファミリー件数の平均値、縦軸を売上高と特許の価値の総量の相関係数としてグラフを作成した。これは、横軸が特許出願規模の大きさ、縦軸が特許力で稼ぐか（特許がKSFか）否かのマッピングであると解釈できる。すなわち、**上に位置する業界ほど特許力がKSFとなり、その特許力に関して、右にあるものは特許ポートフォリオ全体の総合力であり、左にあるものは1件の特許の質で勝負する業界である**と想定される。
- 今回のマッピングから、**特許ポートフォリオ全体の特許総合力で稼ぐ業界は電気機器、輸送用機器業界であり、1件の特許の質の高さで稼ぐ業界は医薬品業界**であることが分かった。



図表 特許特性に基づく業界マッピング

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

■ アンケート結果、及びバブルチャートからの考察

ここでは、アンケート及びマクロ分析から得られた結果より見出された特徴的な業界特性などについてまとめる。

- 今回の分析は研究開発費額上位2,000社を対象としており、それらの特許力の総合値は**日本全体の特許力であるとみなせる**。その**総合値の43%をも占めるのが電気機器業界**である分析結果となった。なお、次いで化学業界が17%、輸送用機器（自動車）業界が12%と、2位、3位に位置していた。
- **電気機器業界は**、特許力と売上高に強い相関（相関係数0.8）がある業界である。また、1件の特許の価値は医薬品業界の38%と低めではあるが、出願規模がかなり多く特許総合力で稼ぐ業界といえる。すなわち、特許の1件のライセンスで稼ぐというよりは、**多くの特許の総合力を組み込んだ製品で稼ぐ**ものと想定される。これは、アンケート（4-3）の回答集計において、対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）の売上があると回答した企業が最も電気機器業界で多かった結果と一致する。
- **自動車業界は**、特許総合力、出願規模の大きさについて電気機器業界に次いで第2位の業界である。電気機器業界と同様に1件の特許でというよりは**特許の総合力で稼ぐ業界**となる。なお、アンケートによりEmbedded IPの売上があるとの回答数は、電気機器業界に次いで多かった。
- **医薬品業界も**、**特許力と売上高にかなり強い相関（相関係数1.0）**がある業界である。また、出願規模は他と比べてかなり少ないものの、**1件当たりの特許の価値がずば抜けて高い**。すなわち、**1件の特許の高い質を一つの商品に繋げて稼ぐ業界**といえる。また、特許の1件の価値が高いためその特許で稼ぐこともでき、**ライセンス収入の取得が大きい業界**であると想定される。なお、これはアンケート（4-1）の回答集計でライセンス料や譲渡所得等を特許権から得ていると回答した企業が最も医薬品業界で多かった結果と一致する。このように医薬品業界は**1件の特許の質がかなり高い**といえるが、そのような特許を出願するには長い期間の研究開発が必要であると想像され、**1件の特許を出すために他よりも時間を要する**と考えられる。

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

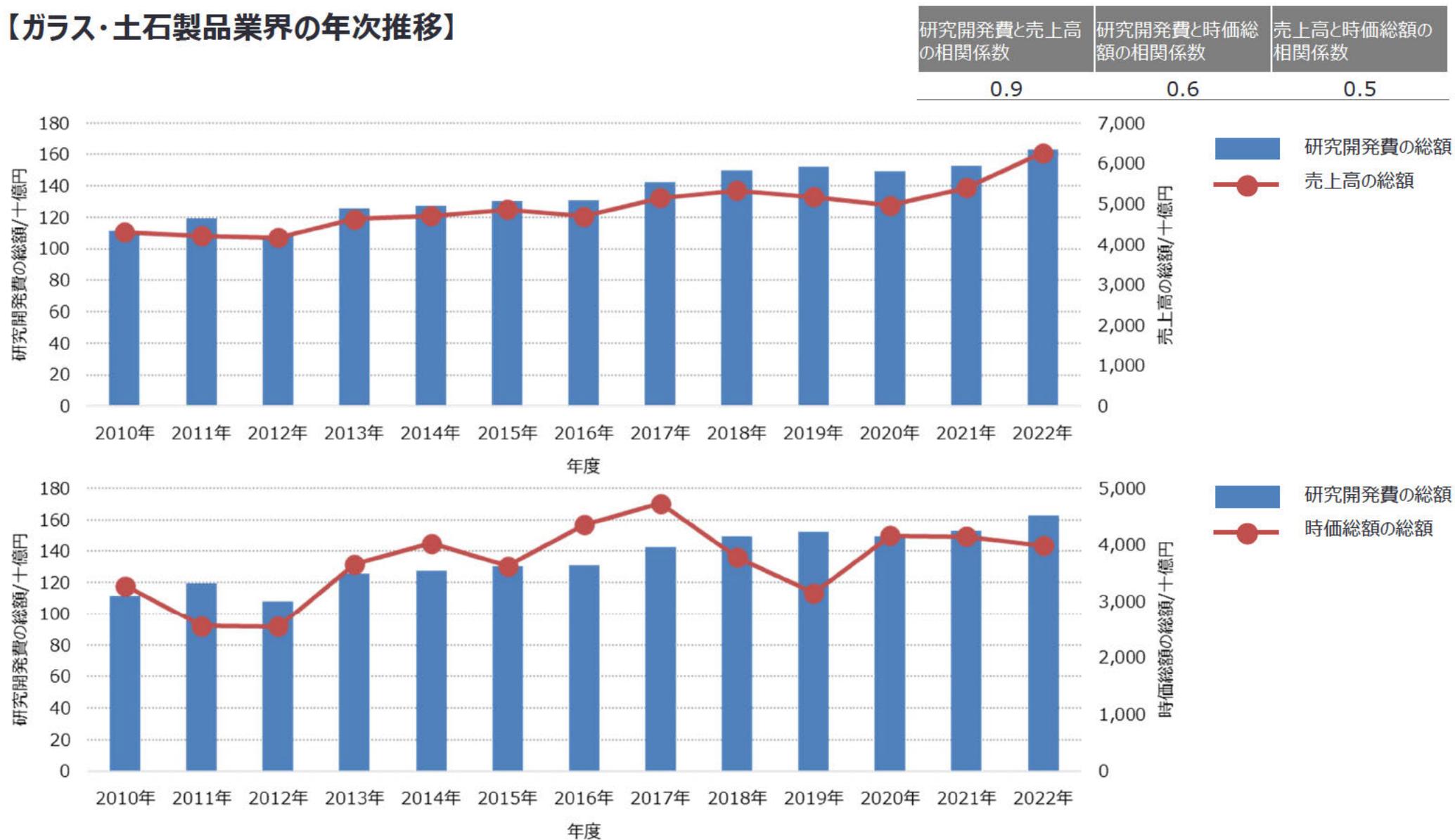
- なお、前頁までは令和3年度時のみの財務データ及び特許スコアを利用して分析したが、例えば、**研究開発投資が特許の価値や売上高、企業価値と時系列で相関しているか、さらに、企業価値に繋がるには何年後に相関するかの遅延浸透効果などを考慮することも重要**と考えられる。今後、特許スコアを用いて時間軸を加えた分析を検討する予定である。
- 今回は初期的に以下の7業種における令和3年度研究開発費額の上位10位までの企業に対し、2010年（平成22年）～2022年（令和4年）の13年間の研究開発費額、売上高及び時価総額をSPEEDAデータベースより抽出して業種別に足し合わせ、業種ごとに時系列グラフを作成して相関を確認した。

No.	33業種区分	企業名	No.	33業種区分	企業名	No.	33業種区分	企業名
7	ガラス・土石製品	AGC	11	医薬品	武田薬品工業	20	情報・通信業	日本電信電話
		日本特殊陶業			第一三共			ソフトバンクグループ
		TOTO			アステラス製薬			コナミグループ
		日本碍子			大塚ホールディングス			カプコン
		日本板硝子			エーザイ			KDDI
		日本電気硝子			住友ファーマ			NTTデータグループ
		ニチアス			中外製薬			ネクソン
		太平洋セメント			小野薬品工業			トレンドマイクロ
		フジインコーポレーテッド			塩野義製薬			BIPROGY
		住友大阪セメント			協和キリン			野村総合研究所
8	繊維製品	東レ	13	輸送用機器	トヨタ自動車			
		帝人			本田技研工業			
		東洋紡			日産自動車			
		セーレン			デンソー			
		ユニチカ			アイシン			
		ゲンゼ			スズキ			
		片倉工業			マツダ			
		倉敷紡績			SUBARU			
		富士紡ホールディングス			三菱自動車工業			
		住江織物			ヤマハ発動機			
10	化学	住友化学	17	電気機器	ソニーグループ			
		富士フイルムホールディングス			パナソニック ホールディングス			
		三菱ケミカルグループ			日立製作所			
		旭化成			キヤノン			
		花王			三菱電機			
		信越化学工業			東芝			
		日東電工			東京エレクトロン			
		積水化学工業			ルネサスエレクトロニクス			
		レゾナック・ホールディングス			TDK			
		三井化学			日本電気			

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【ガラス・土石製品業界の年次推移】

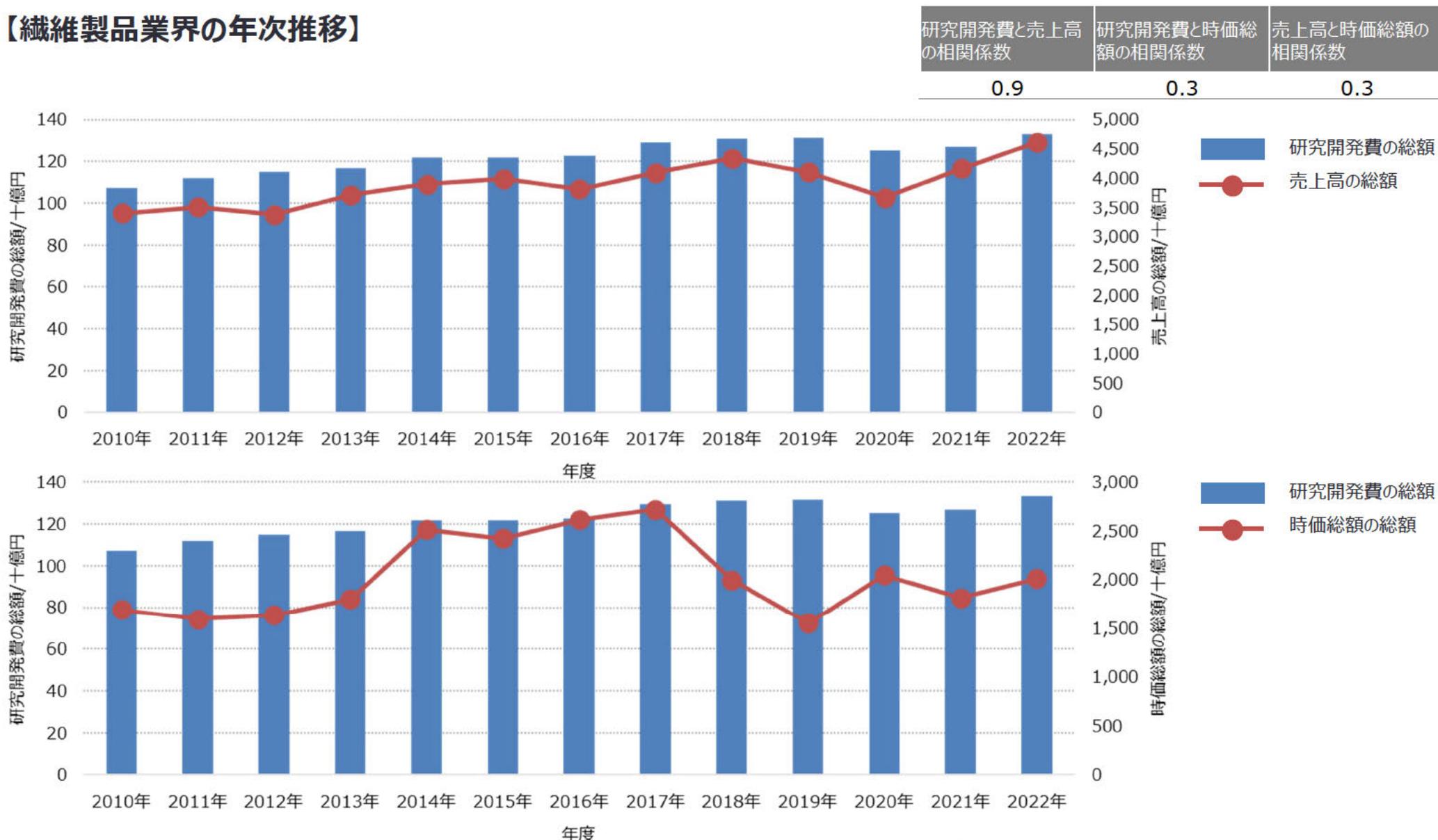


図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【繊維製品業界の年次推移】



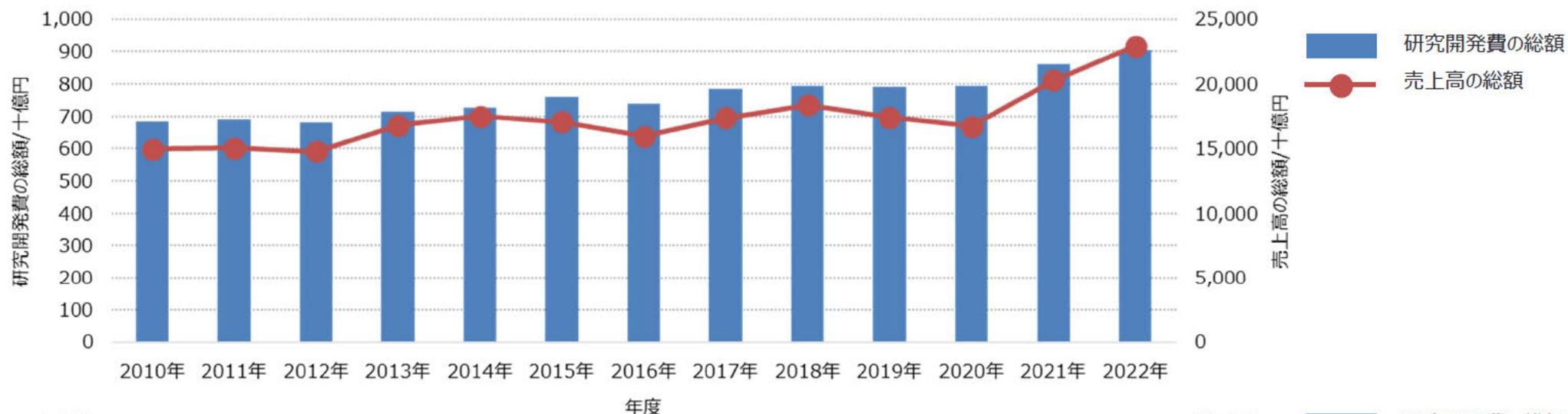
図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【化学業界の年次推移】

研究開発費と売上高の相関係数	研究開発費と時価総額の相関係数	売上高と時価総額の相関係数
0.9	0.9	0.7



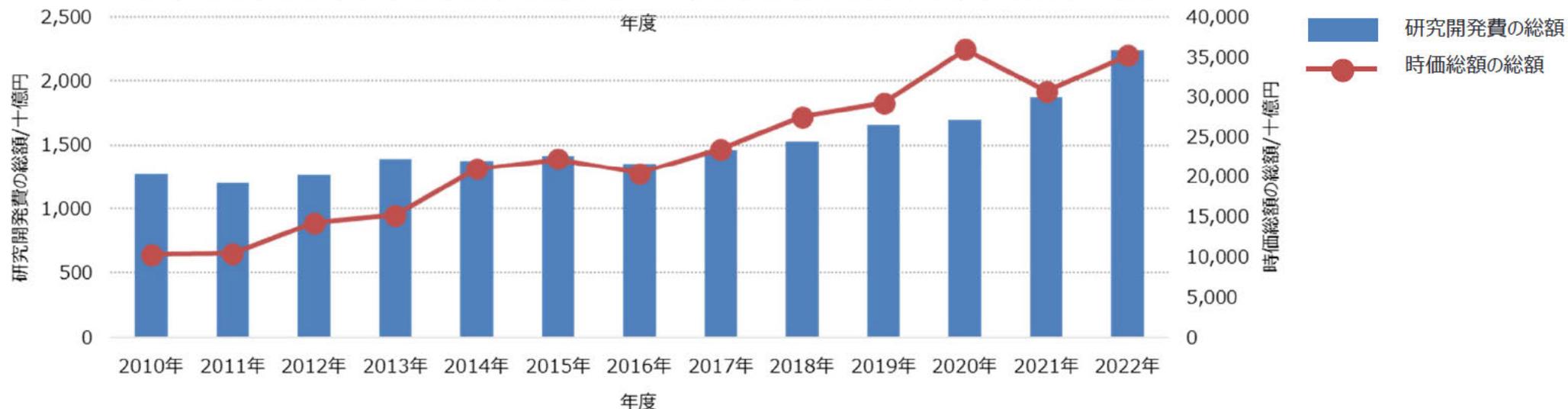
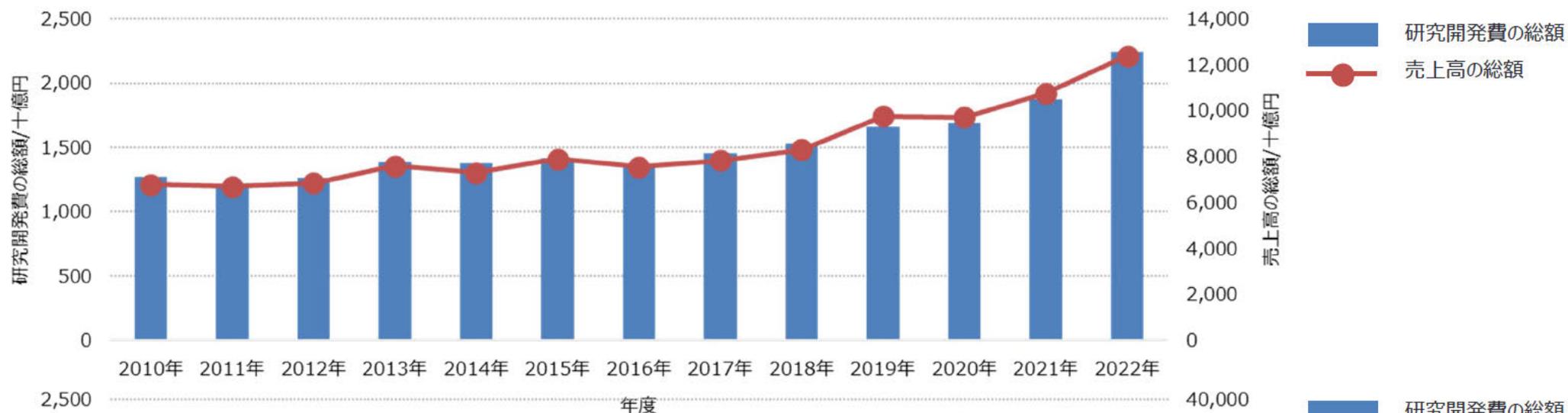
図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【医薬品業界の年次推移】

研究開発費と売上高の相関係数	研究開発費と時価総額の相関係数	売上高と時価総額の相関係数
1.0	0.9	0.9

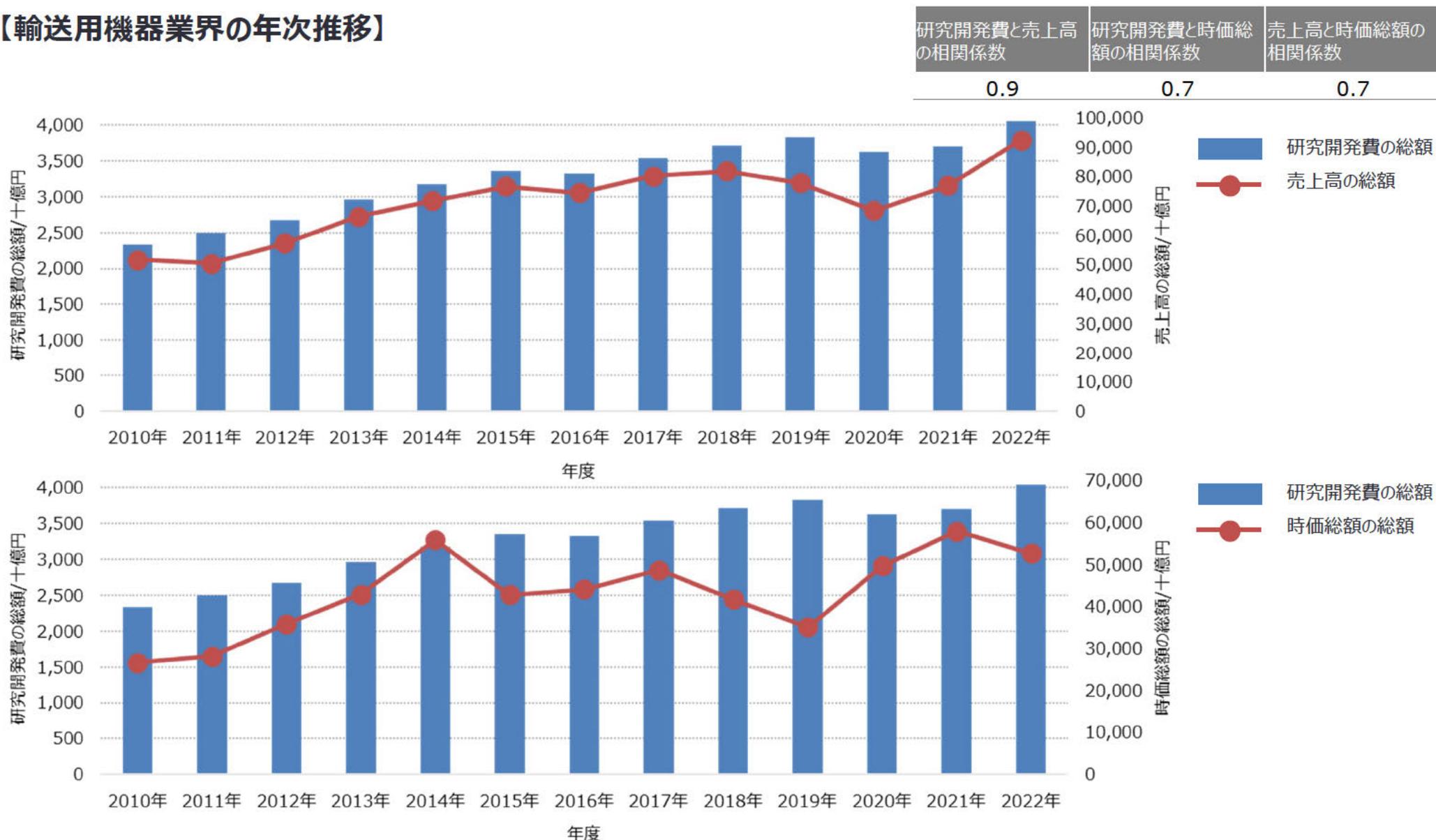


図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【輸送用機器業界の年次推移】

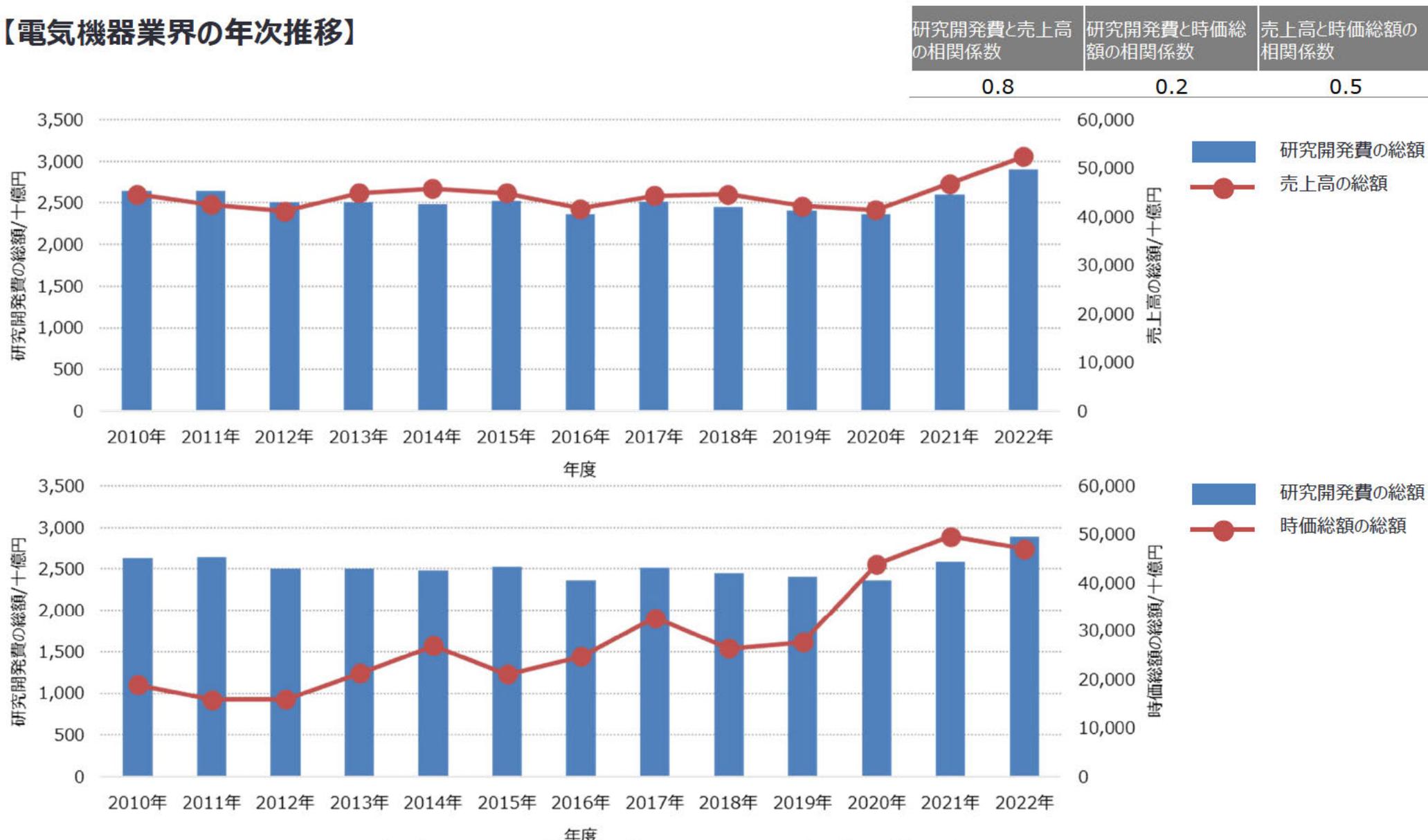


図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【電気機器業界の年次推移】



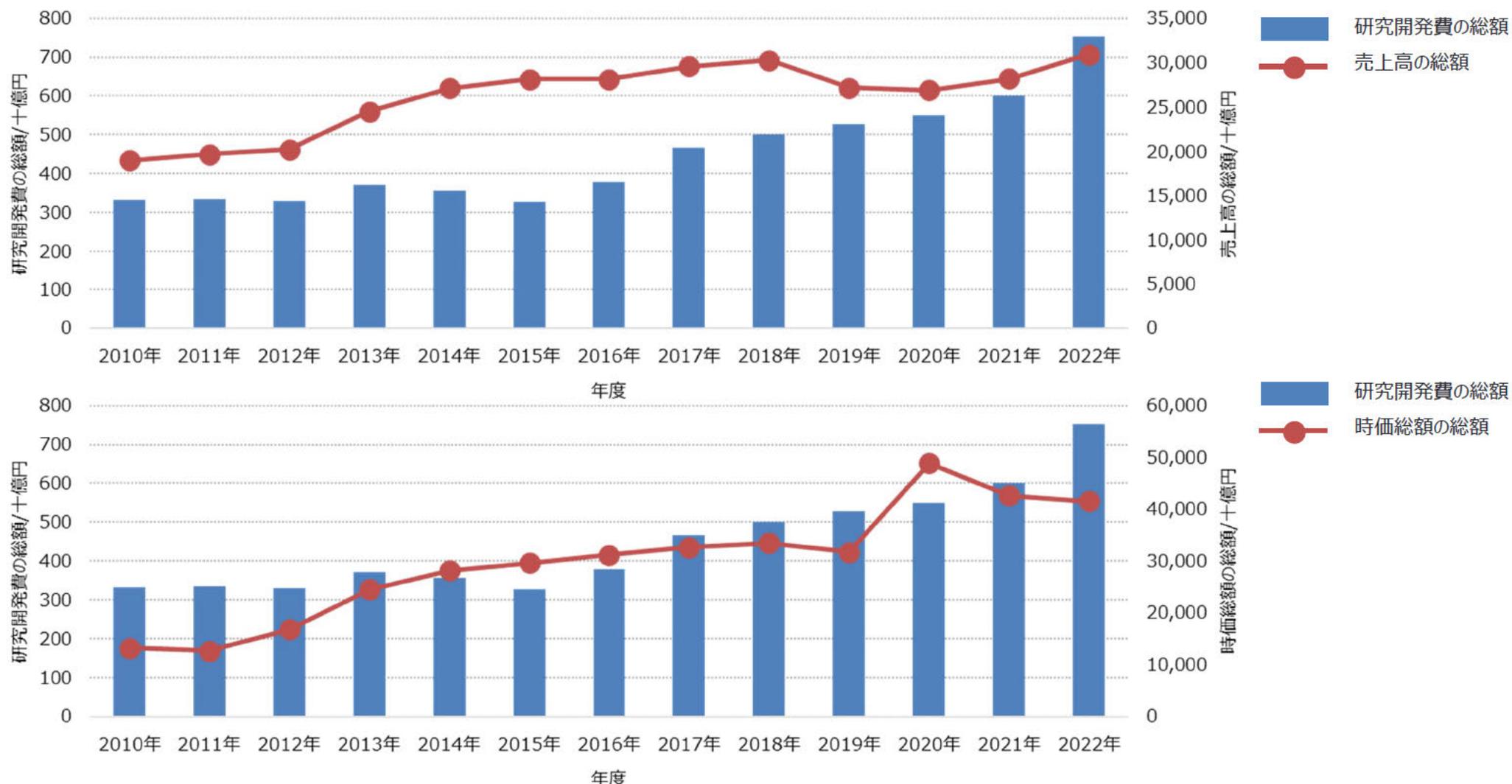
図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-3 特許価値分析の結果

【情報・通信業業界の年次推移】

研究開発費と売上高の相関係数	研究開発費と時価総額の相関係数	売上高と時価総額の相関係数
0.6	0.8	0.8



図表 主要10社の研究開発費総額、売上高もしくは時価総額の総額の年次推移

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

■ヒアリング結果からの理解

- 特許分析より特許の価値や売上との相関は業界ごとに特徴を有することが理解され、各業界で特許の価値創出に係る時間や事業化・収益化に要する時間にも特色があるものと想定される。特許の価値を企業価値に繋げるための制度設計のためには、価値創出のための時間軸の理解も重要となる。そこで、企業ヒアリングより以下の項目について抽出して考察を行った。

【ヒアリングからの抽出項目】

- ① 製品・サービスのライフサイクルについて
- ② 研究開発の期間について
- ③ 特許取得の期間やタイミングについて
- ④ 事業化・収益化の期間について
- ⑤ その他特許に関して



図表 抽出項目のイメージ図

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【電気機器業界におけるヒアリング】

① 製品・サービスのライフサイクルについて

- 製品のライフサイクルは、toC向け製品は1、2年で、toB向けは4～6年ぐらいになる。要素技術まで遡ると20年と長いものもある。ビジネス展開が遅れただけで、技術開発のスタートはかなり古いケースはある。
- 製品のライフサイクルは製品が多岐にわたるため一概には言えないが、小さなアプリケーションから大規模な20年以上使われるようなシステムまである。
- toC向け製品で1年サイクルで新モデルを出すものや毎年でないものなど、toC向け製品の中でも幅がある。ゲームは、7年程度の周期になっている。新機種リリース後も一定期間は旧製品の生産が引き続き行われるため、10年程度のサイクルで回っている。

② 研究開発の期間について

- 家電品などライフサイクルが短いものは、研究開発から製品化までには2、3年程度かかるイメージである。インフラ製品などライフサイクルが長いものは5年以上の期間を要する。製品の改良は頻度よくなされ、その開発の中で新しい知財が創出される。
- ハイスループット化や歩留まり品質の向上など高性能化に資する基礎開発はある。大元までの開発は、数十年という単位になる。
- 将来に備えた新しい技術の創出のため、中長期と長いスパンの研究開発を自社費用でやっている。事業化までの期間は非常に幅広いが、おおよその目安は数ヶ月から10年が典型的である。
- デバイスの領域になると基礎研究なども長くなり、10年を超えるケースもある。

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 特許出願の審査が始まるトリガーは、会社側が審査請求しないと始まらない。申請から審査請求まで2年半ぐらい置いてしまうケースもある。そこから審査が始まって登録までさらに2年かかると、特許の権利化まで5年かかる。権利化に5年で、基礎的な共通技術の開発は5～10年と考えると、新しい特許を対象にするとっても10年、15年ぐらいのさかのぼりが必要である。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【電気機器業界におけるヒアリング】

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 研究テーマは、技術開発と商品開発の2つに分かれる。技術開発に関連する特許が製品に活用される割合は商品開発に比べて少ない。権利化までの期間も5年を超える。商品開発の開発テーマのアウトプットが商品の上市である。商品開発に関する特許は早いものであると2～4年で、研究開発テーマが終わった時には取得できてないといけない。

④ 事業化・収益化までの期間について

- 新商品を投入してから成熟期のピークを迎えるまでに、早いものでも2～3年、10年を超えるものもある。改良のシリーズ追加があったとしても、2～3年で寿命を終えて収束することはまずない。基盤の制御機器は、30～40年と長い。
- toCの商品の売れ筋は、急に跳ね上がって徐々に降下することはない。toBでも代替商品が多く、従来商品とじわじわと入れ替わる形である。商品によって異なるが、2～3ヶ月で急激な売れ筋のピークが来て、その後、緩やかにまたピークが来るイメージである。

⑤ その他特許に関して

- 製品が販売されている間は常に知財の権利を保有し、実施されなくなれば権利を放棄する手続きを行う。新陳代謝は逐一行っている。
- 製品に対し5～10年程度のスパンで基礎的な共通特許を刷新していく。toB向けで製品サイクルが5年程度と長いものは、10年程度のサイクルで変わっていく。基本特許は、20年前のものが今も健在というものもある。
- 特許は登録された後、4、5年で放棄するものもある。10年間、保有するものもある。20年ずっと保有するケースは稀である。
- バージョンアップなど改良されると、新しい知財も含めて機能が追加されていく。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【自動車業界におけるヒアリング】

① 製品・サービスのライフサイクルについて

- 1台の車でライフサイクルが5年程度あるが、そこからマイナーチェンジをして何年も続くものもある。5年以降でフルモデルチェンジがあったりもするが、そうであろうと特許技術が使われるものは当然ある。マイナーチェンジによる機能追加に対しても特許出願している。
- 図面等ができると生産の準備をし、工場で生産準備が整うと量産が始まって、その後、市場での販売が始まる。販売期間、モデルサイクルは長めになってきており、5～6年程度である。
- 製品によってライフサイクルは違う。外装品は比較的ライフサイクルが短い。パワートレインなど基本的なものは特許が満了するまでの20年間をフルに使うケースもある。

② 研究開発の期間について

- 要素技術の研究は、数年から10年以上かかるものまで幅広い。そのような要素技術をストックしておいて、車としての1台にするときの開発にそれらの技術を取り込んでいく形になる。こういった適用開発を繰り返して市販車とする開発は3～4年程度となる。
- パワートレインの基本的な構造の技術であると、研究開発を始めて特許出願しても、特許が製品に採用される前に満了してしまうこともある。かなり長い年月をかけて研究開発している分野もある。
- 車両開発については3、4年かける。市場投入後も、毎年、性能や機能の変更をする。標準的なモデルのライフサイクルは6、7年が標準となる。
- 製品化、開発の前段階にある研究開発について、研究開発費の3、4割を占めている。期間は研究内容で異なるが、自動運転などの研究開発は9年以上かけて製品化している。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【自動車業界におけるヒアリング】

② 研究開発の期間について

- 将来的に適用される先端技術に関する特許を積極的に出願している。先端技術の場合、製品化に繋がるまで10年以上かかる。

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 特許等の知財の取得タイミングは要素技術の研究段階で、研究がものになると特許に繋がってくる。適用開発をする中で新たな発見などが見出され、特許を取得するケースもある。工場で製造する際の製法で特許を取るケースもある。
- 特許出願のフェーズとして、研究開発・先行開発・製品開発の3つがある。最も製品に結びつく特許は製品開発フェーズのものである。製品が出る直前に出願の出し漏れがないか確認しつつ、出願していく。そういうものは製品に採用されるパターンが多い。ただ、最終段階で細かい出願となり、特許庁から拒絶理由を受けて特許権を取得できないケースも出てくる。20年間の満了を果たす特許も当然ある。
- 基本的に改良して特許性を有するものは出願している。大口車両の場合、製品化の1～4年前に出願しているケースが多い。
- 大きめのマイナーモデルチェンジが入るのは、2～3年に一度程度である。マイナーチェンジの際に商品力を引き上げるため新たな技術を追加し、そこに知財が含まれていることもある。ライトを変更して雰囲気を変えて出すこともあるが、ライトのデザインが変わると意匠権にも影響が出る。

⑤ その他特許に関して

- 材料の研究開発は、特に車に限らないものもある。コーティングなどは車以外の分野にライセンスすることがある。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【医薬品業界におけるヒアリング】

② 研究開発の期間について

- 医薬品の研究開発期間は長く、10～20年間である。
- 医薬品の開発は15年～20年と言われ、その研究開発期間に各種特許を取得する。

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 物質特許は新薬の基礎研究の段階で出願する。特許の種類は他にもある。満了後も、物質特許とは別に製剤特許や用途特許を取得することもあり、別の特許を取得すると特許期間が延伸する。
- 研究・開発～上市の直前まで、各種特許取得の活動が続く。研究段階における物質特許が医薬品の要である。

④ 事業化・収益化までの期間について

- 販売が開始した段階から独占販売権が切れるまでは、短くて10年程度である。物質特許はかなり早い段階で登録自体はされている。物質特許の登録から上市まで、早かった製品でも10年ぐらいかかっている。
- 製薬の場合、特許の登録から将来事業化に成功して収益を得るまでも長い期間を要する。上市してからも最初のうちは販売促進費が多額に発生し、製品PLの切り分け方で見ると赤字になることもある。情報提供が実を結んで使用してもらえると、販促費をあまり使わずとも営業利益率が高い形になる。
- 上市後も投資は終わらず、適応拡大の都度、継続的に開発費がかかる。投資をどこで一旦区切りとするかの判断は難しい。適応範囲を広げると、費用がどんどん重なっていく。収益を別の病種に投資する繰り返しになる。
- 開発で上市するまでに10年で、上市してから10年となる。上市後に効能追加していくと、新効能に対して用途特許を取得する。後発品は用途特許が残っている以上、新効能が取れない。新効能の用途特許が切れたら、後発品もそれを取っていく順繰りになる。
- 最初の製品の収益を次々投資するといっても、最初に出した物質特許が切れたら後発品が出てくるため売上の減少はかなり大きい。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【医薬品業界におけるヒアリング】

④ 事業化・収益化までの期間について

- 特許の生存期間は出願日から20年である。5年を限度に延長でき、最長25年間の保護期間となる。製品化から特許が満了するまで10～15年となる。特許が満了すると後発品が市場に入るので、先発品の医薬品の売上高は急落する
- 物質特許は20年間とある程度の年数はある。その間に研究をし、臨床活動を行う。利益を取るのには10年程度となる。最後の5年間で急激に売上を伸ばし、ぐっと伸びた後に崖を落ちるようなライフサイクルとなるケースもある。

⑤ その他特許に関して

- 抗体医薬、細胞医療、遺伝子治療など、先端的な創薬を実施しており、個別の製品に依らない基盤技術やプラットフォーム技術を対象として特許を出願しているケースがある。
- 医薬品業界は必ずしも一つの製品単位で研究開発費を回収できるものではない。大概のものは回収できず、研究活動の費用ばかりがかかる。失敗するリスクの方が大きい。ただ、一つだけヒット商品が出てきて、今までのものが帳消しになることがある。
- 1つの化合物に複数の用途特許を重ねていくスキームも一般的である。あるものは物質特許満了後、別の用途特許などを重ねながら開発を推進した。肝心の物質特許は期間が満了している薬剤もある。
- 米国での独占販売権が知的財産的な価値を持つ。独占販売権が終わった後も部分的な特許は残るが、ジェネリックメーカーが参入して同じような製品が出てきたら意味をなさない。類似特許を有するジェネリックメーカーがオリジナルメーカーの特許を侵害するケースもある。その際には特許訴訟を起こしてロイヤルティを取り立てたりもする。独占販売権が収益的には最も重要である。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【化学業界におけるヒアリング】

① 製品・サービスのライフサイクルについて

- 事業によってライフサイクルが様々である。エレクトロニクス系だと製品ライフサイクルが2、3年で新しい製品が上市されていく。材料系のビジネスであると5年、10年の長いスパンで上市まで時間がかかる。知財の活躍時期は、エレクトロニクス系であると、2、3年程度がピークで、10年ぐらいになるともう使っていない知財が出てくる。一方、材料系であるとピークがもっと後ろになる。
- 製品ライフサイクルは、ケースバイケースである。

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 特許の出願時期は、ある程度タイミングを見ることはあるが、基本的に開発したら速やかに出す。特許を出して製品に数ヶ月の単位で反映されるケースもあれば、特許を出してからようやく20年ぐらいに寄与してくるものもある。製品によって多岐に渡る。製品化まで20年かかってしまえば、権利が20年で切れてしまうのも仕方がない部分がある程度はある。
- 大多数が知財が絡んだ製品である。日々改良を続けての製品となるが、改良された際は新しい知財が積み重なるイメージである。基本特許があった場合、新しい製品で改良の部分が相乗的に乗っかってくるものもある。

④ 事業化・収益化までの期間について

- 基礎研究をしていけば長くなる傾向があるが、応用開発でもマネタイズまで20年と長い時間を要することもある。

⑤ その他特許に関して

- 重要な特許かは出願したときにはわからない。結果論として他を排除でき、強い特許と言えるケースが多い。思いもよらない特許が実は良い特許であったケースもある。特許が良いものかどうか直ちに判別できないケースが多い。
- 医薬系であると特許 = 治療と置き換えやすい。それ以外の特許の評価は、特許の集合として後から評価しているケースが多い。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【化学業界におけるヒアリング】

⑤ その他特許に関して

- 電子部品などは様々な特許が組み合わせられて価値を持つ。画期的な技術が出来た際には基本特許が生まれるが、そのタイミングはそこまで頻繁ではない。
- 基本的には束として特許が意味を成している。様々な観点で特許が存在し、製品に関わっているイメージである。既存の物質で画期的な製法の特許もある。コストダウンに関わる特許も企業競争力を考える上で、重要であるケースもある。何を以て特許が重要かは様々な観点がある。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【鉄鋼業界におけるヒアリング】

① 製品・サービスのライフサイクルについて

- 一概には言えないが、鉄鋼製品は基本的に寿命が長い。20年以上のライフサイクルをもつ製品も多くある。

② 研究開発の期間について

- 開発工程で良いアイデアであれば特許の権利化を進める。それから1年、数年、10年以上に及ぶ場合もあるが、次のステージで実際に物を作ってみて、うまくいけば商品化となる。その際にまた新たな気づきや発明が出る場合もある。逐次、発明、出願、登録を進めて、商品化に進んでいく。商品になるまで、最初の研究から1、2年の場合や、数年～10年ぐらいかかる場合もある。製品になってから、その製品の寿命が終わるまで、10年、20年ずっと作り続けているものもある。

⑤ その他特許に関して

- 特許が切れており誰でも作れる状態の製品もある。少し改良すると良くなるものは、途中で改良発明をするケースもある。元々の発明の範囲内で改良が終わる場合もあるが、中には新しく特許にすることもある。なるべく特許化するようにしている。
- 製品としての物の特許出願とその物を作るための製造方法の特許出願を行う、2つのタイプがある。製法特許について、侵害発見が難しく、積極的に出願するかどうかはその度に議論している。出願せずに他に出願されるとまずい話と出願することで公開して他にまねされることとのせめぎ合いで、1件ごとに審議している。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【食料品業界におけるヒアリング】

① 製品・サービスのライフサイクルについて

- 製品の種類でライフサイクルは違う。食品だと抜本的な技術ではなく既存の技術で改訂するやり方であると、半年～1年と短期間で入れ替わるものが多い。抜本的な技術開発からして基幹商品を大きく変えるとなると、3年くらいのサイクルとなる。ヘルスケア商品であると機能性の試験や人で効果を確認するため、医薬のように5年以上かけて製品を出している。
- 製品によって状況が違う。品質を向上させるための付加価値として別の栄養成分を入れる等するが、権利化が必ずしもできるものではなく、特許という枠組みから外れていく。製造方法などは絡んでくることはある。短いもので3年、5年などのスパンの中で、新しい技術が生まれ、新商品が生まれることはある。

② 研究開発の期間について

- ある製品は10年以上の開発期間を要した。5年ぐらい研究開発して止まり、その後また復活することもある。

③ 特許取得のタイミングや期間について

- 特許は発明が出た早い段階で出願することが多い。遅くとも発売前には出願は終わっている。登録はケースバイケースとなる。早く登録しておきたい重要な技術である場合は発売前に早期審査の制度を使う。一方、審査請求は3年間待てるので、ゆっくり安定した権利をとりたい場合は発売後、審査請求期限の直前に請求をして登録することもある。この場合は出願から登録まで5年かかる。

⑤ その他特許に関して

- 化粧品の分野に応用している特許もある。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

【情報サービス業界におけるヒアリング】

② 研究開発の期間について

- 従前は短いサイクルだった。最近は企画段階からリリースまで2～3年程度かかる。小規模だと1年かからないくらいとなる。製品によって異なる。

④ 収益化までの期間について

- サービスがリリースされてから古いものは10年以上売れ続けているものもあり、追加開発を行っている。投資回収の期間はサービスによりけりであるが、3～5年で回収できれば良いイメージである。

⑤ その他特許に関して

- リリース後もサービスを変遷し、更新、新しい機能、新しい付加価値を実装していくことには著作権も含まれる。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

- 前頁までのヒアリング結果を以下に簡単にまとめた。

業界	① 製品・サービスのライフサイクルについて	② 研究開発の期間について	③ 特許取得の期間やタイミングについて	④ 事業化・収益化の期間について
電気機器業界	<ul style="list-style-type: none"> toC向け製品：1、2年 toB向け製品：4～6年 10、20年、20年以上もの長いケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 数ヶ月から10年と幅広い。 10年を超えるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許の権利化まで5年かかあるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 早いものでも2～3年、10年を超えるものもある。
自動車業界	<ul style="list-style-type: none"> 車は5～6年程度 外装品は比較的短い、パワートレインなどは特許満了までの20年フルに使うケースもあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 要素技術の研究は、数年から長いものだと10年以上 適用開発を繰り返して市販車とする開発は3、4年程度 自動運転等先端技術は10年程度 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に関与する特許は製品開発フェーズの出願が多い。 車は製品化の1～4年前に出願する。 モデルチェンジに付随する技術も随時特許出願する。 	<ul style="list-style-type: none"> 先端技術の場合、製品化に繋がるまで10年以上かかる。
医薬品業界		<ul style="list-style-type: none"> 10～20年と長い期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究・開発～上市の直前まで、各種特許取得の活動を行う。 研究段階に出願する物質特許が特に重要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 物質特許登録から上市まで早くても10年で、満了までの10年程度で収益を得る。満了後は後発品の出現により売上が急落する。
化学業界	<ul style="list-style-type: none"> 事業によって様々である。 エレクトロニクス系は2、3年、材料系だと5～10年の期間を要する。 		<ul style="list-style-type: none"> 基本的に開発したら即座に出願する。 出願から数ヶ月～20年と製品に寄与してくる期間が幅広い。 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研究だと長い傾向になるが、応用研究でもはマネタイズまで20年かかることもある。
鉄鋼業界	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に寿命が長く、20年以上のライフサイクルをもつ製品も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1年、数年のものもあれば、10年以上に及ぶケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発工程で良いアイデアであれば特許の権利化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品になるまで、最初の研究から1、2年の場合や、数年から10年ぐらいかかることもある。
食料品業界	<ul style="list-style-type: none"> 飲食は半年～1年で入れ替わるものが多い。抜本的な技術開発をもって基幹商品を大きく変えると3年くらいとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上の開発期間がかかるケースもある 	<ul style="list-style-type: none"> 早い段階で出願することが多い。 早期審査を行うものや、審査請求期限の直前に登録する場合もある。後者だと登録まで5年必要。 	
情報サービス業界		<ul style="list-style-type: none"> 企画段階からリリースまで2～3年程度かかる。 小規模なものは1年かからない。 		<ul style="list-style-type: none"> 10年以上売れ続けているものもあり、追加開発を行っている。 3～5年で投資回収できれば良いイメージである。

2.1 大企業向け調査

2-1-4 企業ヒアリングの結果

■ 企業ヒアリングを踏まえての考察

ここでは、アンケート及びマクロ分析から得られた結果に加え、企業ヒアリングの結果を踏まえて考察を行った。

- ヒアリングの結果、10年、20年もの長い期間をかけた研究開発によって特許の価値を創出し、さらにその特許の価値を組み込んだ製品で果実を得るまでにも10年ほどの期間を要している業界が多くみられた。そして、特許分析からは、特許の価値と売上高とに強い相関がある業界が多くみられ、約20年間の生存特許の価値の総合力が今の売上高に結び付いていることがわかった。すなわち、**数十年もの長い期間をかけた努力の賜物として、特許の価値を企業価値の源泉となる事業の「稼ぐ力」に繋げている**ことがわかる。
- また、ヒアリングより特許の種類や特許出願のタイミングなどを含めた特許戦略をもって特許力を稼ぎに繋げていることがわかった。
- **電気機器業界は**、特許分析から出願規模がかなり膨大で、多くの特許の総合力を組み込んだ製品で稼ぐ業界であることが理解された。ヒアリングより、やはり特許を組み込んだ製品からの収益が多いことがわかったが、その製品のライフサイクルはtoC向け製品、toB向け製品の特性の差などから数年から長いもので10年程度と様々で、特許が収益に繋がる期間にも幅をもつことがわかった。
- **自動車業界も**、特許分析から出願規模が大きく、特許の総合力で稼ぐ業界であることがわかった。ヒアリングより、特許を組み込んだ製品からの収益が多いことがわかったが、その組み込み方としてエアバックの技術開発など要素技術を多くストックし、その技術を車として取り込んでいく構造であった。なお、要素技術の研究は、数年から10年以上かかるものと幅を持ち、要素技術を取り込む適用開発を繰り返して市販車とする開発は3～4年程度の期間を要するとのことであった。
- **医薬品業界は**、特許分析から1件当たりの特許の価値が他の業界と比較して倍ほどと、ずば抜けて高いことがわかった。このような質の高い特許を出願するには長い期間の研究開発が必要であると想像されるが、ヒアリングよりやはり研究開発の期間は10～20年と長いものと強調されていた。なお、特許の種類として要となる物質特許は早い段階で登録自体はされるが、物質特許の登録から上市まで10年ほどかかり、製品化から特許が満了するまでは10年となる。特許が満了すると後発品が市場に入るので、確実な利益が得られるの期間がおよそ10年になるとのことであった。

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

■ WEBアンケート調査の実施

中小企業に対して個社ベースの税務上の試験研究費などインプットと、知的財産から生まれる所得などアウトプット状況を精確に把握することを目的にWEBアンケート調査を実施した。

アンケート調査期間： 2023年1月19日～2024年2月2日

アンケート調査方法： オンラインアンケート

1. 貴社名、業種、ご回答者のお名前、ご連絡先等をご記入ください。

- | | | | |
|-----|---------|--|----------------------------------|
| 1-1 | 貴社名 | <input type="text"/> | ※必須 |
| 1-2 | 業種分類 | <input type="text" value="業種を選択ください"/> | ※必須
※貴社の主要な業種を1つプルダウンで選択ください。 |
| 1-3 | 担当者名 | <input type="text"/> | |
| 1-4 | 電話番号 | <input type="text"/> | |
| 1-5 | メールアドレス | <input type="text"/> | |

※アンケート調査票はAppendix参照

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

■ WEBアンケート調査の結果

アンケートを発出した1,321社に対し、回答が得られた142社（回答率10.7%）の結果を一部示す。

回答企業の業種について

アンケートの設問に設定した業種48分類別に回答企業数をまとめた。35種と幅広い業界の企業から回答が得られ、特に、金属製品製造業、生産用機器器具製造業、その他の製造業からの回答が多かった。

No.	業種分類	回答企業	
		件数	全体割合
1	農林水産業	1	1%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1%
3	建設業	5	4%
4	食料品製造業	1	1%
5	繊維工業	5	4%
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1%
7	印刷・同関連業	0	0%
8	医薬品製造業	2	1%
9	総合化学工業	0	0%
10	油脂・塗料製造業	2	1%
11	その他の化学工業	3	2%
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0%
13	プラスチック製品製造業	4	3%
14	ゴム製品製造業	1	1%
15	窯業・土石製品製造業	4	3%
16	鉄鋼業	0	0%
17	非鉄金属製造業	5	4%
18	金属製品製造業	18	13%
19	はん用機械器具製造業	3	2%
20	生産用機械器具製造業	11	8%
21	業務用機械器具製造業	5	4%
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	3%
23	電子応用・電気計測器製造業	4	3%
24	その他の電気機械器具製造業	7	5%

No.	業種分類	回答企業	
		件数	全体割合
25	情報通信機械器具製造業	1	1%
26	自動車製造業	2	1%
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	4%
28	その他の製造業	11	8%
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0%
30	通信業	1	1%
31	放送業	0	0%
32	情報サービス業	5	4%
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	2%
34	運輸業・郵便業	0	0%
35	卸売業	6	4%
36	小売業	3	2%
37	金融・保険業	0	0%
38	学術・研究開発機関	1	1%
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	4%
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	1%
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	3%
42	不動産、物品賃貸業	3	2%
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0%
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0%
45	教育・学習支援業	1	1%
46	医療・福祉	0	0%
47	複合サービス事業	0	0%
48	公務・その他	0	0%
		142	100%

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

- 中小企業技術基盤強化税制もしくはOI型の研究開発税制を利用したと回答した企業について業種別集計を行い、以下にまとめた。

No.	業種分類	研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)を利用			研究開発税制(OI型)を利用	
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率
1	農林水産業	1	0	0%	0	0%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0%	0	0%
3	建設業	5	1	20%	1	20%
4	食料品製造業	1	0	0%	0	0%
5	繊維工業	5	1	20%	0	0%
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	50%	0	0%
7	印刷・同関連業	0	0	0%	0	0%
8	医薬品製造業	2	0	0%	0	0%
9	総合化学工業	0	0	0%	0	0%
10	油脂・塗料製造業	2	0	0%	0	0%
11	その他の化学工業	3	2	67%	0	0%
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0%	0	0%
13	プラスチック製品製造業	4	0	0%	0	0%
14	ゴム製品製造業	1	0	0%	0	0%
15	窯業・土石製品製造業	4	1	25%	1	25%
16	鉄鋼業	0	0	0%	0	0%
17	非鉄金属製造業	5	0	0%	0	0%
18	金属製品製造業	18	4	22%	1	6%
19	はん用機械器具製造業	3	0	0%	0	0%
20	生産用機械器具製造業	11	2	18%	1	9%
21	業務用機械器具製造業	5	0	0%	0	0%
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	0	0%	0	0%
23	電子応用・電気計測器製造業	4	1	25%	0	0%
24	その他の電気機械器具製造業	7	3	43%	0	0%

No.	業種分類	研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)を利用			研究開発税制(OI型)を利用	
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0%	0	0%
26	自動車製造業	2	0	0%	0	0%
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0%	0	0%
28	その他の製造業	11	1	9%	0	0%
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0%	0	0%
30	通信業	1	0	0%	0	0%
31	放送業	0	0	0%	0	0%
32	情報サービス業	5	2	40%	0	0%
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	0	0%	0	0%
34	運輸業・郵便業	0	0	0%	0	0%
35	卸売業	6	0	0%	0	0%
36	小売業	3	0	0%	0	0%
37	金融・保険業	0	0	0%	0	0%
38	学術・研究開発機関	1	0	0%	0	0%
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	0	0%	0	0%
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0%	0	0%
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0%	0	0%
42	不動産、物品賃貸業	3	0	0%	0	0%
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0%	0	0%
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0%	0	0%
45	教育・学習支援業	1	0	0%	0	0%
46	医療・福祉	0	0	0%	0	0%
47	複合サービス事業	0	0	0%	0	0%
48	公務・その他	0	0	0%	0	0%
		142	19	13%	4	3%

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

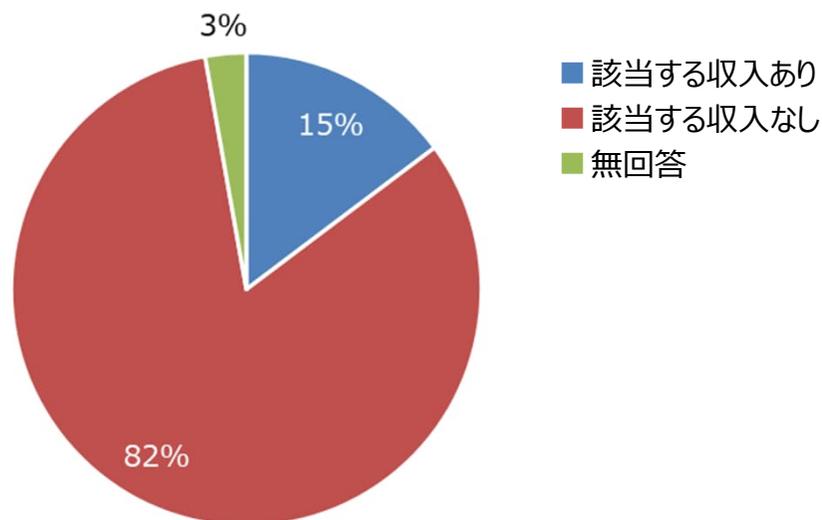
■ WEBアンケート調査の結果

ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知財に関する設問の回答結果を示す。

対象知財についてお伺いします。

(4-1) ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知的財産を全て選択してください。(※複数回答あり)

上記の設問に対し、なにかしらの知的財産を選択している企業は21社（15%）であり、該当する収入がないと回答した企業は117社（82%）であった。



ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の種類を以下にまとめたとこ、該当の収入のある企業の多くは特許権から収入を得ているものが多く、次いで商標権が多かった。

図表 ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の種類

知的財産の種類	回答数
特許権	15
実用新案権	2
意匠権	6
商標権	9
ソフトウェア	5
その他（ノウハウ等）	0

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

- ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の有無について企業の業種別集計を行い、以下にまとめた。

No.	業種分類	回答企業		知財によるライセンス収入、譲渡収入等なし	回答率
		件数	件数		
1	農林水産業	1	1	1	100%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	100%
3	建設業	5	5	5	100%
4	食料品製造業	1	1	1	100%
5	繊維工業	5	3	3	60%
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	2	100%
7	印刷・同関連業	0	0	0	0%
8	医薬品製造業	2	2	2	100%
9	総合化学工業	0	0	0	0%
10	油脂・塗料製造業	2	0	0	0%
11	その他の化学工業	3	3	3	100%
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0%
13	プラスチック製品製造業	4	1	1	25%
14	ゴム製品製造業	1	0	0	0%
15	窯業・土石製品製造業	4	3	3	75%
16	鉄鋼業	0	0	0	0%
17	非鉄金属製造業	5	0	0	0%
18	金属製品製造業	18	0	0	0%
19	はん用機械器具製造業	3	0	0	0%
20	生産用機械器具製造業	11	0	0	0%
21	業務用機械器具製造業	5	5	5	100%
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	3	3	75%
23	電子応用・電気計測器製造業	4	4	4	100%
24	その他の電気機械器具製造業	7	0	0	0%

No.	業種分類	回答企業		知財によるライセンス収入、譲渡収入等なし	回答率
		件数	件数		
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0	0%
26	自動車製造業	2	0	0	0%
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0	0%
28	その他の製造業	11	0	0	0%
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0%
30	通信業	1	0	0	0%
31	放送業	0	0	0	0%
32	情報サービス業	5	0	0	0%
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	0	0	0%
34	運輸業・郵便業	0	0	0	0%
35	卸売業	6	6	6	100%
36	小売業	3	3	3	100%
37	金融・保険業	0	0	0	0%
38	学術・研究開発機関	1	0	0	0%
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	0	0	0%
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0	0%
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0	0%
42	不動産・物品賃貸業	3	0	0	0%
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0%
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0%
45	教育・学習支援業	1	0	0	0%
46	医療・福祉	0	0	0	0%
47	複合サービス事業	0	0	0	0%
48	公務・その他	0	0	0	0%
		142	43	30%	

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

- ・ ライセンス収入や譲渡収入などを得ている知的財産の種類について企業の業種別集計を行い、以下にまとめた。
- ・ 特許権を選択した企業は特にプラスチック製品製造業やその他の製造業の業界において多かった。また、実用新案権を選択した企業は電子部品・デバイス・電子回路製造業及び自動車製造業の2件であった。

No.	業種分類	特許権によるライセンス・譲渡収入等あり			実用新案権によるライセンス・譲渡収入等あり		
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率	
1	農林水産業	1	0	0%	0	0%	
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0%	0	0%	
3	建設業	5	0	0%	0	0%	
4	食料品製造業	1	0	0%	0	0%	
5	繊維工業	5	1	20%	0	0%	
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	0%	0	0%	
7	印刷・同関連業	0	0	0%	0	0%	
8	医薬品製造業	2	0	0%	0	0%	
9	総合化学工業	0	0	0%	0	0%	
10	油脂・塗料製造業	2	0	0%	0	0%	
11	その他の化学工業	3	0	0%	0	0%	
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0%	0	0%	
13	プラスチック製品製造業	4	3	75%	0	0%	
14	ゴム製品製造業	1	1	100%	0	0%	
15	窯業・土石製品製造業	4	1	25%	0	0%	
16	鉄鋼業	0	0	0%	0	0%	
17	非鉄金属製造業	5	0	0%	0	0%	
18	金属製品製造業	18	0	0%	0	0%	
19	はん用機械器具製造業	3	0	0%	0	0%	
20	生産用機械器具製造業	11	0	0%	0	0%	
21	業務用機械器具製造業	5	0	0%	0	0%	
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	1	25%	1	25%	
23	電子応用・電気計測器製造業	4	0	0%	0	0%	
24	その他の電気機械器具製造業	7	2	29%	0	0%	

No.	業種分類	特許権によるライセンス・譲渡収入等あり			実用新案権によるライセンス・譲渡収入等あり		
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率	
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0%	0	0%	
26	自動車製造業	2	1	50%	1	50%	
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0%	0	0%	
28	その他の製造業	11	3	27%	0	0%	
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0%	0	0%	
30	通信業	1	0	0%	0	0%	
31	放送業	0	0	0%	0	0%	
32	情報サービス業	5	1	20%	0	0%	
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	1	33%	0	0%	
34	運輸業・郵便業	0	0	0%	0	0%	
35	卸売業	6	0	0%	0	0%	
36	小売業	3	0	0%	0	0%	
37	金融・保険業	0	0	0%	0	0%	
38	学術・研究開発機関	1	0	0%	0	0%	
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	0	0%	0	0%	
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0%	0	0%	
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0%	0	0%	
42	不動産、物品賃貸業	3	0	0%	0	0%	
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0%	0	0%	
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0%	0	0%	
45	教育・学習支援業	1	0	0%	0	0%	
46	医療・福祉	0	0	0%	0	0%	
47	複合サービス事業	0	0	0%	0	0%	
48	公務・その他	0	0	0%	0	0%	
		142	15	11%	2	1%	

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

- その他の製造業などの業界は、ライセンス・譲渡収入がある知財の種類に意匠権や商標権を選択していた。

No.	業種分類	意匠権によるライセンス・譲渡収入等あり			商標権によるライセンス・譲渡収入等あり		
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率	
1	農林水産業	1	0	0%	0	0%	
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0%	0	0%	
3	建設業	5	0	0%	0	0%	
4	食料品製造業	1	0	0%	0	0%	
5	繊維工業	5	1	20%	1	20%	
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	0%	0	0%	
7	印刷・同関連業	0	0	0%	0	0%	
8	医薬品製造業	2	0	0%	0	0%	
9	総合化学工業	0	0	0%	0	0%	
10	油脂・塗料製造業	2	0	0%	0	0%	
11	その他の化学工業	3	0	0%	0	0%	
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0%	0	0%	
13	プラスチック製品製造業	4	0	0%	1	25%	
14	ゴム製品製造業	1	0	0%	0	0%	
15	窯業・土石製品製造業	4	0	0%	0	0%	
16	鉄鋼業	0	0	0%	0	0%	
17	非鉄金属製造業	5	0	0%	0	0%	
18	金属製品製造業	18	1	6%	0	0%	
19	はん用機械器具製造業	3	0	0%	0	0%	
20	生産用機械器具製造業	11	1	9%	1	9%	
21	業務用機械器具製造業	5	0	0%	0	0%	
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	0	0%	0	0%	
23	電子応用・電気計測器具製造業	4	0	0%	0	0%	
24	その他の電気機械器具製造業	7	0	0%	1	14%	

No.	業種分類	意匠権によるライセンス・譲渡収入等あり			商標権によるライセンス・譲渡収入等あり		
		回答企業 件数	件数	回答率	件数	回答率	
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0%	0	0%	
26	自動車製造業	2	0	0%	1	50%	
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0%	0	0%	
28	その他の製造業	11	2	18%	2	18%	
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0%	0	0%	
30	通信業	1	0	0%	0	0%	
31	放送業	0	0	0%	0	0%	
32	情報サービス業	5	0	0%	1	20%	
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	1	33%	0	0%	
34	運輸業・郵便業	0	0	0%	0	0%	
35	卸売業	6	0	0%	0	0%	
36	小売業	3	0	0%	0	0%	
37	金融・保険業	0	0	0%	0	0%	
38	学術・研究開発機関	1	0	0%	0	0%	
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	0	0%	1	20%	
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0%	0	0%	
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0%	0	0%	
42	不動産、物品賃貸業	3	0	0%	0	0%	
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0%	0	0%	
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0%	0	0%	
45	教育・学習支援業	1	0	0%	0	0%	
46	医療・福祉	0	0	0%	0	0%	
47	複合サービス事業	0	0	0%	0	0%	
48	公務・その他	0	0	0%	0	0%	
		142	6	4%	9	6%	

2.2 中小企業向け調査

2-2-1 アンケート調査の結果

- ソフトウェアについては情報サービスの業界などがソフトウェアを選択していた。なお、その他知財からのライセンス・譲渡収入があると回答した企業は皆無であった。

No.	業種分類	回答企業 件数	ソフトウェアによる ライセンス・譲渡収入等あり		その他知財による ライセンス・譲渡収入等あり	
			件数	回答率	件数	回答率
1	農林水産業	1	0	0%	0	0%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0%	0	0%
3	建設業	5	0	0%	0	0%
4	食料品製造業	1	0	0%	0	0%
5	繊維工業	5	0	0%	0	0%
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	0%	0	0%
7	印刷・同関連業	0	0	0%	0	0%
8	医薬品製造業	2	0	0%	0	0%
9	総合化学工業	0	0	0%	0	0%
10	油脂・塗料製造業	2	0	0%	0	0%
11	その他の化学工業	3	0	0%	0	0%
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0%	0	0%
13	プラスチック製品製造業	4	0	0%	0	0%
14	ゴム製品製造業	1	0	0%	0	0%
15	窯業・土石製品製造業	4	0	0%	0	0%
16	鉄鋼業	0	0	0%	0	0%
17	非鉄金属製造業	5	0	0%	0	0%
18	金属製品製造業	18	0	0%	0	0%
19	はん用機械器具製造業	3	0	0%	0	0%
20	生産用機械器具製造業	11	1	9%	0	0%
21	業務用機械器具製造業	5	0	0%	0	0%
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	0	0%	0	0%
23	電子応用・電気計測器製造業	4	0	0%	0	0%
24	その他の電気機械器具製造業	7	0	0%	0	0%

No.	業種分類	回答企業 件数	ソフトウェアによる ライセンス・譲渡収入等あり		その他知財による ライセンス・譲渡収入等あり	
			件数	回答率	件数	回答率
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0%	0	0%
26	自動車製造業	2	0	0%	0	0%
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0%	0	0%
28	その他の製造業	11	0	0%	0	0%
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0%	0	0%
30	通信業	1	0	0%	0	0%
31	放送業	0	0	0%	0	0%
32	情報サービス業	5	2	40%	0	0%
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	1	33%	0	0%
34	運輸業・郵便業	0	0	0%	0	0%
35	卸売業	6	0	0%	0	0%
36	小売業	3	0	0%	0	0%
37	金融・保険業	0	0	0%	0	0%
38	学術・研究開発機関	1	0	0%	0	0%
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	1	20%	0	0%
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0%	0	0%
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0%	0	0%
42	不動産、物品賃貸業	3	0	0%	0	0%
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0%	0	0%
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0%	0	0%
45	教育・学習支援業	1	0	0%	0	0%
46	医療・福祉	0	0	0%	0	0%
47	複合サービス事業	0	0	0%	0	0%
48	公務・その他	0	0	0%	0	0%
		142	5	4%	0	0%

2.2 中小企業向け調査

- さらに、対象製品がAIの特定分野に該当するかの設問に関し、回答企業を業種別に集計した結果を以下に示す。
- 情報サービス業界からの回答が多かった。

No.	業種分類	回答企業		AIに該当する対象製品の売上あり	
		件数	件数	件数	回答率
1	農林水産業	1	0	0	0%
2	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0%
3	建設業	5	0	0	0%
4	食料品製造業	1	0	0	0%
5	繊維工業	5	0	0	0%
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	0	0%
7	印刷・同関連業	0	0	0	0%
8	医薬品製造業	2	1	50%	
9	総合化学工業	0	0	0	0%
10	油脂・塗料製造業	2	1	50%	
11	その他の化学工業	3	0	0	0%
12	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0%
13	プラスチック製品製造業	4	0	0	0%
14	ゴム製品製造業	1	0	0	0%
15	窯業・土石製品製造業	4	1	25%	
16	鉄鋼業	0	0	0	0%
17	非鉄金属製造業	5	0	0	0%
18	金属製品製造業	18	1	6%	
19	はん用機械器具製造業	3	0	0	0%
20	生産用機械器具製造業	11	0	0	0%
21	業務用機械器具製造業	5	2	40%	
22	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	0	0	0%
23	電子応用・電気計測器製造業	4	2	50%	
24	その他の電気機械器具製造業	7	0	0	0%

No.	業種分類	回答企業		AIに該当する対象製品の売上あり	
		件数	件数	回答率	
25	情報通信機械器具製造業	1	0	0%	
26	自動車製造業	2	0	0%	
27	その他の輸送用機械器具製造業	6	0	0%	
28	その他の製造業	11	1	9%	
29	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0%	
30	通信業	1	0	0%	
31	放送業	0	0	0%	
32	情報サービス業	5	3	60%	
33	インターネット附随・その他の情報通信業	3	1	33%	
34	運輸業・郵便業	0	0	0%	
35	卸売業	6	0	0%	
36	小売業	3	0	0%	
37	金融・保険業	0	0	0%	
38	学術・研究開発機関	1	0	0%	
39	専門サービス業(他に分類されないもの)	5	2	40%	
40	技術サービス業(他に分類されないもの)	2	0	0%	
41	サービス業(他に分類されないもの)	4	0	0%	
42	不動産、物品賃貸業	3	1	33%	
43	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0%	
44	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0%	
45	教育・学習支援業	1	0	0%	
46	医療・福祉	0	0	0%	
47	複合サービス事業	0	0	0%	
48	公務・その他	0	0	0%	
		142	16	11%	

第3章 海外主要国における実態調査

3.1 調査手法

「1.3 業務内容と調査体制」において記載した業務につき、それぞれ下記の方法により遂行し、効果的かつ効率的に業務を行った。

実施方法

- 海外のEYグループの租税政策担当チームと連携し、それぞれの国・地域における「生」の情報の収集を行った。
- 調査対象国については、パテントボックス/イノベーションボックス税制を既に導入、実施している、あるいは実施を検討している国という観点から、フランス、イギリス、オランダ、イスラエル、香港及びベルギーについて情報収集を行った。
- 情報収集にあたっては、質問リストを経済産業省とEYとの間で打ち合わせた上で海外EYグループにおける情報収集を行った。
- 2023年後半から日本におけるイノベーションボックス導入に係る議論が本格化したことに伴い、情報収集事項については、パテントボックス/イノベーションボックスに係る基本的な枠組みというよりもむしろ、日本において導入される際の課題と考えられる点に着目した深度のある情報収集を行った。
- その結果、パテントボックス/イノベーションボックスの実施が先行し実務が積み上げられているイギリス及びオランダについて集中的な情報収集が行われた。さらに、令和6（2024）年度税制改正大綱において日本におけるイノベーションボックスがロイヤルティ収入および譲渡所得を対象とすることが示されたことから、制度範囲において類似するフランスの実務についても活発な情報収集を行った。

3.2 調査結果: フランスIP Box

- フランスのIP Boxに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、フランスの調査結果を示す。

No	調査項目 (フランス IP Box)
1	著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？
2	ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い
3	ソフトウェアに係る所得から控除される費用
4	IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合
5	ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い
6	ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合
7	ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係
8	途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置
9	IP Box税制の利用状況

3.2 調査結果: フランスIP Box

1. 著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？

- 著作権付ソフトウェアからの譲渡所得及びライセンス収入はIP Boxの対象 (租税法典(Code général des impôts /CDI) 238条1項3号及び財務省通達 (Bulletin Officiel des Finances Publiques – Impôts)BOI-BIC-BASE-110-10の110)

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069577/LEGISCTA000006179602/?anchor=LEGIARTI000048833463#LEGIARTI000048833463

<https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/11725-PGP.html/identifiant%3DBOI-BIC-BASE-110-10-20230503>

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い

- 契約が複数の要素をカバーしており、それらの要素を明確に区分できる場合には、IP Box税制の対象となりえる要素だけが対象となる。多くの場合契約はサポートサービスなどの二次的なサービスを含み得るが、マーケティングサービスを直接カバーするような契約はあまりないと考えられる。
- 例えば、ソフトウェアのライセンス収入の一部が活発な宣伝活動に由来するものであり、IP Boxの対象にならないのではないかと議論については、どのように顧客を獲得するか（マーケティング活動なのか、技術的に優れているからなのか、他の顧客からの推薦なのか）の論点であり、IP Boxの対象収入か否かにおいて直接考慮されないと考えられている。
- 租税法典238条1項は適格無形資産のライセンスから生じる費用控除後の純所得を軽減税率の対象と規定している。

3.2 調査結果: フランスIP Box

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い (つづき)

- ライセンス契約であるならば、ライセンス対象者が事業者、消費者や政府であってもIP Box税制の対象になり得る。BOI-BIC-BASE-110-10の310では、ソフトウェアについては、ホストプラットフォームからのアクセス、あるいは事業者の装置へのインストールによるアクセスによるものでもよいと規定している。
- ライセンス契約とは、使用のライセンス(licence d'exploitation)を許諾する契約であり、IP Box税制の対象となる無形資産の保有者が、ロイヤルティの徴収を通じて使用する権利の行使を、全体的にあるいは部分的に付与することを指す。そして使用ライセンスの概念は広い意味で解され、無形資産を使用する権利を内部利用目的や製品やサービスを開発するための目的などのために付与するいかなる契約を指す (BOI-BIC-BASE-110-10の290)。
- その上で、許諾された無形資産へのアクセスへの仕方については重要でないとされており、前述したように、ソフトウェアに遠隔でアクセスするようなライセンスについてもIP Box税制の対象になり得ることになる(BOI-BIC-BASE-110-10の310)。

3.2 調査結果: フランスIP Box

3. ソフトウェアに係る所得から控除される費用

- 収入から費用を控除した純所得に対してIP Box税制が適用される。
- 純所得は各資産ごと、あるいは資産カテゴリーごとに求められる (CDI238条4項及びBOI-BIC-BASE-110-10の20)。
- 純所得の計算 (CDI238条2項及びBOI-BIC-BASE-110-30の30及び60):
 - 収入: 対象資産に係るロイヤリティ又は譲渡価格の総額
 - 費用: 対象資産に直接関連するIP Box適用開始年度以降の全てのR&D費用
- 控除費用にはR&D従業員の給与、ライセンスを受けたIPに係る支払いロイヤリティ、技術設備費用及び償却費用が含まれる。
- 控除費用にならないものとして、建物に関する費用、財務金融費用及びIP関連訴訟費用が含まれる。
- 対象資産に係るR&D費用を控除した場合、ライセンス収入を上回るのではないかという疑問があるが、費用を控除するのはIP Box適用を選択した年度以降であるため、例えば、会社はIP Box適用前の開発段階ではR&D費用の控除を行い、IPの商業化が見込まれる年度にIP Boxの適用を開始した場合、IP Boxの対象となる所得が生じると考えられる。
- IPの商業化以後にIP Boxが適用される場合に控除される費用とは、適用開始年度におけるR&D費用やIPの改良費用がある。また、無形資産の複数年での償却を納税者が選択している場合には、償却費用もIP収入から控除される費用となる。

3.2 調査結果: フランスIP Box

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合

- 契約が複数の要素をカバーしており、それらの要素を明確に区分できる場合には、IP Box税制の対象となりえる要素だけが対象となる。
- 例えば、契約において、ライセンスフィーの内訳は以下の通り：
 - 顧客のコンピューターへのソフトウェアのインストール: USD 10,000
 - ソフトウェアの年間提供料: USD 180,000
 - アフターセールスサービス: USD 1,000
 - ホットラインサポート: USD 2,000などとなっていたら、ソフトウェアの提供に専ら関係するUSD 180,000のみがIP Box税制の対象になり得る。ただし、このような契約の実例はあまり多いとは言えないのが実際である。
- もし要素が契約の中で明確に区分されていない場合には、企業は最も客観的な方法(類似取引との比較や費用等配賦)を用いて複数のライセンス資産からの収入を分割することが求められる (BOI-BIC-BASE-110-30の50及び BOI-BIC-BASE-110-10の320及び350)。
- この点に関し、柔軟な例外的な取り扱いは明確には定められていない。その意味では納税者の負担が大きくなり得るのは確かである。他方、納税者の採用する手法に税務当局が異論がある場合には、税務当局の方に立証責任がある。また、金額規模が大きい場合には納税者は税務当局に事前確認を求めることもできる。

3.2 調査結果: フランスIP Box

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合 (つづき)

- 類似取引との比較とは、同種の資産に関して直近に契約締結されたような類似取引との比較を指す。
- 費用等を配賦する方法とは、サービスの開発に要した費用に対応する割合により収入を分割する方法である。
- 例えば、企業に以下のような費用が発生したとする：
 - 顧客のコンピューターへのソフトウェアのインストール: USD 1,000
 - ソフトウェアの1年間の提供: USD 100,000
 - アフターセールスサービス: USD 200
 - ホットラインサポート: USD 1,000
 - 費用合計: USD 102,200
- ソフトウェアは他社に年間USD 200,000でライセンスされる
- ソフトウェアを創設するための費用は総費用の97%に相当する($100,000 \div 102,200$)。IP Box対象収入は194,000 ($200,000 \times 97\%$)である。

3.2 調査結果: フランスIP Box

5. ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い

- 原則として、企業が他社の開発したIP資産を取得した場合には、当該他社がグループ企業であっても、当該IP資産は自社でのR&D活動に由来するものではないため、IP取得費用はネクサス計算における分子には含まれない。
- IP取得費用には特許やソフトウェアの取得費用が含まれる。
- R&D費用に関連する支払ライセンス費用やロイヤルティは、ライセンサー（ライセンス保有者）が関連企業（親会社や兄弟会社）でない場合にはネクサス計算における分子に含まれ得る（CDI238条3項1号及びBOI-BIC-BASE-110-30の190）。
- 分母に含まれる支払ライセンス費用は支払先や独占的实施権の有無に関わらず全ての支払ライセンス費用である。

6. ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合

- IP取得費用と支払ライセンス費用は区別されている。
- 前述したように、R&D費用に関連する支払ライセンス費用やロイヤルティはライセンサーが関連企業でない限りネクサス計算における分子に含まれ得る。他方、IP取得費用は分子に含まれない。

3.2 調査結果: フランスIP Box

7. ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係

- 特別な経過措置は存しない。IP Box税制は納税者が適用選択したときから適用される。
- 他方、IP資産が所得を生み出した初年度における所得計算において、当年度の費用のみならず過去の費用も控除する取り扱いを行うこともできる(DGI238条2項及びBOI-BIC-BASE-110-30の140)。もっとも、対象所得が減るのであるから納税者に有利であるとは言えない。納税者はIP Box税制を適用する年度についてよく検討する必要がある。

8. 途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

- 対象費用(分子) : IP Box税制の対象になるIP資産の開発のために直接支出された費用及び非関連企業に対して支出された支払ライセンス費用やロイヤルティ(BOI-BIC-BASE-110-30の80及び100)
- 総費用(分母) : (i) 対象費用, (ii) IP取得費用及び (iii) 関連企業に対して支出された支払ライセンス費用やロイヤルティ (BOI-BIC-BASE-110-30の80)
- 建物費用はネクサス計算において考慮されない (DGI238条3項1号及びBOI-BIC-BASE-110-30の170)。
- 対象費用と総費用はR&D税額控除の対象となっているものであってもよい。IP Box税制とR&D税額控除は重層的に適用することができる(BOI-BIC-BASE-110-30の90)。
- 一般論として、IP Box税制における費用とR&D税額控除の対象となる費用とは同じものと考えられる。両方の税制ともフランスにおけるR&Dやイノベーションを促進する目的において共通である。

3.2 調査結果: フランスIP Box

10. IP Box税制の利用状況

- 歳入委員会 (Voies et Moyens)によると、

	IP Box利用	減税額
2020年	639社	770 millionユーロ
2021年	555社	555 millionユーロ
2022年	790社	475 millionユーロ
2023年		890 millionユーロ (推計)

- IP Box税制は、例えば、金融や自動車製造業へのソフトウェア・ライセンス、製薬業における特許ライセンス等、全ての業種にとって有益であると考えられる。

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

- イギリスのPatent Boxに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、イギリスの調査結果を示す。

No	調査項目（イギリス Patent Box）
1	著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？
2	ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い
3	ソフトウェアに係る所得から控除される費用
4	IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合
5	ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い
6	ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合
7	ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係
8	途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

1. 著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？

- 著作権付ソフトウェア自体はPatent Boxの対象外。ただし、ソフトウェアが特許の対象になる、あるいは特許を得た製品に組み込まれている場合には、収益はPatent Box税制の対象になり得る。

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い

- 前述したように、原則として著作権付きソフトウェア自体は対象外。しかし、ソフトウェアが特許を得ている場合には、ライセンス契約で何がカバーされているのか見る必要がある。ソフトウェアに特許を得た要素と得ていない要素があるからといって必ずしも収益全体がPatent Boxの対象にならないとは言えない。
- ただし、収益が研修コースなどソフトウェア以外のものを含んでいる場合には、混合収益(mixed income)であり、適切、合理的な方法で振り分ける必要がある。
- 特許権を得たソフトウェアの取り扱い例についてHMRC（英国歳入関税庁）のCorporate Intangibles Research and Development Manual (CIRD) 220325も参考になる：

<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/corporate-intangibles-research-and-development-manual/cird220325>

3. ソフトウェアに係る所得から控除される費用

- 前述したように、原則として著作権付きソフトウェア自体は対象外。しかし、ソフトウェアが特許を得ている場合には、通常のルールが適用される。

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合

- 以下のような権利からのライセンス収益が対象所得とされている：
 - 1) 対象IP権に関する権利
 - 2) 対象商品やプロセスに関する権利
 - 3) 上記の権利と同じ目的で、同一の契約で付与された権利
- 契約が前述の権利以外をカバーしている場合には、混合契約(mixed agreement)と考えられ、所得は適切、合理的な方法で分割される必要がある。
- ただし、混合契約かどうかは契約における個別の条件を検討する必要がある。
- HMRC(英国歳入関税庁) は、以下のような場合には混合契約であるとみなしていない (CIRD220200)：
 - 1) 同一の商品に英国/欧州特許と他の域外特許がある場合、英国/欧州特許のみが対象。IP権であるものの、他の域外特許からの収入も対象所得とみなし得る。
 - 2) 一つの契約が特許と特許に関連する権利を使用する権利をカバーしている場合、HMRCは一般的には、収益全体が対象所得であると考え、混合契約として取り扱う必要はないとしている。特許権と商品に係る商標権が一つの契約で許諾されている場合、商標権は特許権と同じ目的で付与された権利であると考えられる。

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

5. ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い

- ネクサス計算におけるIP取得費用は、分母に加えられ、分子から控除されるわけではない（法人税法357BLA条及びCIRD274000）。
- IP取得費用については法人税法357BLE条に規定されており、対象IP権の譲渡、独占的实施権の付与、及び製品やプロセスの開示に係る支払とされている。
- また、対象IP権については、法人税法357BB及び357BBA条に規定されている（1977年特許法や欧州特許条約に基づき付与された特許等）。
- 複合的な費用である場合には、適切、合理的な基準で分割される必要がある(CIRD274500)。

6. ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合

- 5.で述べているように、適切、合理的な基準で分割することが求められる可能性がある。

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

7. ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係

- 参照法令は法人税法357BLA-BLE条及び13章(Part 13)並びにCIRD274200。
- ネクサス計算の分母、分子において考慮される直接R&D費用及び委託契約されたR&D費用（関連者への委託費用は分母のみ）については、関連R&D活動において支出されたものであり、人件費、消耗品、外部から提供された労務、あるいは治験対象への支払いに係るものでなければならない。

参照: CIRD274200

3.2 調査結果: イギリス Patent Box

8. 途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

- 特別な経過措置は存しない。
- 基本的には、関係費用は2016年7月1日からトラッキングすることが求められる（法人税法357BLF条及びCIRD272200）。対象IPが発生していなくても企業は費用のトラッキングが求められる(CIRD275100)。実際は、IP Box税制目的でなくても、多くの企業はR&D税額控除の目的で関係費用のトラッキングを行っているケースが多いと考えられる。
- なお、予見できないような例外的な場合に、通常のネクサス計算と異なった形での計算が許容されることはあり得るが、Patent Box適用前の費用トラッキングを行っていなかったというのは予見できないような場合とはみなされないと考えられる(CIRD275500)。

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

- オランダのInnovatieboxに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、オランダの調査結果を示す。

No	調査項目（オランダ Innovatiebox）
1	著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？
2	ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い
3	ソフトウェアに係る所得から控除される費用
4	IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合
5	ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い
6	ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合
7	ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係
8	途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

1. 著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？

- 法人所得税法12ba条1項b.3.において、ソフトウェアの形式をとる無形資産が適格無形資産に含まれている。

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い

- ソフトウェアの要素でないものは除く(peel-off)ことが求められる。

3. ソフトウェアに係る所得から控除される費用

- 合意されたグループ化(aggregation)のレベルとイノベーションボックス計算手法による。
- 単純にロイヤルティ収入からコストを控除するロイヤルティ法が選択され、ライセンスの対象が自社で開発されたソフトウェアのみである場合には、控除される費用とは当該ソフトウェアのためのR&D費用のみであると考えることができる。

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合

- 基本的には適格IPに係る所得と非適格IPに係る所得との区分が求められる。ただし、特許権等の適格IPではないがR&D税額控除(WBSO/Wet Bevordering Speur- en Ontwikkelswerk)の対象となっているある資産が他のR&D税額控除とイノベーションボックスの対象となっている資産と緊密に結びついていることが示される場合には、前者の資産もイノベーションボックスの対象となる可能性がある。
- 緊密な結びつきは3種類のレベルで示される可能性がある：
 - 1) 製品レベル: 一つの製品の中にイノベーションボックス対象R&D資産と対象でないR&D資産が含まれている場合で、イノベーションボックス対象資産が製品にとって重要なものであるならば、他の対象でない資産も対象資産と結びついていると言える可能性がある。
 - 2) 技術レベル: 特定の特許を得た技術が特定の製品の開発に用いられている場合で、当該製品のコンポーネントはR&D税額控除の対象ではあるもののイノベーションボックスの対象ではない場合。
 - 3) R&D活動レベル: 同一の研究者がイノベーションボックス対象R&D資産と対象ではない資産について研究開発活動を行っている場合。例えば、ある資産がイノベーションボックスの対象になっていない理由が商業上の秘密である場合など。これらのR&D資産が同一の製品や製品群に適用されるなど、一体として見れる必要がある。

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

5. ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い

- IP取得費用について文書で定義されていない。

6. ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合

- ケース・バイ・ケースで検討されるべきものと考えられる。R&D費用であるならば支払い全体がネクサス計算に含まれるとされる可能性がある。

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

7. ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係

- 通常の会計ルールの下R&D費用とみなされる全てのR&D費用を見る費用がある。
- ただし、以下のような項目はネクサス計算における費用とはみなされない：
 - 1) 債務に係る費用
 - 2) 建物に係る費用
 - 3) 無形資産を構築するための研究開発活動に直接関連しない他の費用

3.2 調査結果: オランダ Innovatiebox

8. 途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

- 1) IPが2016年7月1日より前に創設された場合: 経過措置規則が適用され、当該IPに対してはネクサス比率は2021年7月1日まで適用されない。
- 2) IPが2016年7月1日以後に創設された場合: 企業は2013年1月1日から費用のトラッキングを行う必要がある。この取り扱いに対して例外的措置はない。ただし、多くの場合、企業はR&D税額控除(WBSO)などのために費用に係る情報が必要なため、費用のトラッキングは可能であると考えられる。

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

- シンガポールのIntellectual Property Development Incentiveに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、シンガポールの調査結果を示す。

No	調査項目 (シンガポール Intellectual Property Development Incentive)
1	著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？
2	ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い
3	ソフトウェアに係る所得から控除される費用
4	IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合
5	ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い
6	ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合
7	ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係
8	途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

1. 著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？

- ソフトウェアに内在する著作権や特許権はIntellectual Property Development Incentive (IDI)の対象となる適格無形資産である。ただし、ロイヤルティのような他者がソフトウェア著作権を商業的に活用 (commercial exploitation) することに伴う所得はIDIの軽減税率の対象であるものの、他者にソフトウェア著作権を譲渡 (所有権の移転) することに伴う譲渡所得については、IDIの軽減税率の対象とされていない (Income Tax (Concessionary Rate of Tax for Intellectual Property Income) Regulations 2021第2条(3)(a))。

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い

- ソフトウェアライセンス契約が法令で定義されているわけではないが、経済開発委員会 (Economic Development Board) は、IDIの対象である知的財産権を商業的に活用する権利の付与について、ソフトウェアに関しては、「ソフトウェアを販売もしくは配賦のために再生産する目的で当該ソフトウェアのマスターファイルをサーバーに保存する」と理解していると考えられる。

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い（つづき）

- 典型的にソフトウェアを個人的使用もしくはビジネス業務の中で契約期間中使用する権利を付与するものは、ソフトウェアを商業的に活用する権利を付与しているわけではない（前述の「販売もしくは配賦のために再生産する目的で当該ソフトウェアのマスターファイルをサーバーに保存する」ことはできない）。そのため、こうした所得はIDIの対象である適格IP所得と取り扱われられない可能性がある。なお、IDIの対象とされないそのようなサービス関係の所得であっても、Development Expansion Incentiveという別の優遇税制の対象とされることはあり得る。
- IDI対象企業は特許やソフトウェア著作権といった適格無形資産に紐づけられ、IDIの対象となる所得と、マーケティング、ノウハウ、商業上の秘密といった他の要素に紐づけられる所得とを区分する必要がある。シンガポール税務局から文書による区分の説明を求められる可能性がある。

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

3. ソフトウェアに係る所得から控除される費用

- 1) 1.で述べているように、ソフトウェア著作権の譲渡所得についてはIDIの対象にならない。
- 2) 著作権付ソフトウェアをライセンスした場合のライセンス所得 Income Tax (Concessionary Rate of Tax for Intellectual Property Income) Regulations第3条(3)(a)は、所得の算定にあたり費用を控除することを求めており、所得の生成に完全かつ専ら結びつく費用については控除することとなる。その際にマッチング（対応）原則が適用され、所得の対象年度と同年度に発生した費用を控除することによりネット所得を求めることとなる。収益と控除する費用との間に十分なネクサスがあることが求められるとも言える。

ライセンスについて、控除する費用の例として以下のようなものが挙げられる：

- a) ライセンス契約をドラフトあるいは交渉するための法務費用
- b) ライセンス対象者の要求に応じるためのソフトウェアの創設、改良あるいはカスタム化費用
- c) ライセンスソフトウェアの機能維持のための継続した技術支援、アップデート、応急措置（パッチ）及びメンテナンスサービスの提供に関連する費用

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合

- 一つのライセンス契約の中に複数の知的財産権が含まれている場合、納税者が適格IP所得及び費用と非適格IP所得及び費用を区分し、当該区分を文書で説明できる場合に適格所得に係るIDIの軽減税率を適用できる。

5. ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い

- Economic Development Board (EDB) SingaporeのIntellectual Property Development Incentiveのfactsheetによると、IP取得費用は(1) 適格知的財産権を他者から譲渡、ライセンスを受ける、合併あるいはコストシェアリング契約に係る支払いの形での取得、あるいは(2) IDI対象企業による研究開発活動による取得に関連して発生した費用とされている。

6. ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合

- もし一つの契約の中に、適格知的財産権と非適格知的財産権の両者の取得に係る支払ライセンス費用が含まれている場合、適格知的財産権の取得に係る支払ライセンス費用だけがネクサス計算に含まれるべきである。

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

7. ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係

- 分子である適格費用は、1) 企業自身による直接R&D活動に関連する、2) 非関連者、もしくは在シンガポール関連者によるシンガポールで実施されたR&Dに関連する、及び3) 関連R&D活動を実施するためのコストシェアリング契約に基づく支払い費用の合計である。ただし、利子、借入費用、土地建物及びその増改築に関する費用は除かれる (Schedule Part 1, Income Tax (Concessionary Rate of Tax for Intellectual Property Income) Regulations)。また、コストシェアリング契約に関しても、R&D活動が企業自身 (あるいは非関連及び在シンガポール関連者による国内で実施されたR&D) により行われていない場合には除外される。
- 分母である総費用には、上記適格費用に加え、1) 他者からの権利取得、2) 非居住者あるいは国内で実施されていないR&D活動に関連する、3) 適格費用から除外されたコストシェアリング契約に基づく支払い及び4) コストシェアリング契約の参加者となるために支払われた費用が含まれる。前述の適格費用と同様、利子等は除かれる。
- Income Tax Act 1947の14C及び14D条によりR&D所得控除が定められている。IDIとR&D所得控除の間には、対象費用について共通する部分もある一方、違いも見られる。
- 例えば、適格費用はIDIの場合は在シンガポール関連者による費用の場合は国内でR&D活動が行われている場合に適格費用となるが、R&D所得控除の場合はR&D活動が国内で行われていなくても対象となり得る。
- 除かれる費用については、前述したIDIの場合に対し、R&D所得控除の場合は、工場、機械、土地及び建物に関する資本投資及びR&Dプロジェクト目的での権利の取得費用とされている。
- R&D所得控除の適格費用は課税所得を直接減少させ、IDIの適格費用はネクサス比率の上昇を通じて軽減税率の対象となる適格IP所得の増加をもたらす。

3.2 調査結果: シンガポール Intellectual Property Development Incentive

8. 途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

- IDIの適用が承認された企業については、承認された日以後の記録のトラッキング及び保存が求められる (Income Tax (Concessionary Rate of Tax for Intellectual Property Income) Regulations第6条)。
- 他方、ネクサス比率を計算するためのIP取得費用といった費用はIP所得を計算する際に考慮することが求められることから、そのような費用は発生時からトラッキングされている必要がある。
- IDI承認日前における費用に係る記録保存に関して実務的な困難にはあまり遭遇していない。他方、Schedule Part 2, Income Tax (Concessionary Rate of Tax for Intellectual Property Income) Regulationsでは、適格知的財産権に係る記録が保存されていない場合の計算式の変更について定めている。当該ルールによれば、過去3年 (R&D期間が3年より短い場合はその期間) の費用の記録を用いることになっている。その際には、適格知的財産権に関連する費用だけではなく、全てのR&D費用を対象にすることになっている。

3.2 調査結果: 香港 Patent Box

- 香港のPatent Boxに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、香港の調査結果を示す。

No	調査項目（香港 Patent Box）
1	Patent Boxの提案
2	政策目的
3	適格IP資産
4	適格IP所得
5	ネクサス比率と適格支出
6	軽減税率
7	記録保存
8	法令改正予定

3.2 調査結果: 香港 Patent Box

1. Patent Boxの提案

- 香港特別行政区においては、現在イノベーションボックス税制は導入されていないが、香港政府の2023-2024年の予算案においてパテントボックス税制を導入することが提案された。
- 2023年9月頃にパブリックコンサルテーションが実施され、2023年12月には立法会(Legislative Council)にパテントボックスの政府案についての説明が行われている。

<https://www.legco.gov.hk/yr2023/english/panels/ci/papers/ci20231219cb1-1138-2-e.pdf>

2. 政策目的

- イノベーションやテクノロジー分野の企業がR&Dと市場で発展する可能性のある知的財産の創設活動をより積極的に行うことを後押し、地域の知的財産(IP)取引センターとしての香港の競争力を維持するため。

3. 適格IP資産

- 特許権、著作権付ソフトウェア及び種苗権
- なお、申請中の特許権と種苗権、さらには香港外で認められた特許権と種苗権についても適格IP資産になり得る。ただし、香港外で認められた特許権等については、香港における通常あるいは短期特許権の申請を行うこと等が求められる。

3.2 調査結果: 香港 Patent Box

4. 適格IP所得

- (1) 適格IP資産の表示または使用（その権利を含む）、あるいは当該IP資産の使用に係る知識の供与からもたらされる所得
- (2) 適格IP資産の売却からもたらされる所得
- (3) 製品あるいはサービスの販売価格に適格IP資産に帰属する金額が含まれる場合の販売価格に占める適格IP資産価値に帰属する割合。当該割合は、移転価格原則等に基づき、適切、合理的な基準により求められる。

5. ネクサス比率と適格支出

- OECDのネクサスアプローチに従い、適格支出のネクサス比率に基づいた課税対象利益部分に軽減税率が適用される。
- 適格支出とは適格IP資産に直接関係するR&D支出を指す。IP資産の取得費用は適格支出ではない。適格支出になるR&D支出は、(a) 納税者により香港内外で行われる、(b) 非関連者にアウトソースされる香港内外で行われる、(c) 関連者にアウトソースされる香港内で行われるR&D活動に係るものを指す。

3.2 調査結果: 香港 Patent Box

6. 軽減税率

- 通常の利得税率16.5%に対して、パテントボックスに係る軽減税率は5%。

7. 記録保存

- 納税者にはR&D支出及び所得に係る記録保存が求められるが、経過措置として、3年平均の適格費用と総費用に基づくネクサス比率計算を認める。

8. 法令改正予定

- 2024年2月に発表された2024 – 2025年予算案において、2024年前半にパテントボックス税制実施に係る税務条例(Inland Revenue Ordinance)の改正案を立法会に提出する予定であることが示された。

https://www.budget.gov.hk/2024/eng/pdf/e_budget_speech_2024-25.pdf

The 2024-2025 Budget, 28th February 2024, Speech by the Financial Secretary, Paragraph 160, p. 49.

3.2 調査結果: イスラエル Preferred Technological Enterprises

- イスラエルのPreferred Technological Enterprisesに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、イスラエルの調査結果を示す。

No	調査項目 (イスラエル Preferred Technological Enterprises)
1	概要
2	政策目的
3	Preferred Technological Enterprises
4	適格所得
5	優遇税制による減税額
6	OECD BEPS Action 5 (有害税制) との関係
7	経過措置
8	IP関連所得

3.2 調査結果: イスラエル Preferred Technological Enterprises

1. 概要

- 資本投資促進法(Encouragement of Capital Investment Law)修正法No. 73により、OECD BEPSプロジェクトに沿った、特許権、著作権付ソフトウェア、種苗権及びIsrael Innovation Authorityにより認定された知識といった特定の権利（イスラエル国外において認められた権利も含まれる）に対するPreferred Technological Enterprise優遇税制が導入された。
- 例えば、全世界売上が100億シエケルを越える企業の法人税及びキャピタルゲイン税率について軽減税率6%、100億シエケル以下の企業の法人税及びキャピタルゲインについては12%の軽減税率。

2. 政策目的

- 資本投資促進法第1条における目的は、国の開発エリアにおける技術イノベーション及び製造活動に係る資本投資及び経済的アントレプレナーシップの促進とされている。

3.2 調査結果: イスラエル Preferred Technological Enterprises

3. Preferred Technological Enterprises

- Preferred Technological Enterpriseには、過去3年のR&D費用が企業の総収入の7%もしくは7,500万シエケルを越えている、などの一定の要件を満たす企業、あるいは、Israel Innovation Authorityがイノベーションを促進する企業として認定した企業が該当する。

4. 適格所得

- Preferred Technological Incomeは、適格無形資産の使用に係る以下のような所得を指す：
 - 使用权
 - Software as a Service (SaaS)
 - 製品の販売売上
 - 補助的な製品の売上
 - 補助的なサービスの売上
 - 企業の総収入の15%を超えない範囲でのR&Dサービスの売上
- ただし、マーケティングに由来する所得は適格所得に含まれない。

3.2 調査結果: イスラエル Preferred Technological Enterprises

5. 優遇税制による減税額

- 税務行政当局の2019-2020年報告における2021年の予測によれば、投資促進法による減税額は55億シエケルであり、イスラエルにおける減税額総額の7%に相当するが、この数字は様々な投資促進税制の総額であり、preferred technological enterprise税制に係る内訳は明らかでない。

6. OECD BEPS Action 5（有害税制）との関係

- 2017年に導入されたpreferred technological enterprise税制には、OECD BEPS Action 5に基づき、イスラエル国内で開発された知的財産権に優遇税制を適用する趣旨からネクサス比率が導入されている。
- なお、2017年11月5日に発表された通達、Income Tax Circular 09/2017 “Amendment 73 to the Encouragement Law” においては、BEPSルールに基づく制度導入の趣旨として、外国多国籍企業が拠点をイスラエル国外に移すリスクについて触れている。

7. 経過措置

- Preferred technological enterprise税制の導入以前から、投資促進法による優遇税制が一定の企業に提供されていた。2021年6月30日まで、preferred technological enterprise税制の要件を満たさない企業に対しても（一般的な）優遇税制の対象になっていた。

3.2 調査結果: イスラエル Preferred Technological Enterprises

8. IP関連所得

- 対象技術所得は、課税技術所得に対し、ネクサス比率×130%で求められる。
- ネクサス比率は、分子は適格無形資産開発の控除対象費用であり、分母は分子である控除対象費用 + 控除対象でないR&D費用である。控除対象でないR&D費用には、適格無形資産の購入費用及び支払いロイヤリティ並びに関係企業によりイスラエル国外で提供されたR&D活動費用が含まれる。国外PEによるR&D費用は分子である控除対象費用に含まれる。
- また、マーケティング資産に由来する所得は優遇税制の対象とならない。納税者はマーケティングに由来する所得を所得税法(Income Tax Ordinance)85A条の定める移転価格の手法に従って区分することが求められる。ただし、マーケティング由来の所得が技術所得の10%を超えない場合にはマーケティング由来所得の区分は求められない。
- IP関連所得の計算は納税者において行われる。税務調査の一環として税務当局による確認が行われる可能性がある。
- 納税者は事前にIsrael Innovation Authorityの承認を得ることにより、無形資産ごとに区分しない優遇税制対象所得を使用することができる。その場合、所得を生み出す無形資産グループの内容や費用に関する文書を整理することが求められる。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

- ベルギーのInnovation Income Deductionに関する調査項目は下記の通りである。次頁より、ベルギーの調査結果を示す。

No	調査項目（ベルギー Innovation Income Deduction）
1	著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？
2	ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い
3	ソフトウェアに係る所得から控除される費用
4	IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合
5	ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い
6	ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合
7	ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係
8	途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

1. 著作権付ソフトウェアはイノベーション税制の対象か？

- ソフトウェアはイノベーション所得控除の対象となり得る適格無形資産であるが、以下のような要件を満たす必要がある。
 - (1) 著作権で保護されている。
 - (2) R&D活動に基いておりイノベティブなソフトウェアである。この点に関し連邦科学局の確認を求めることができる。
 - (3) 2016年7月以前に所得をもらたしたことのない新しいソフトウェアである。
 - (4) 自己で創設されている。

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い

- ライセンス収入やロイヤルティはイノベーション所得控除の対象であるが、ライセンス収入は法令では定義されておらず、実務上は、適格知的財産権に関して付与されたライセンスに係るいかなる種類のあらゆる対価であると考えられる。
- 他方、適格知的財産権に直接関連する所得だけがイノベーション所得控除の対象となり得る。そのため、所得が本質的に適格無形資産と結びついていることを示す必要がある。なお、ブランド、商標権といったマーケティングIPはイノベーション所得控除の対象外である。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

2. ソフトウェアライセンス契約にマーケティング要素が含まれている場合の取り扱い (つづき)

- また、実務上は、適格IPとの本質的リンクが示される限り、一定のサービス所得がイノベーション所得控除の対象になっている実例もある。例えば、実施及びコンサルティング費用、研修や文書化費用などが含まれる。このような本質的リンクがあることは、当該サービスは納税者からライセンスを第三者に付与することなしに第三者は提供することはできないことから示すことができる。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

3. ソフトウェアに係る所得から控除される費用

- ソフトウェアに限らない一般的原則としては、収入から当該年度の費用のみならず、2016年7月以降に終了した事業年度に発生した費用も控除することになる。ただし、過去年度費用については最大7年にわたって控除額を平準化することもできる。
- また、IP所得については、独立企業間価格原則に従っている限りにおいてイノベーション所得控除の対象となり、独立企業間価格原則に沿っているかどうかはOECDが作成している移転価格の手法により検証されることが一般的である。
- 税務当局の考え方として、ソフトウェアについては、ソフトウェア企業の形態に応じて異なった移転価格の手法を用いることが多い。
- ソフトウェア開発企業については、残余利益法を用い、収入からソフトウェアのための直接のR&D費用のみならず、ソフトウェアに直接・間接に関連する事業費用を控除することとなる。また、ソフトウェアを専ら開発する企業ではなく、ソフトウェアが副次的な役割を果たしている企業の場合は、コスト・プラス法を用い、ソフトウェアに関連する当該年度のR&D費用だけをベースに、一定のマークアップ率を掛けて所得を計算することとなる。ソフトウェア開発だけでなく複数の活動をしている企業の場合は、複数の移転価格手法を用いて組み合わせる方法で所得計算が行われることもある。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

4. IPのライセンス契約の中にイノベーション税制の対象IPとそうでないIPが含まれる場合

- 前述したように、適格知的財産権に直接関連する所得がイノベーション所得控除の対象となる。ライセンスフィーの対象に適格知的財産権でないものが含まれている場合、フィーにおける当該部分はイノベーション所得控除の対象から除外される必要がある。
- 除外の方法としては、ライセンスフィーを契約内での分割の検討や、適格知的財産権に係る損益計算と適格でない知的財産権に係る損益計算を別々に行うことが考えられる。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

5. ネクサス計算に係るIP取得費用の取り扱い

- いわゆるIP取得費用は定義されておらず、広く解されると考えられる。例えば、一回限りの支払いや継続した支払ロイヤルティの双方が含まれる。
- なお、ベルギー税務当局は知的財産権の申請に係る費用（申請に係る弁護士費用等）はR&D費用ではないとしているところ、ネクサス比率計算においては考慮されない。
- また、ベルギー税務当局は独占的使用権を無期限に付与するライセンス契約は知的財産権の譲渡の同様の条件であるとみなされ得るとの考えを示している。

6. ネクサス計算に係る支払ライセンス費用に対象IPに係るものと対象IPに関係しないものが含まれている場合

- 前述しているように、適格知的財産権に直接関係する費用だけが考慮される。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

7. ネクサス計算における対象費用と総費用。R&D税額控除との関係

- 総費用は総収入から控除されるR&D費用を指す。R&D活動と直接関係していない利子、不動産の減価償却費、特許申請費用等は控除されない。
- 適格費用は適格知的財産権に直接関係する納税者自身により実施されたR&D活動、第三者にアウトソースされたR&D活動、関連企業によりマークアップ利益なしに再委託された非関連企業により実施されるR&D活動に係る費用を指す。適格費用は納税者が過大に不利に取り扱われないよう1.3倍される。
- R&D税額控除は特許権や環境増進関連投資に係るR&D費用に対して適用されることができ、それぞれの要件を満たす限りにおいてR&D税額控除とイノベーション所得控除の双方の対象になることは可能である。
- 例えば、R&D税額控除の対象となった資産化されたR&D費用はイノベーション所得控除の計算において考慮するなど、イノベーション所得控除の計算がR&D税額控除適用と整合性を持つことは重要である。

3.2 調査結果: ベルギー Innovation Income Deduction

8. 途中からイノベーション税制に参加する納税者への経過措置

- IP所得計算においては、当年度のR&D費用だけではなく、2016年7月以降に終了した事業年度に発生した費用R&D費用も控除することが求められる。他方、納税者は最大7年間にわたって過去の費用を平準化して控除することもできる。
- 実務上生じる事象として、2016年7月以降に終了した事業年度のR&D費用であっても、当該費用はイノベーション所得控除の対象となる所得と直接結びついていない場合や、例えば2016年7月から2018年12月の間に開発されたIPが陳腐化し経済的価値を有しなくなったような場合などには、当該R&D費用は対象所得の計算において考慮すべきではないと主張することはできる。
- また、ネクサス比率の計算においては、適格IPに直接関係する全ての過去のR&D費用は、たとえイノベーション所得控除が導入された2016年7月以前に発生したものであっても考慮することが求められる。そのため、納税者が適格知的財産権に直接関係する過去からの全てのR&D費用を追うことができることは重要である、もっとも、実際には過去からのR&D費用を把握することが困難であるケースも生じているところである。

第4章 研究会の開催

4.1 研究会の設置と開催スケジュール

- 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」を経済産業省が設置し、計5回の研究会を開催した。経済産業省が第1～5回の研究会を開催し、本事業においては第2～5回の開催を支援した。

1. 設置趣旨

- 各国政府は、成長の源泉としてのイノベーションを促進するための環境整備に大きな政策努力を傾注しており、グローバルにイノベーション拠点の立地競争が生じている。
- イノベーションは、研究、開発、事業化、産業化といった様々なフェーズを経て初めて実現するものであり、技術の社会実装により市場を獲得し、その果実を再投資していく「イノベーション循環」が重要。そのため、各国政府はイノベーションのフェーズに応じて様々な政策措置を講じており、我が国も一層の対応を検討する必要がある。
- 我が国においては、民間企業がイノベーションの中核的な役割を担っており、研究開発から事業化・産業化までそれぞれフェーズにおいて適切なインセンティブ設計を行い、民間企業の意志決定プロセスに効果的に働きかけていくことが重要と考えられる。
- また、ミッション指向型のイノベーション政策が諸外国で進展し、我が国においても社会課題の解決に向けたイノベーション政策の重要性が増す中、民間企業のこうした重点技術分野への投資を促していく仕組みの構築についても検討の必要がある。□
- 以上の観点から、我が国のイノベーション拠点としての魅力向上により国際競争力を強化し、民間企業によるイノベーションへの資金循環を促進するために必要な施策を検討することを目的として、我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 実施方法

- 研究会の構成員は、次頁の通りとする。座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができるものとする。

4.1 研究会の設置と開催スケジュール

- 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」の構成員は下記の通りである。

(座長) (敬称略)

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部 教授、東京財団政策研究所研究主幹 (客員)

(委員、五十音順) (敬称略)

安妻 貴裕 株式会社リクルートホールディングス 税務統括部長

梅田 隆司 ルネサスエレクトロニクス株式会社 経理統括部長

小林 誠 株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役 CEO、大阪大学 オープンイノベーション機構 特任教授

竹中 英道 ソニーグループ株式会社グローバル経理センター 税務政策専任部長

日戸 興史 株式会社ワコールホールディングス 取締役 (社外)、元オムロン株式会社 取締役 執行役員専務 CFO 兼 グローバル戦略本部長

前島 真宏 本田技研工業株式会社 経理部税務室長

前山 貴弘 弥生株式会社 代表取締役 社長執行役員

牧野 祐子 大塚製薬株式会社 取締役 財務担当 (第2回研究会より)

水本 智也 オムロン株式会社 技術・知財本部 基盤デザイン部 グローバルコーポレートベンチャリング室 共創戦略センタ 経営基幹職 財務会計専門職 (第4回研究会より)

元橋 一之 東京大学大学院工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授

森 元司 田辺三菱製薬株式会社 ビジネスファイナンス本部ビジネスファイナンス4部 マネジャー (第1回研究会まで)

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科 教授

(オブザーバー)

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所 日本弁理士会

一般社団法人日本自動車工業会

日本製薬工業協会

一般社団法人電子情報技術産業協会

一般社団法人日本電機工業会

一般社団法人ソフトウェア協会

一般社団法人日本化学工業協会

一般社団法人日本機械工業連合会

一般社団法人新経済連盟

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構技術戦略研究センター

(事務局)

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 (第1~5回)、EY新日本有限責任監査法人 (第2~5回)

4.2 研究会の開催概要

- 令和5年4月から7月にかけて、合計で5回の研究会を開催した。なお、本事業においては、第2～5回の研究会の開催を支援した。
- 第1～3回の開催日時、場所、議事次第は下記の通りである。研究会の開催結果として、議事要旨を作成した。

	日時	場所	議事次第
第1回 研究会	令和5年4月26日 17:00～19:00	経済産業省 1107共用会議室 オンライン併用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会
第2回 研究会	令和5年5月31日 15:00～17:00	経済産業省第2 共用会議室 オンライン併用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. ルネサスエレクトロニクス株式会社 梅田委員からのプレゼンテーション 3. 田辺三菱製薬株式会社 森様からのプレゼンテーション 4. 事務局説明 5. 自由討議 6. 閉会
第3回 研究会	令和5年6月22日 17:00～19:00	経済産業省別館946会議室 オンライン併用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 事務局説明 3. ソニーグループ株式会社 竹中委員からのご説明 4. ルネサスエレクトロニクス株式会社 梅田委員からのご説明 5. 本田技研工業株式会社 前島委員からのご説明 6. オムロン株式会社 水本様からのご説明 7. オブザーバー等からの意見照会 8. 自由討議 9. 閉会

4.2 研究会の開催概要

- 第4～5回の開催日時、場所、議事次第は下記の通りである。研究会の開催結果として、議事要旨を作成した。

	日時	場所	議事次第
第4回 研究会	令和5年7月13日 16:00～18:00	経済産業省別館628会議室 オンライン併用	1. 開会 2. 株式会社リクルートホールディングス 安妻委員からのプレゼンテーション 3. 事務局説明 4. 自由討議 5. 閉会
第5回 研究会	令和5年7月25日 17:00～18:30	経済産業省別館1107会議室 オンライン併用	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会

4.2 研究会の開催概要

- 第1回研究会における主な意見は下記の通りである。

第1回研究会 開催概要（議事要旨からの抜粋）

日時	令和5年4月26日 17:00～19:00
場所	経済産業省 1107共用会議室 オンライン併用
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 本税制はエクスポスト（事後的）に恩恵を与えるものなので研究開発税制との違いが示せると良い。（制度趣旨） 研究開発拠点や知財を海外に移したい企業の話聞く。目的は人材面などもあるが、税制など制度面の優遇を求めている。現行制度下では、今後は今以上に海外流出は進んでいくと思われる。立地上の優位性という点では、日本企業にとってこの制度の検討は有効に働くのではないかと。（制度趣旨） 日本企業は海外の企業に対して税率の点でかなり劣後している事実がある。企業がその状況を好転させようとする、日本に事業が残らない。それはケイパビリティ、投資家の目線、生産性効率の観点から、国際競争として自然な流れである。どこに拠点を置くかと考えると、税制は必ず考慮すべき点に入る。ワントタイムの恩恵より、税率のランレートを下がることを投資家や企業は歓迎する。事業化して継続的に研究開発してイノベーションを起こし、その事業が国益にかなうのなら、そこを継続的にサポートする税制が良いのではないかと。（制度趣旨） 特許、知財に対する手当とした場合、研究開発税制で手当がしにくかったインプット、たとえばソフトウェアに対する手当はできるかもしれない。（対象知財） 特許権だけでなくノウハウ全体の使用に対してロイヤリティを収受している場合、本制度が当てはまるかどうか議論がある。（対象知財） 会計上の研究開発費にこだわらずに、無形資産投資を対象とした制度が必要であり、企業価値向上へとつながっていく。（適格支出の範囲） 適格支出という点について、「国内で自ら」という要件は原則的に正しいと考えられる。ネクサスアプローチもそうだが、外注を認めるのかという点に関連して、ライセンス支出についてもカウントすべきである。今後自前主義ではなく、オープンイノベーションにより必要なライセンスインなど、技術を導入してくることにしても認めて良いのではないかと。（適格支出の範囲） 研究開発から知財、製品への紐づけについてはある程度割り切った概念で大胆に簡素化しないと、所得と無形資産を繋げることは難しい。（支出と所得の追跡） 医薬品は特許と製品を容易に紐づけられる。研究会初から製品化までにかかる投資を追いかけることで、知財情報と財務情報を紐づけることは可能と考える。（支出と所得の追跡）

4.2 研究会の開催概要

- 第2回研究会における主な意見は下記の通りである。

第2回研究会 開催概要（議事要旨からの抜粋）

日時	令和5年5月31日 15:00～17:00
場所	経済産業省第2 共用会議室 オンライン併用
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除の上限が設けられている場合、事業が成長して利益が伸びると税率の観点ではメリットが薄れてしまうが、本制度は事業がどれだけ成長しても一定の優遇税率が適用されるので、企業にとってはありがたい。投資家の目線で税率で比べられるという点にも寄与する。（制度趣旨） 本制度は研究開発税制の補完的な役割を担うものである。支出のタイミングでクレジットが起きるのではなく、収入が上がるタイミングで恩恵が受けられることにメリットがある。（制度趣旨） 日本企業は海外企業と比べて税率の点で劣後しており、同じ利益を出したとしてもネットインカムが減るため、資源配分の原因が少なくなる。投資家の視点からは、株主に対する配当金が少なくなり、設備投資や研究開発の原資も少なくなる。将来の成長性も魅力的に映らないため、資金調達において不利に働く。総合すると、成長のスピードが遅いという結論になる。（制度趣旨） 対象となる知財の範囲について、産業財産的なものに絞ってしまうと、成り立つ産業と成り立たない産業がある。獲得されるロイヤリティが何を対象にしているかにも繋がるので、対象を絞り込めば絞り込むほど、税制ベネフィットが減る。（対象知財） ソフトウェアも含めた広い無形資産を対象とすべき。ソフトなイノベーションというトレンドは、日本の競争力を伸ばしていく観点では大事である。（対象知財） 公的機関による承認制をとるかどうかについては検討事項である。大きな組織改正や社内の変更があると、合意した通りに計算できなくなり、改めて合意を取り直さないとインセンティブの維持が難しくなる。こういった柔軟性に欠ける部分は課題である。（手続き） 特許の特性に関して、自動車や家電業界は少数の自社特許と、クロスライセンスによりライセンスを受けた多数の他者特許が融合し、数知れない特許が一つの製品を構成している。一方、医薬品業界は、物質特許や製法、製剤特許の数少ない特許が一つの製品に結びつき、医薬品は特許と製品を容易に紐づけられる。（支出と所得の追跡） 英国、オランダは事前承認において対象事業の選別があり、国として育成する産業を選別している。（重点化） オランダはイノベーションボックス税制の導入効果として、特許取得率を指標に効果を測っていた。我々もイノベーションに結び付けて説明するには、適切な指標を設定して効果を測ることが必要である。（その他・効果測定）

4.2 研究会の開催概要

- 第3回研究会における主な意見は下記の通りである。

第3回研究会 開催概要（議事要旨からの抜粋）	
日時	令和5年6月22日 17:00～19:00
場所	経済産業省別館946会議室 オンライン併用
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究費には人文社会系の研究開発が入っていない。フランスは明確に対象としており、FinTechやEdTechが含まれる。日本の場合、このような分野の企業は特許を保有しているが、おそらく研究開発税制を利用していない。ソフトウェア業界も同様であると思う。日本のイノベーションを考える中で、人文社会系の研究開発やソフトウェアを対象とするべきである。（研究費の範囲） 特許出願はされているが、審査請求しないものも多くある。自社で利用するだけで、他者に使われたくない技術などが該当する。出願特許が対象となれば良いが、登録特許だけであるとかかなり狭くなる。（対象知財） 海外の子会社に委託して研究開発をしている場合、海外の関連会社が適格外となると困る。一方で、国内の中央研究所で研究開発をしている場合は国内の関連会社が除外されては困る。企業によって異なり整理が難しい。日本の法人が経済的オーナーシップを持っている部分を適格にすると定義はいかがか。（対象支出） 超過収益力を遡りコストを按分する考え方は、無理がある。特許創出後に、それに対する紐づけの商品が徐々に増えていくため、その開発費用を後から割り振るのは難しい。技術をベースに、海外からロイヤルティをいかに集めてきたかということに振り切る方がスムーズである。（対象所得） Routine profitをどう定義し、対外的に説明ができるレベルでどう算定するかが課題である。（対象所得） プロダクトラインが十数万点、それに対するインプットとしての特許が1万件ほどある。非常にトレースが難しいため、みなし計算を検討してもらいたい。そうならないと、なかなか使いづらい。（支出と所得の追跡） Embedded IPについて、サブストリーム単位で追跡して把握する方法は複雑であり現実的でない。所得の中身を3分割することなく、コストをベースに適格ネットインカムを会社全体で算出し、計算プロセスを簡素化する案が考えられる。ただし、BEPS Action5の分割原則に照らした適格性は検討が必要である。（支出と所得の追跡） 特許出願から承認まで時間がかかる。特許の認定がなくても、製品は販売する。特許登録に係る機関でも優遇する仕組みは、特に、規模の小さい企業にとっては有益である。特例措置を考える際には、計算上で優遇するのではなく、時間的に優遇する方が使いやすい。（中小企業特例）

4.2 研究会の開催概要

- 第4回研究会における主な意見は下記の通りである。

第4回研究会 開催概要（議事要旨からの抜粋）

日時	令和5年7月13日 16:00～18:00
場所	経済産業省別館628会議室 オンライン併用
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 本制度の実現により、研究開発税制の対象となる試験研究費と、本制度の対象となる研究開発費の両方を有価証券報告書等に開示可能となる。研究開発費の総額を開示できれば、海外投資家の誤解の払拭に繋がり、これまで低く見積もられていた日本企業の価値が見直され、株価上昇も期待される。（制度趣旨） 日本の法人税率は30%超であり、他国と比べて高い。この点を逆手に取り、本税制で低い税率を採用したとしても実効税率が15%を下回らないので、思い切った低い税率を適用してはどうか。（制度設計） 税額控除の繰り越しを考えてはどうか。赤字のスタートアップは優遇措置を享受できない。課税所得がマイナスの場合に、利益が出ていれば控除される税額を計算し、それを将来に繰り越して、利益が出たときに回収するような仕組みが必要。繰越欠損金と同じような10年間の繰り越しの猶予があると良い。（制度設計） 還付は難しいと思うが、スタートアップを考えると還付ができれば望ましい。特に米国では、税額控除を移転可能とする制度がある。様々な国が工夫をしているので、日本でも税額控除のあり方について議論すると良い。（制度設計） 機能的な意匠について、製品の特許とセットで権利を取得することはよくある。画面意匠やUIなどは、技術的な形状も含め、十分な製品のための工夫として機能的な部分を担う。ソフトウェアを対象にするならば、UIなども含めて、意匠権を対象に含めても良い。（対象知財） 対象所得について、オランダのPeel-off methodの考え方が参考になる。事前の合意がなくても、計算さえ間違えなければ適用できる。（対象所得） 研究開発税制を享受している企業は1万社であり、同数の企業が事前確認を希望する場合、対象年度の税務申告書を作成する期限までにさばけるか。事前確認を前提にした難しい仕組みを入れると、制度として破綻しかねないという問題意識がある。（手続き） 事前確認に関しては、Q&Aを充実させる方法がある。各企業が自企業のケースに当てはめて判断できると良い。（手続き） 事前確認は税務当局ではなく、経産省や特許庁などが代替えすることが考えられる。（手続き）

4.2 研究会の開催概要

- 第5回研究会における主な意見は下記の通りである。各委員の意見を踏まえ、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ」が最終化された。

第5回研究会 開催概要（議事要旨からの抜粋）

日時	令和5年7月25日 17:00～18:30
場所	経済産業省別館1107会議室 オンライン併用
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 税制の導入にはインパクトが必要である。優遇税率にインパクトがないと、企業的意思決定に影響を与えるものにはならない。諸外国に比して日本の存在感を高める税制にすべきであるというメッセージを含める。（制度趣旨） 本制度が導入され、税率のランレートが低い環境で収益を上げられれば、企業は自ら選んで日本に作るようになる点をアピールする。（制度趣旨） 本税制の対象とする知的財産について、研究開発税制にも波及していくことも見込み、試験研究費よりも広い範囲であることをフラスカティ・マニュアルも用いて説明する。試験研究費の定義が狭い範囲でおさえられている状況があり、打ち出し方が重要である。（適格支出の範囲） 海外事業者への譲渡収益を対象とするかについて、継続的に日本で研究開発活動が行われる余地がなくなるという観点では、対象から外すという考え方もあろうが、日本で所得を確保できるという観点に立つと、譲渡価格が妥当である場合は対象としても良いのではないか。（対象所得） 分野の分野を絞る点について、企業の適格性をどう確認するか。例えば、AIを本制度の対象としたときに、どういう企業がAIテクノロジーの企業なのかという適格性の確認方法を検討すべきである。（重点化） 事前確認について、なるべく外形標準で対応しなければ、行政コストも高まり、利用者側も使いにくくなる。外形標準がうまくいかなければ、研究開発税制における国税庁の試験研究費のガイドラインのように、事例を揃えていくことはどうか。（手続き） 今回の税制は、会計・税務部門だけでなく、事業部門や知財部門と内部ディスカッションを重ね、数か月の準備期間が必要である。税務申告の期限に間に合わせるためには、決算期末後に申請して確認するスケジューリングは難しい。（手続き） 日本はグローバルで通用するコンテンツを作らなければいけないが、それをサポートする税制は研究開発税制である。ソフトウェアは、研究開発税制による税制優遇が難しく、そこが抜け落ちてしまうと、コンテンツが生まれてこない。今後の課題として考えてほしい。（今後の課題） 研究開発税制に関する論点を強調する。研究開発税制も変えないと、アウトプットに対しての税の恩恵を受けられるだけになってしまう。さらにインプットに回すためには、今後さらに研究開発税制も整合的になるよう変えていく必要がある。（今後の課題）

4.2 研究会の開催概要

- 本研究会の成果として、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ」の作成を支援した。

**我が国の民間企業による
イノベーション投資の促進に関する研究会
中間とりまとめ**

令和5年7月31日
経済産業省

目次

1. 背景と問題意識	(7) 重点化
(1) 我が国のイノベーション投資を取り巻く状況	(8) 中小企業特例
(2) 政策支援の対象領域	(9) その他
2. イノベーションボックス制度の概要	4. 残された論点
(1) 制度概略	(1) イノベーションボックス税制の詳細設計
(2) OECD修正ネクサスアプローチ	(2) 修正ネクサスアプローチとの整合性の確保
(3) 諸外国の例	(3) イノベーションボックス税制以外の論点
① イギリス	5. おわりに
② オランダ	参考1 研究会委員名簿
(4) 政策の効果	参考2 研究会開催実績
3. 我が国のイノベーションボックス税制の制度設計試案	参考3 イノベーションボックス税制・手続きの流れイメージ
(1) 制度趣旨	(1) 直接方式の場合
(2) 主要な論点	(2) 間接方式の場合
(3) 対象知財	
(4) 対象所得	
(5) 適格支出の範囲	
(6) 支出と所得の追跡	

出所) 経済産業省 WEBサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/pdf/20230731_1.pdf)

第5章 日本のイノベーション税制の課題分析及び 制度設計に関する提言

第5章 日本のイノベーション税制の課題分析及び制度設計に関する提言

- 令和5（2023）年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」には、特許やソフトウェア等の知的財産権から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設が盛り込まれた。イノベーションボックス税制の創設目的は、「イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすること」とされている。
- イノベーションボックス税制の制度案として以下のように提案されている：

イノベーションボックス税制の制度案

措置期間	7年間（法人の令和7(2025)年4月1日以後開始事業年度について適用）
所得控除率	30%
所得控除算定式	所得控除額 = 対象知的財産権由来所得 × $\frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}}$ × 所得控除率30%
対象となる知的財産権の範囲	特許権及びAI関連のソフトウェアの著作権（令和6(2024)年4月1日以降に取得したもの）
対象となる所得の範囲	知財のライセンス所得及び譲渡所得 （海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く）
知財開発のための支出総額に占める適格支出の割合	自己創出比率あるいはネクサス比率とされ、自己創出比率の計算方法は、企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合を指す

- また、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸 外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する、とされている。

参照: 経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」（2023年12月）

第5章 日本のイノベーション税制の課題分析及び制度設計に関する提言

- 令和5（2023）年12月に発表された日本におけるイノベーションボックス税制の導入予定及びその概要を踏まえると、諸外国のпатент/イノベーションボックス税制に比して以下のような論点及び課題があると考えられる。
 1. オランダや英国のпатент/イノベーションボックス税制が知的財産権が組み込まれた製品の売り上げをも対象にしているのに比し、日本で導入予定のイノベーションボックス税制はそのような製品に組み込まれた知的財産権に係る売り上げを対象にしておらず、ライセンス収入および譲渡所得を対象にしている。その意味で範囲としてはフランスの制度に類似する面が大きいと考えられる。
 2. 対象となる所得について、日本の制度では関連者からのライセンス収入や譲渡所得は除外されている。この点につき、OECDの有害税制に係るAction 5のレポートは特別に限定していないと考えられるものの、諸外国がどのように取り扱っているか引き続きリサーチが必要と考えられる。
 3. 日本の制度では対象となる知的財産権として、人口知能(AI)分野のソフトウェアが予定されている。ソフトウェアについては、Software as a Service (Saas)という提供形態も存し、その使用料については、知的財産権の使用料というよりもサービスの対価ではないかと考えられる余地もある。そのようなソフトウェアのライセンス料の範囲や考え方について更なる検討が必要と考えられる。
 4. 特許権等の知的財産権のライセンス収入については、そのライセンス契約においてイノベーションボックスの対象となる適格知的財産権とそうでない資産やサービスが含まれている場合、どのように区分するのかが課題となる。契約上明確に対象知的財産権やその対価が区分されていれば比較的イノベーションボックスの対象となる知的財産権や対象所得を把握することは容易であるが、そのように明確に区分されていない場合、移転価格の考え方、手法を用いて区分することも考えられるが、どのような場合にそのような検討が必要になるのか、また、手法も含めた検討が課題であると考えられる。

第5章 日本のイノベーション税制の課題分析及び制度設計に関する提言

5. イノベーションボックス税制は、収入のみならず、適格費用比率（ネクサス比率）の観点から知的財産権開発に係る費用のトラッキングが求められる。この観点から、制度導入後数年たって制度を適用する場合、納税者の負担軽減のための何らかの措置があり得るのかも検討課題であると考えられる。
6. オランダやイギリスの制度と異なり、知的財産権が組み込まれた製品の売上は日本におけるイノベーションボックス税制の対象とはならないこととなっている。他方、令和5（2023）年12月の与党税制改正大綱においては、イノベーションボックス税制の創設に際して、「イノベーションボックス税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。」とされている。

知的財産権が組み込まれた製品の売上をイノベーションボックス税制の対象所得とする際の課題として、売上の中には、知的財産権由来ではなく、マーケティング活動に由来する収益部分等が含まれていると考えられるところ、当該マーケティング由来所得等の除外がOECDの有害税制に係るAction 5のレポートにおいても求められている点がある。

当該OECDレポートはまた、マーケティング由来所得等の除外にあたっては移転価格税制の手法を用いることを求めている。このような点を含め、諸外国における制度、執行状況についても引き続きリサーチが必要と考えられる。

Appendix

1. アンケート調査票（大企業向け）

■ WEBアンケート調査

大企業向けのアンケート調査票について以下に示す。

図表 大企業アンケート調査項目①

1. 貴社名、業種をご記入ください。	
1-1	貴社名
1-2	証券コード
1-3	業種分類
2. 貴社の売上高、従業員数をご記入ください。	
2-1	売上高（連結）
2-2-1	従業員数（連結）
2-2-2	従業員のうち研究者数（連結）
3. 研究開発税制の税額控除額について、ご回答ください。	
3-1	令和3年度あるいは令和4年度に、研究開発税制（一般型）を利用しましたか。 （はい、いいえ選択）
研究開発税制（一般型）をご利用の方にお伺いします。	
3-1-1	試験研究費の額
3-1-2	増減試験研究費割合
3-1-3	当期税額控除割合
3-1-4	調整前法人税額
3-1-5	特例加算の割合（売上高試験研究費割合10%超の場合）
3-1-6	法人税額の特別控除額

3. 研究開発税制の税額控除額について、ご回答ください。	
3-2	令和3年度あるいは令和4年度に、研究開発税制（オープンイノベーション型）を利用しましたか。（はい、いいえ選択）
研究開発税制（オープンイノベーション型）をご利用の方にお伺いします。	
3-2-1	特別試験研究費の額
3-2-2	特別試験研究費のうち特別研究機関等との特別試験研究費の額
3-2-3	特別試験研究費のうち大学等との特別試験研究費の額
3-2-4	特別試験研究費のうち新事業開拓事業者等との特別試験研究費の額
3-2-5	特別試験研究費のうち成果活用促進事業者との特別試験研究費の額
3-2-6	特別試験研究費のうち他の者との特別試験研究費の額
3-2-7	特別試験研究費のうち技術研究組合にて共同で行う試験研究費の額
3-2-8	特別試験研究費のうち特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究費の額
3-2-9	調整前法人税額
3-2-10	法人税額の特別控除額
3-3	研究開発税制をご利用の方にお伺いします。
3-3-1	試験研究費及び特別試験研究費のうち、海外委託研究費及び海外共同研究費の額

1. アンケート調査票（大企業向け）

図表 大企業アンケート調査項目②

4. イノベーションボックス税制の対象所得と対象支出について、以下の質問にご回答ください	
4-1	対象知財についてお伺いします。
4-1-1	ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知的財産の種類（※複数回答） 選択肢：1.特許権、2.実用新案権、3.意匠権、4.商標権 ：5.ソフトウェア、6.その他、7.該当する収入がない
4-1-2	4-1-1 で 6 その他を選択した方は、具体的な対象知財をお答えください。
4-2	（4-1-1で7以外を選択された方）対象所得についてお伺いします。
4-2-1	知財の譲渡収入
4-2-2	譲渡収入を得た知財の税務上の簿価
4-2-3	ライセンス収入
4-2-4	ライセンス収入を得ている知財の税務上の償却費
4-2-5	ライセンス収入のうち、ソフトウェアのライセンス収入
4-2-6	ライセンス収入を得ているソフトウェアの税務上の償却費
4-3	令和4年度において、対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）の売上はありますか。 対象知財を組み込んだ製品（Embedded IP）についてお伺いします。
4-3-1	売上に占める対象製品の売上の割合
4-3-2	対象製品の売上に占める新規製品（過去3年以内に開発）の売上の割合
4-3-3	対象製品による売上
4-3-4	対象製品の営業利益
4-3-5	対象製品の売上原価

4. イノベーションボックス税制の対象所得と対象支出について、以下の質問にご回答ください	
4-4	研究開発支出についてお伺いします。
4-4-1	「クラウドサービス等のローンチ後の更新投資に係る研究開発支出」がわかる場合その金額（国内）
4-4-2	「人文・社会科学に係る研究開発支出」がわかる場合その金額（国内）
4-4-3	研究開発支出（国内）のうち関連当事者へのアウトソーシング（国内）
4-4-4	研究開発支出（国内）のうち第三者へのアウトソーシング（国内）
4-4-5	研究開発支出（国内）のうち第三者へのアウトソーシング（国内）のうち公的機関及び大学へ支出した研究費
4-4-6	「クラウドサービス等のローンチ後の更新投資に係る研究開発支出」がわかる場合その金額（海外）
4-4-7	「人文・社会科学に係る研究開発支出」がわかる場合その金額（海外）
4-4-8	研究開発支出（海外）のうち関連当事者へのアウトソーシング（海外）
4-4-9	研究開発支出（海外）のうち第三者へのアウトソーシング（海外）
4-4-10	研究開発支出（海外）のうち第三者へのアウトソーシング（海外）のうち公的機関及び大学へ支出した研究費
4-5	特定分野の対象製品についてお伺いします。
4-5-1	売上に占める経済安保に該当する対象製品の売上の割合
4-5-2	売上に占めるAIに該当する対象製品の売上の割合（令和4年度）
4-5-3	売上に占めるGXに該当する対象製品の売上の割合（令和4年度）
4-5-4	売上に占めるDXに該当する対象製品の売上の割合（令和4年度）

2. アンケート調査票（中小企業向け）

■ WEBアンケート調査

中小企業向けのアンケート調査票について以下に示す。

図表 中小企業アンケート調査項目①

1. 貴社名、業種をご記入ください。	
1-1	貴社名
1-2	業種分類
2. 貴社の売上高、従業員数をご記入ください。	
2-1	売上高（連結）
2-2-1	従業員数（連結）
2-2-2	従業員のうち研究者数（連結）
3. 研究開発税制の税額控除額について、ご回答ください。	
3-1	令和4年度に、研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）を利用しましたか。（はい、いいえ選択）
研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）をご利用の方にお伺いします。	
3-1-1	試験研究費の額
3-1-2	比較試験研究費の額
3-1-3	増減試験研究費割合
3-1-4	平均売上金額
3-1-5	当期税額控除割合
3-1-6	税額控除限度額
3-1-7	調整前法人税額
3-1-8	課税所得金額
3-1-9	特例加算の割合（売上高試験研究費割合 10%超の場合）
3-1-10	コロナ特例の特例加算の割合
3-1-11	法人税額の特別控除額

3. 研究開発税制の税額控除額について、ご回答ください。	
3-2	令和4年度に、研究開発税制（オープンイノベーション型）を利用しましたか。（はい、いいえ選択）
研究開発税制（オープンイノベーション型）をご利用の方にお伺いします。	
3-2-1	特別試験研究費の額
3-2-2	特別研究機関等との特別試験研究（額／件数）
3-2-3	大学等との特別試験研究（額／件数）
3-2-4	成果活用促進事業者との共同試験研究（額／件数）
3-2-5	新事業開拓事業者との共同試験研究（額／件数）
3-2-6	他の者との共同試験研究（額／件数）
3-2-7	技術研究組合の賦課金（額／件数）
3-2-8	大学等への委託試験研究（額／件数）
3-2-9	新事業開拓事業者等との委託試験研究（額／件数）
3-2-10	特定中小企業者等への委託試験研究（額／件数）
3-2-11	成果活用促進事業者との委託試験研究（額／件数）
3-2-12	他の者との委託試験研究（額／件数）
3-2-13	特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究（額／件数）
3-2-14	希少疾病関連研究（額／件数）
3-2-15	震災特例法第17条の5第2項（額／件数）
3-2-16	震災特例法第18条の第2項（額／件数）
3-3	研究開発税制をご利用の方にお伺いします。
3-3-1	試験研究費及び特別試験研究費のうち、海外委託研究費及び海外共同研究費の額

2. アンケート調査票（中小企業向け）

図表 中小企業アンケート調査項目②

4. イノベーションボックス税制の対象所得と対象支出について、以下の質問にご回答ください	
4-1	対象知財についてお伺いします。
4-1-1	ライセンス収入や譲渡収入等を得ている知的財産の種類（※複数回答）
	選択肢：1.特許権、2.実用新案権、3.意匠権、4.商標権
	：5.ソフトウェア、6.その他、7.該当する収入がない
4-1-2	4-1-1 で 6 その他を選択した方は、具体的な対象知財をお答えください。
4-2	（4-1-1で7以外を選択された方）対象所得についてお伺いします。
4-2-1	知財の譲渡収入
4-2-2	譲渡収入を得た知財の税務上の簿価
4-2-3	ライセンス収入
4-2-4	ライセンス収入を得ている知財の税務上の償却費
4-2-5	ライセンス収入のうち、ソフトウェアのライセンス収入
4-2-6	ライセンス収入を得ているソフトウェアの税務上の償却費
4-4	研究開発支出についてお伺いします。
4-4-1	1.研究開発支出のうち海外関連当事者へのアウトソーシングの占める割合
4-4-2	2.研究開発支出のうち国内関連当事者へのアウトソーシングの占める割合
4-5	特定分野の対象製品についてお伺いします。
4-5-2	売上に占めるAIに該当する対象製品の売上の割合（令和4年度）